第七十六回国会
衆議院

地方行政委員会議録　第一号

本国会召集日（昭和五十年九月十一日）（木曜日）（午前零時現在）における本委員は、次のとおりである。

委員長　大西　正男君
理事　愛野興一郎君　理事　片岡　清一君
理事　島田　安夫君　理事　高鳥　修君
理事　中山　利生君　理事　佐藤　敬治君
理事　山本弥之助君　理事　三谷　秀治君
伊能繁次郎君　亀山　孝一君
木村武千代君　小山　省二君
篠田　弘作君　住　栄作君
渡海元三郎君　永山　忠則君
古屋　亨君　保岡　興治君
渡辺　紘三君　井岡　大治君
岩垂寿喜男君　小川　省吾君
細谷　治嘉君　山田　芳治君
多田　光雄君　林　百郎君
小川新一郎君　小濱　新次君
折小野良一君

昭和五十年十月三十日（木曜日）
午前九時四十二分開議

出席委員
委員長　大西　正男君
理事　愛野興一郎君　理事　片岡　清一君
理事　高鳥　修君　理事　中山　利生君
理事　佐藤　敬治君　理事　山本弥之助君
理事　三谷　秀治君
伊能繁次郎君　篠田　弘作君
住　栄作君　渡海元三郎君
永山　忠則君　古屋　亨君
岩垂寿喜男君　小川　省吾君
細谷　治嘉君　山田　芳治君
多田　光雄君　小川新一郎君
小濱　新次君　折小野良一君

出席国務大臣
自治大臣　福田　一君

出席政府委員
通商産業省立地公害局長　宮本　四郎君
自治政務次官　左藤　恵君
自治省行政局公務員部長　植弘　親民君
消防庁次長　森岡　敞君

委員外の出席者
大蔵省主計局共済課長　岡田　愛己君
自治省行政局公務員部福利課長　大嶋　孝君
自治省財政局財政課長　石原　信雄君
地方行政委員会調査室長　日原　昭雄君

委員の異動
十月二十日
辞任　補欠選任
細谷　治嘉君　湯山　勇君
同日
辞任　補欠選任
湯山　勇君　細谷　治嘉君
同月二十三日
辞任　補欠選任
細谷　治嘉君　阿部　昭吾君
小濱　新次君　正木　良明君
同日
辞任　補欠選任
阿部　昭吾君　細谷　治嘉君
正木　良明君　小濱　新次君
同月二十八日
辞任　補欠選任
林　百郎君　松本　善明君
同日
辞任　補欠選任
松本　善明君　林　百郎君

九月十一日
地方公営企業法及び地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（井岡大治君外六名提出、第七十五回国会衆法第二七号）
十月十一日
石油コンビナート等災害防止法案（内閣提出第二三号）
昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二五号）
同月二十五日
昭和五十年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律案（内閣提出第三〇号）
九月三十日
自治体病院の健全化に関する請願（大西正男君紹介）（第三号）
自治体病院健全化に関する請願外一件（大西正男君紹介）（第四号）
同（志賀節君紹介）（第五〇号）
同（田村良平君紹介）（第一七二号）
同（福田篤泰君紹介）（第一七三号）
事業税に事業主報酬制度創設に関する請願（近藤鉄雄君紹介）（第七号）
同（森喜朗君紹介）（第一四号）
同（奥田敬和君紹介）（第五一号）
同（粕谷茂君紹介）（第五二号）
同（羽田孜君紹介）（第五三号）
同（萩原幸雄君紹介）（第五四号）
同（渡辺紘三君紹介）（第五五号）
同（園田直君紹介）（第八三号）
同（武藤嘉文君紹介）（第八四号）
同（亀岡高夫君紹介）（第九九号）
同外一件（片岡清一君紹介）（第一〇〇号）
同（西村英一君紹介）（第一〇一号）
同（濱野清吾君紹介）（第一〇二号）
同（福田篤泰君紹介）（第一〇三号）
同（渡辺栄一君紹介）（第一〇四号）
同（今井勇君紹介）（第一七四号）
同（久野忠治君紹介）（第一七五号）
同（菅波茂君紹介）（第一七六号）
同（濱野清吾君紹介）（第一七七号）
地方財政の確立及び自治権の拡大に関する請願（玉置一徳君紹介）（第一五号）
地方財政の充実強化に関する請願（鈴木善幸君紹介）（第四九号）
地方財政危機打開に関する請願（關谷勝利君紹介）（第一七一号）
地方財政の危機打開に関する請願（近江巳記夫君紹介）（第一七八号）
十月六日
地方財政の危機打開に関する請願（板川正吾君紹介）（第二一三号）
同（太田一夫君紹介）（第二一四号）
同（川崎寛治君紹介）（第二一五号）
同（堀昌雄君紹介）（第二一六号）
同（村山喜一君紹介）（第二一七号）
同（横路孝弘君紹介）（第二一八号）
同（安井吉典君紹介）（第二一九号）
同（石野久男君紹介）（第二二四号）
同（金瀬俊雄君紹介）（第二二五号）
同（田中武夫君紹介）（第二二六号）
同（竹内猛君紹介）（第二二七号）

同(加藤清二君紹介)(第三四五号)
同(木島喜兵衛君紹介)(第三四六君)
同(平林剛君紹介)(第三四七号)
地方財政の確立に関する請願(川崎寛治君紹介)(第二二〇号)
同(村山喜一君紹介)(第二二一号)
自治体病院健全化に関する請願(田澤吉郎君紹介)(第二三七号)
同(福田篤泰君紹介)(第二三八号)
同(大野潔君紹介)(第三〇三号)
同(小坂善太郎君紹介)(第三〇四号)
同(竹内黎一君紹介)(第三四一号)
事業税に事業主報酬制度創設に関する請願(櫻内義雄君紹介)(第二三九号)
同(林義郎君紹介)(第二四〇号)
同(藤井勝志君紹介)(第二四一号)
同(上村千一郎君紹介)(第二七四号)
同(亀山孝一君紹介)(第二七五号)
同(中垣國男君紹介)(第二七六号)
同(二階堂進君紹介)(第二七七号)
同外一件(橋本龍太郎君紹介)(第二七八号)
同(山本幸雄君紹介)(第二七九号)
同(渡部恒三君紹介)(第二八〇号)
同(渡辺紘三君紹介)(第二八一号)
同(越智通雄君紹介)(第三〇五号)
同(黒金泰美君紹介)(第三〇六号)
同(小山長規君紹介)(第三〇七号)
同(田中龍夫君紹介)(第三〇八号)
同(千葉三郎君紹介)(第三〇九号)
同(西村直己君紹介)(第三一〇号)
同(福田篤泰君紹介)(第三一一号)
同(藤井勝志君紹介)(第三一二号)
同(武藤嘉文君紹介)(第三一三号)
同(大村襄治君紹介)(第三四二号)
同外一件(小坂德三郎君紹介)(第三四三号)
同(根本龍太郎君紹介)(第三四四号)
地方財政確立に関する請願(山中貞則君紹介)(第二四二号)
地方財政制度の改革に関する請願(大野潔君紹介)(第三一八号)
同月十三日
自治体病院健全化に関する請願(小山省二君紹介)(第三六四号)
地方財政の危機打開に関する請願(諫山博君紹介)(第三六五号)
同(庄司幸助君紹介)(第三六六号)
同(楢崎弥之助君紹介)(第三六七号)
同(三谷秀治君紹介)(第三六八号)
同(山田耻目君紹介)(第三六九号)
同(梅田勝君紹介)(第三七八号)
同(野間友一君紹介)(第三七九号)
同(上原康助君紹介)(第四四〇号)
同(江田三郎君紹介)(第四四一号)
同(田中美智子君紹介)(第四四二号)
同(竹村幸雄君紹介)(第四四三号)
同(野坂浩賢君紹介)(第四四四号)
同(古川喜一君紹介)(第四四五号)
同(兒玉末男君紹介)(第五二八号)
同(田中昭二君紹介)(第五二九号)
事業税に事業主報酬制度創設に関する請願外一件(福田篤泰君紹介)(第三七〇号)
同(横山利秋君紹介)(第三七一号)
同(加藤清政君紹介)(第四三九号)
同(足立篤郎君紹介)(第五二〇号)
同外一件(小川平二君紹介)(第五二一号)
同(鴨田宗一君紹介)(第五二二号)
同(栗原祐幸君紹介)(第五二三号)
同(齋藤邦吉君紹介)(第五二四号)
同(坪川信三君紹介)(第五二五号)
同(中村弘海君紹介)(第五二六号)
同(森喜朗君紹介)(第五二七号)
昭和五十年度の地方財政危機打開に関する請願(木村俊夫君外二名紹介)(第五三〇号)
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願外二十一件(上村千一郎君紹介)(第五三一号)
同外十件(久野忠治君紹介)(第五三二号)
同月十六日
事業税に事業主報酬制度創設に関する請願(赤澤正道君紹介)(第六三〇号)
同外一件(天野公義君紹介)(第六三一号)
同外一件(内田常雄君紹介)(第六三二号)
同外二件(粕谷茂君紹介)(第六三三号)
同(河村勝君紹介)(第六三四号)
同外一件(木部佳昭君紹介)(第六三五号)
同(倉石忠雄君紹介)(第六三六号)
同(小此木彦三郎君紹介)(第七〇九号)
同(小山省二君紹介)(第七二五号)
同(小川平二君紹介)(第七六五号)
同外一件(三枝三郎君紹介)(第七六六号)
同(志賀節君紹介)(第七六七号)
同(八田貞義君紹介)(第七六八号)
同(福田篤泰君紹介)(第七六九号)
地方財政の危機打開に関する請願(内海清君紹介)(第六三七号)
同(津川武一君紹介)(第七一〇号)
同(森井忠良君紹介)(第七二六号)
同外一件(堂森芳夫君紹介)(第七七〇号)
自治体病院健全化に関する請願(黒金泰美君紹介)(第六三八号)
同(荒舩清十郎君紹介)(第七六三号)
同(土橋一吉君紹介)(第七六四号)
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願外十件(浦野幸男君紹介)(第六三九号)
同外三件(江崎寅澄君紹介)(第六四〇号)
同外十一件(中垣國男君紹介)(第六四一号)
同外三件(早稲田柳右ヱ門君紹介)(第六四二号)
同外五件(海部俊樹君紹介)(第七七一号)
地方財政確立のための施策に関する請願(米原昶君紹介)(第七七二号)
同月二十三日
自治体病院の健全化に関する請願(旗野進一君紹介)(第八三一号)
同(渡辺紘三君紹介)(第八六八号)
同(阿部助哉君紹介)(第九一一号)
事業税に事業主報酬制度創設に関する請願外一件(森喜朗君紹介)(第八三二号)
同(浦野幸男君紹介)(第八六五号)
同(加藤清政君紹介)(第八六六号)
同外一件(宮澤喜一君紹介)(第八六七号)
同(宇都宮德馬君紹介)(第九三〇号)
同(黒金泰美君紹介)(第九六一号)
同(小坂德三郎君紹介)(第九六二号)
同外四件(地崎宇三郎君紹介)(第九六三号)
地方財政確立のための施策に関する請願(米原昶君外一名紹介)(第八三三号)
自治体病院健全化のための施策に関する請願(赤城宗德君紹介)(第八三四号)
地方公務員共済組合における産休補助教員の加入条件緩和等に関する請願(林百郎君紹介)(第八六四号)
地方財政の危機打開に関する請願(土井たか子君紹介)(第八六九号)
同(石橋政嗣君紹介)(第九六四号)
自治体病院健全化に関する請願(久保田鶴松君紹介)(第九一〇号)
同(熊谷義雄君紹介)(第九六〇号)
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願(臼井莊一君紹介)(第九三一号)
同月二十八日
自治体病院健全化に関する請願(小渕恵三君紹介)(第一〇六六号)
同(篠田弘作君紹介)(第一一〇六号)
同(長谷川正三君紹介)(第一一〇七号)
事業税に事業主報酬制度創設に関する請願外二件(田中榮一君紹介)(第一〇六七号)
同(佐々木秀世君紹介)(第一一〇八号)
地方財政の危機打開に関する請願(佐野憲治君紹介)(第一〇六八号)
同(佐野進君紹介)(第一一〇九号)
同(清水德松君紹介)(第一一一〇号)
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願(柴田睦夫君紹介)(第一一一一号)
固定資産税の改定に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第一一一二号)
地方財政の強化に関する請願(鈴木善幸君紹介)

（第一一一三号）
市街化区域内農地の宅地並み課税反対に関する請願（粟山ひで君紹介）（第一一一四号）
地方財政の危機突破対策に関する請願（粟山ひで君紹介）（第一一一五号）

同月二十九日
地方財政の危機打開に関する請願（小林政子君紹介）（第一一一七四号）
同（石田幸四郎君紹介）（第一二一四〇号）
地方財政の確立に関する請願（辻原弘市君紹介）（第一一一七五号）
同（坂井弘一君紹介）（第一二一四一号）
名古屋市営交通事業の財政危機打開等に関する請願（山本弥之助君紹介）（第一一一七六号）
同（細谷治嘉君紹介）（第一二一四二号）
同（山本弥之助君紹介）（第一二一四三号）
同（石田幸四郎君紹介）（第一二一八八号）
同（細谷治嘉君紹介）（第一二一八九号）
同（山本弥之助君紹介）（第一二一九〇号）
自治体病院の健全化に関する請願（近藤鉄雄君紹介）（第一二一八八号）
自治体病院健全化に関する請願外一件（木野晴夫君紹介）（第一二一九号）
事業税に事業主報酬制度創設に関する請願（内田常雄君紹介）（第一二一三〇号）
同外七件（江崎真澄君紹介）（第一二一三一号）
同（越智通雄君紹介）（第一二一三二号）
同（鯨岡兵輔君紹介）（第一二一三三号）
同（田中龍夫君紹介）（第一二一三四号）
同外一件（中村弘海君紹介）（第一二一三五号）
同外一件（廣瀬正雄君紹介）（第一二一三六号）
同（小泉純一郎君紹介）（第一二一三七号）
同（増岡博之君紹介）（第一二一三八号）
同（宮澤喜一君紹介）（第一二一三九号）
自治体病院健全化のための施策に関する請願（竹内猛君紹介）（第一二一八七号）
地方自治体の財政危機打開に関する請願外二件（久保田鶴松君紹介）（第一二一九一号）
同（小濱新次君紹介）（第一二一九二号）
同（北側義一君紹介）（第一二一九三号）
同（坂井弘一君紹介）（第一二一九四号）
同（坂口力君紹介）（第一二一九五号）
同（鈴切康雄君紹介）（第一二一九六号）
同（田中昭二君紹介）（第一二一九七号）
同（松尾信人君紹介）（第一二一九八号）
同（松本忠助君紹介）（第一二一九九号）
は本委員会に付託された。

十月二日
地方財政の確立に関する陳情書外二十七件（島根県議会議長松本芳人外三十四名）（第七号）
地方超過負担解消に関する陳情書外三件（秩父市議会議長根岸恒一外三名）（第八号）
地方交付税率の引上げ等に関する陳情書（鹿児島市議会議長小島次雄）（第九号）
不況下における地方行財政改革の推進等に関する陳情書外一件（大阪市東区内本町橋詰町五八の七大阪商工会議所会頭佐伯勇外一名）（第一〇号）
地方公営水道事業に対する国の財政援助等に関する陳情書外四件（舞鶴市議会議長高田林外四名）（第一一号）
昭和五十年度地方財政の運営に関する自治省通達の撤回等に関する陳情書外二件（大阪府議会議長東武外二名）（第一二号）
新広域市町村圏構想の早期樹立等に関する陳情書（広域市町村圏指定都市議会協議会理事宮津市議会議長丸山篤巳）（第一三号）
地方公務員の定年制実現に関する陳情書（津山市議会議長神崎裕康）（第一四号）
地方公務員の共済制度改善に関する陳情書（東京都千代田区二番町二市町村職員共済組合連合会理事長岩崎純三）（第一五号）
広域消防事務組合に対する国庫補助増額等に関する陳情書（仙台市本町三の五の一一宮城県消防協会長村上勝衛）（第一六号）
三菱石油水島製油所の防災体制確立等に関する陳情書（香川県議会議長小磯治芳）（第一七号）
事業所税の改善措置に関する陳情書（西宮市議会議長江上常富）（第一八号）
市街化区域内農地の宅地並み課税反対に関する陳情書外一件（前橋市議会議長鈴木長治外一名）（第一九号）
自治体病院の経営健全化等に関する陳情書（新潟市一番堀通五九二四全国自治体病院協議会新潟県支部長布施栄信）（第二〇号）
自動車損害賠償保障法第五条違反者の取締強化に関する陳情書（東京都北区上中里町一の一四の一五太田財政研究所長太田政記）（第一〇二号）
不良広告物等に対する警察による取締強化に関する陳情書（東京都北区上中里町一の一四の一五太田財政研究所長太田政記）（第一〇三号）

同月二十一日
地方財政危機打開に関する陳情書外九十八件（犬山市議会議長吉田和光外百二十名）（第一一三号）
農地の固定資産税適正化に関する陳情書外四件（貝塚市議会議長中司文一外四名）（第一一四号）
地方公営水道事業に対する財政措置強化に関する陳情書外一件（中国四国九県議会正副議長会議代表島根県議会議長松本芳人外九名）（第一一五号）
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
小委員会設置に関する件
国政調査承認要求に関する件
昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第二五号）
石油コンビナート等災害防止法案（内閣提出第二三号）

○大西委員長　これより会議を開きます。
国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。
すなわち、本会期中、地方行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するため、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により、
地方自治に関する事項
地方財政に関する事項
警察に関する事項
消防に関する事項
以上の各事項について、国政に関する調査を行うため、衆議院規則第九十四条により、議長に対し承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○大西委員長　ご異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○大西委員長　次に、小委員会設置の件についてお諮りいたします。
地方税制度全般について検討を図るため、小委員十一名から成る地方税に関する小委員会、消防関係法令の整備及び消防施設の整備強化を図るため、小委員十一名から成る消防に関する小委員会及び地方公営企業の制度全般の調査並びに都市圏交通と公営交通事業の対策樹立を図るため、小委員十一名から成る地方公営企業等に関する小委員会をそれぞれ設置いたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○大西委員長　ご異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
次に、小委員及び小委員長の選任についてお諮りいたします。
各小委員会の小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西委員長　ご異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、委員長において、追って小委員及び小委員長を指名し、公報をもって御通知いたします。

なお、各小委員会の小委員及び小委員長の辞任の許可並びに補欠選任につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西委員長　御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○大西委員長　内閣提出に係る昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。福田自治大臣。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○福田(一)国務大臣　ただいま議題となりました昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

政府は、恩給年額の増額を図るため、恩給法等の一部を改正する法律案を今国会に提出いたしておりますが、これに伴い、地方公務員の退職年金制度についても、恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、廃疾年金の受給資格の消滅時期の延長、給料年額の算定方法の改正に伴う退職年金等の年金額の是正等の措置を講ずるとともに、地方議会議員に係る退職年金等の増額改定措置及び地方団体関係団体の職員に係る退職年金制度について地方公務員共済組合制度の改正に準ずる措置を講ずる必要があります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方公務員共済組合制度の改正に関する事項のうち、恩給制度の改正に伴うものについてであります。

その一は、恩給年額の増額の措置に準じ、地方公務員共済組合が支給する退職年金等の額について増額することとしております。すなわち、その額を、昭和四十八年度以前の退職に係るものについては昭和五十年八月分から二九・三%増額するものとし、加えて、昭和四十四年度以前の退職に係るものについては昭和五十一年一月分から退職時期の区分に応じ、さらに三・七%を限度として増額する措置を講ずることとしております。

その二は、恩給における最低保障額の引き上げに伴い、退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げる措置を講ずることとしております。

その三は、恩給における八十歳以上の老齢者に支給する普通恩給等の加算措置が改善されたことに伴い、年金条例職員期間等を有する八十歳以上の老齢者に支給する退職年金、廃疾年金及び遺族年金について、その額に十年を限度として最短年金年限を超える年数一年について給料年額の三百分の一に相当する額を加える措置を講ずることとしております。

その四は、恩給における増加恩給の額が増額されたことに伴い、公務による廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げる措置を講ずることとしております。

その五は、以上の措置のほか、旧軍人等の加算年の年額計算への算入要件の緩和等の措置を講ずることとしております。

第二は、その他の地方公務員共済組合制度の改正に関する事項であります。

その一は、廃疾年金を受ける権利は、廃疾の状態に該当しなくなった日から廃疾の状態に該当することなく三年を経過したときに消滅することとし、廃疾の状態に該当しなくなったときは、その間、廃疾年金の支給を中止することとしております。

その二は、掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額を三十一万円に引き上げることとしております。

その三は、旧沖縄県町村吏員恩給組合の恩給条例の規定により退隠料等の給受権を有することとなる者及び旧樺太にあった市町村の退職年金条例の規定による退隠料等の受給権を有していた者について、それぞれ当該退隠料等に相当する給付を支給する措置を講ずることとしております。

その四は、昨年度において長期給付の給付額の算定の基準となるべき給料の算定方法が退職前三年間における掛金の標準となった給料から退職前一年間における掛金の標準となった給料に改正されたことに伴い、昭和四十四年度以前に退職した者のうち、退職年金等の年金額の是正が必要なものについては、その年金額の是正措置を講ずることとしております。

その五は、更新組合員またはこれに準ずる者の地方公共団体における特異な雇用状況にあった期間を退職年金の受給資格を得るための期間として取り扱う措置を講ずることとしております。

第三は、その他の制度の改正に関する事項であります。すなわち、地方議会議員共済会が支給する退職年金等について、増額改定をするとともに、地方団体関係団体の職員の年金制度について、地方公務員共済組合制度における措置に準じて所要の措置を講ずることとしております。

以上が、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○大西委員長　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小川省吾君。

○小川(省)委員　ただいま提案になりました共済組合法に対して質問を申し上げますが、私は通常国会においても実は質問に立たせていただいておりますし、まるきり内容も同じでありますから、なるべく簡潔に、重複に類するようなものは避けて、特にさわり的な面だけについて、お伺いをいたしてまいりたいと思っております。

先国会の、特に附帯決議に関係してでありますが、実は附帯決議に関連をしつつ、通常国会でも質問をいたしたわけでありますが、共済組合法については大体同じような附帯決議を何回もつけてきているわけですね。このことは、これらの附帯決議が非常に重要な問題であると同時に、組合員としては非常に切実に望んでいるという、緊急に解決をしなければならない要素を含んでいる課題だというふうに実は思っておるわけであります。これらについて、あれ以降どう努力をし、検討をされたのか、具体的にまずお尋ねをいたしたいと思うのであります。

また、現在でも解消をしない向きがありますから、恐らく同じ法律案がそのまま出てきたんだと思いますが、これらの附帯決議の隘路がどこにあったのか。それらについても具体的にお尋ねをいたしたいと思います。

○植弘政府委員　附帯決議をいただいております点につきましては、その御趣旨に従いまして努力いたしておりますことは申すまでもございませんが、毎回お答えいたしておりますように、地方公務員共済制度が単に地方公務員の制度としてだけで存在せずに、他の公的年金、たとえば身近なものでは恩給制度なり国家公務員共済制度、それからまた、広く一般国民に関係の深い厚生年金といったようなものとの関連がございますために、私どもも附帯決議の趣旨に従ってやりたいと思いま

しても、やはりそういった各種年金との均衡を保持するということもございますので、なかなか御趣旨に沿ってない点はまことに申しわけなく思っております。

いま具体的にということでございましたので、ことしの五月に当委員会でいただきました附帯決議につきましては、まず一番目が関係閣僚協議会の関係でございますが、この点につきましては、先般もお答え申し上げましたけれども、現在厚生省におきましては、公的年金制度を全般的にどうするかということで、厚生大臣の諮問機関を設置いたしましたし、それからまた、社会保険審議会でも検討を行っております。具体的に共済の分野におきましては、国家公務員共済審議会あるいは私どもの地方公務員共済審議会、こういうところにおきまして、個別に根本問題についての検討を現在行っております。たとえば、私どもでは附帯決議をいただきましてから、ことしでもすでに三回やってございます。そういうふうに個別的にやっておりまして、それがある程度方向が出ました際に、もうちょっとやるのが適当じゃないのだろうかということで、いま進めているところでございます。

それから、二番目の公的負担の関係でございますが、この点につきましても、これは私どもといたしましても年来の主張でございまして、先生よく御承知のように、厚生年金では二〇%、それから農林年金だとか私学では一八%といったようなことになっておりますので、共済についても現在の一五%を引き上げてほしいという組合員側の要望も強く、私どももその必要性は考えております。この前の委員会におきましても、せめて農林、私学並みの一八%までを第一段階の目標としてということで努力いたしておりますが、今国会も一応関係の向きからは予算要求していただいております。

ただ、こういったような財政情勢になりましたので、そう簡単にいけるかどうか。なおまた、先般も申し上げましたが、厚年等を初めとしての公的年金全般を考える中で、そういうものをどう位置づけるかという点もこの際しっかり考えなければならない問題じゃないだろうかというふうに考えております。

それから、三番目のスライド制の問題でありますけれども、これも毎回同じお答えで恐縮に存じますが、制度としてはまだ実施されておりませんが、実際問題といたしましては、恩給におきまして賃金スライド制がとられているわけであります。ルール化されているわけであります。私どもの今回提案いたしております法律でも、実際上は賃金スライドと同じ立場で改正をお願いしているところでございます。したがいまして、現実的にはそういうふうにスライド制がもうルール化されておるのではございますが、これを法制化するといたしますならば、やはり最も身近な恩給なり国家公務員共済なりとの関連を考慮しなければならないということになろうかと思っております。

それから、四番目の最低保障額の問題と一時金の控除の問題でありますが、これは先生御指摘のように最低保障というものをどう考えるかという根本問題があるわけでありまして、最低保障があるにもかかわらず、その中から一時金を引くとはちょっとおかしいではないかという御意見、私ももっともと思います。ただ問題は、もちろん最低保障制度はございますけれども、一時金をもらっている者ともらってない者との不均衡が発生するということも、これまた、共済制度というものが組合員の掛金と使用者負担とで成っているという性格からいたしましても、やはり十分考慮しなければならない要素であろうかと思います。そういうことを考えますと現行の制度が必ずしも間違っているとは思いません。しかし、おっしゃるように、最低保障制度というものをとる限りは、最低保障なんだからそんなもの保障してもいいではないかという筋論も当然だと思います。御趣旨に従って十分検討させていただきたいと思います。

それから、五番目は遺族年金の関係でありますが、この点につきましては、私どもも当面給付内容の改善では最重点に考えるべき問題だろうと思っております。明年度以降を期して検討いたしております抜本改正の中でも、この点は最も大事に取り上げていかなければならない問題だと思っておりますので、関係省庁とも十分協議を続けてまいりたいと思います。

それから六番目でありますが、通算退職年金制度につきまして、他の公的年金を含めての抜本的検討、これもたとえば遺族年金の通算といったような問題、非常に大きな問題でありますが、これは当然に抜本的改正の一環として検討すべきことでございますので、先ほど冒頭に申し上げましたようなそれぞれの関係機関で検討いたしている中で検討させていただいております。

それから、七番目の家族療養費の給付でありますが、これも同じようなことでございます。

それから、八番目の退職後の地方公務員の医療保障につきまして、これはちょっと大事な問題でございまして、いわゆる老人医療との関係をどのように考えるかという問題であります。これは私どもも実は関係省庁との間で最も真剣に取り上げている問題でありますが、何分にもこれは一般の社会保険と非常に密接な関係を持っているものでございますために、そちらの方の動きを注目しているところでございます。

それから、九番目が職員団体等の非在籍専従職員について、これはやはり在籍専従制度の基本的な性格がございますので、御趣旨のようにこれを継続するということは、なかなか問題がございます。この在籍専従制度をどうするかという問題につきましては、すでに公務員制度審議会の審議においてもある程度の方向が出ている問題でございますので、なかなかこの点を改善することはむずかしい問題かと思いますけれども、御趣旨もございますので、関係の向きとも相談をいたしたいと思っております。

それから、十番目に共済組合の運営の問題がございますが、この点につきましては、運審に組合員の代表の意見を入れるということで、十分配慮いたしているつもりでございます。したがいまして、先ほどもちょっと申し上げましたが、運営審議会の審議等につきましても、組合員の代表の意見を入れまして、その意向で運営をするといったようなふうに心がけております。この点は御趣旨に従って今後ともそういうふうに考えてまいりたいと思っております。

十一番目は、これはいわゆる互助組織等の団体共済への加入の問題でありますが、これはせんだっての国会でもお答え申し上げましたが、社会保険の一本化という基本的な理念からいたしまして、現に厚生年金に入っている者を、それから引き出して団体共済へ入れるということにつきましては、社会保障制度審議会その他の基本的な反対がございます。したがって、この十一につきましては、附帯決議もいただいておりますが、実現については非常に困難だと思っております。また、従来から申し上げておりますように、この点につきましては、政府が、たとえば自治省がそういう気持ちを持ち、企画立案いたしましても、厚生年金、社会保険の主管でございます厚生省との間で十分意見の一致を見るということはなかなか困難な問題でございますので、当委員会の御趣旨は関係の向きには十分お伝えしておるところでございます。

以上、いずれにいたしましても、五月からもうかれこれ半年近くたっておりますが、余りにも抜本問題といいますか、基本問題の検討と、その中で検討しなければならない問題が多うございますために、十分なお答えをする段階に至ってないことを非常に申しわけなく思います。ただ、御趣旨のほどは、先ほど申し上げましたように、それぞれの機関で検討いたしまして、中にできるだけ生かすように努めておるところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○小川(省)委員　御丁寧な答弁をいただいたわけですが、確かに地方公務員共済とすれば、あるいは恩給法あるいはまた国公共済なり、あるいはまた厚生年金の関係等との絡みがありますから、当然いわゆる当たるべき筋なりいろいろな関係をする向きとの協議もありましょうが、いまずっとお

しなべて一般に答弁をした中で、自治省としては次の通常国会の中でどの点を重点にして法改正の中に生かしていくつもりなのか、その点を具体的にお聞きしたい。

○植弘政府委員　先ほど私が十一項目についてお答えしました中で、私の気持ちの重点的なものを申し上げた部分もございますが、実は先ほど申し上げましたように、私どもの方の地方公務員共済組合審議会の方で、組合員代表も入れまして、学識経験者も入れました審議会でそういったような基本問題をいま検討中でございます。そこで、この次の通常国会に向けて、明年度に向けて、どういう改正をするかということもあわせて検討をする段階でございますので、いまここで私からこれこれということを申し上げるのは差し控えさせていただきまして、適当な機会にまた御報告をさせていただけたらと思います。

○小川(省)委員　答弁を差し控えさせるわけにはいきません。というのは、七月の四日からあって、具体的に臨時国会の中で再提案をしてくる。当然これが七十五国会どおりに出てきたとは思うけれども、そういう中で、次国会を展望しながら検討をしてきたはずであります。そうであるならば、審議会の中にたたき台として出していく自治省の考え方が少なくとも煮詰まりつつある段階というふうに見なければ、ぼくらとしてはおかしいと思っているわけでありますから、そういう自治省の考え方が、ある程度、それはコンクリートしたものではないにしても、こういう点については何とか物にしたいものだというふうなことがなければ、担当の主管省として私はおかしいと思うので、その辺をお聞きしたいわけなんです。

○植弘政府委員　先生よく御理解の上で再質問しておられるわけですから、私も率直に申し上げますが、二、三の点については、歩一歩と充実するという気持ちの中で明年度取り上げたいと思うものでございますが、それも当然に関係省庁との関係がございます。

それからまた、先ほど言いました審議会というのは、いま非常に真剣に多くの問題を洗いまして、いわば私の方の事務当局とそれから関係の、たとえば組合員の団体の代表とかいったものと集まりまして、問題点の掘り下げをやっているわけであります。その中からどういうものをぶっつけていこうかということの話をしている最中でございますので、いま申し上げましても非常に抽象的になりますので、差し控えさせていただきたいということです。決して逃げる意味の言葉ではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○小川(省)委員　そういう答弁ですから、いいでしょう。しかし、先ほどの十一の附帯決議の条項についての説明の中で、ニュアンスとして植弘さんがどう考えているかということは私なりに受けとめたつもりですから、これから具体的にそういう点について質問をしたいと思う。

そこで、七月四日に通常国会が終了をして、大変遺憾なことではありますけれども、廃案になってしまったわけですね。八月施行だということで非常に楽しみにしていた退職組合員の希望といいますか、希望がすっ飛んで、いまや本当に切実な気持ちで一日も早い成立を望んでいるわけであります。また同時に、現職の組合員であっても、法改正に伴っていろいろな意味で期待をしている向きもあるわけでありますが、特にそういう中で、現在の段階になれば当然政府が――法で政令に委任をしておる件もあるわけでありますから、そういう点では政令の原案ができていなければならない段階だと思っていますが、特にそういう中で施行法十条の関係についてまず最初にただしてまいりたいと思うのです。

いわゆる特定の雇用状況にあった者について、私はこの前は特にそのような微妙な職種を挙げて御質問をいたしたわけでありますが、それらの点については、現在の時点で政令が固まっていたら、政令のその辺の内容あるいは具体的なその辺の見解についてお示しいただきたいと思います。

○植弘政府委員　あの点につきましてはいろいろと御指摘ございまして、非常に多種多様の職種もお挙げいただきました。そこらのところを、先生の御趣旨も受けまして、事務的に検討させておりますので、福利課長から答弁させていただきます。

○大嶋説明員　政令が固まっておったらその内容をというお話でございますが、現在の段階におきまして、もちろんまだ政令を固める段階ではございません。ただ、私ども種々検討しておることは事実でございます。その中で、私が一番注意をしながら検討しておりますのは、要するに、不均衡が出ない、なるべく不均衡を最小限にとどめる、こういうことを大前提といたしまして、法律の趣旨を最大限に生かせるような方法は何であろうかということで検討をしておる段階でございます。したがいまして、その具体的な内容等につきましては、まだいまの段階では固まっておりませんので、申し上げる段階でございませんことをひとつ御了承いただきたいと思います。

○小川(省)委員　私は納得しないんですが、恐らく、そちら側から表現をすることがはばかられているのが実情だろうと判断しますので、私の方から表現を変えて御質問をしたいと思います。

というのは、施行法十条に言うところの、言うなれば特定の雇用状況にあった者というのは、少なくともそういうような形で、地方公共団体の仕事をしておる人たちをこの改正によって救済をしていくということが基本的な根底にあるというふうに理解してよろしいですか。

○大嶋説明員　法律的にはそのとおりでございます。

○小川(省)委員　さらに表現を変えて言うならば、特定の雇用状況にあった者が、いわば地方団体によって正規な職員ということで身分が切りかえになる、雇用がえになる。正規な職員になった場合において、正式に雇用切りかえになった以降と以前の勤務の形態というものがほとんど変わりない、同じような状態であるというものはこれに該当するというふうに理解をしてよろしいですか。

○大嶋説明員　判断する場合の重要な基準点にはなると思います。

○小川(省)委員　ということは、その表現も非常に微妙な表現ではあるけれども、いずれにしても正式な辞令が出た、出た以降の勤務も辞令の出る以前の特定の雇用条件にあった期間も、実質的な勤務の内容については同じだというものは当然救済をされるという理解を私は、いわば素人並みに理解をしているわけですけれども、そういう理解でよろしいかということです。

○大嶋説明員　正式に雇用されました段階で全く同じような勤務の状態ということでありますと、それ以前に、たとえばその雇用の主体は違いましても地方職員と同じ仕事をやっておったという一つの事実がありますれば、それはほとんどその地方公務員と変わらない、全く同じであるというふうに考えることも、それは可能かと思います。

○小川(省)委員　ですから、そういう意味では非常に広範多岐な職種がありますし、それに触れることが私の方でも余りプラスではないし、あるいはまた自治省の側がすべて包括をできるわけではないですからいまのような表現でお伺いをいたしたわけでありますが、福利課長としては若干持って回ったような表現ではありますけれども、法の救済をしていくという、この法を改正をした趣旨が、少なくとも同じような形で公共団体の仕事をしている者は該当させるんだということが法の基本理念ですから、ぜひひとつそういう形でなるべく、なるべくということじゃなくて、同じような勤務を公共団体でしておる者が、この法によって、この法の組合員になれるような具体的な取り扱いを、この政令の中の表現においてもあるいは具体的な指導の中でもぜひやってもらいたい、こういう要望を含めた質問を実はしているわけですから、そういう私の主張を一応受けとめていただいて、そういう方向で政令なりあるいは今後の指導の中でもやっていただけますか。

○植弘政府委員　先生よく御承知いただいておりますように、あの十条の改正をやりましたことは、いわば私どもといたしましては特異な事例をつくったことになっているわけであります。国家

公務員も一緒にやるとよかったのですけれども、国家公務員の場合はいろいろな事情からやりませんでしたので、そういたしますと、趣旨といたしましては、私どもあの規定をつくろうといたしましたのは相当な決意であったという点は御理解いただけておると思いますので、基本的には先生のおっしゃるお気持ちを体するわけでありますけれども、やはり国家公務員にはない制度をとったということにつきまして、全般的な制度に余り不均衡を来さないようにそこのところはある程度の制約というものを御理解いただきたいというふうに思っております。

○小川(省)委員　そういう答弁をされると、私はなおひっかかるのですよ。というのは地方公務員というのは、国公と違って、盛んに自治省は賃金の面でも国公と何か同じだなんて言っているけれども、地方公務員の勤務の実態といいますかあるいはまた具体的に担当している業務内容等が国公とはかなり異なることは、地方勤務をしておる自治省の官僚諸君はよく承知をしておるはずですね。しかもまた、特にこの共済組合法についてはなかなか大蔵が理解をしてくれないという面もあなた方は承知をしておるわけですよ。しかもそういう地公の実態を踏まえてこういう施行法十条が改正されるわけでありますから、なかなか微に入り細に入り大蔵が理解をしてくれない面もあるけれども、少なくとも地方公務員を守っていくという見地の中でこういうことを出してきたわけですから、そういう点については、自治省は踏ん張ってちゃんとしっかりやってくれなければ困ると思うのですが、それやってくれますね。

○大嶋説明員　小川先生も十分御承知のことでございますが、この制度をつくりましたのは、要するに地方公務員に特殊なものがある、それは国家公務員にはないけれども、地方公務員にはあるんだという大前提でこれをつくっております。したがいまして、そういう特殊性をとらえながら、この法律の制定の趣旨というものを十分に生かす。しかも一般の臨職なりあるいは地方団体の本来の職員であった人たちとの均衡ということも考慮しながら、特定の事務に従事していたその人たちとの相互間の均衡というものを考慮しながら、法律の趣旨を十分に生かしていきたい、かように御理解いただきたいと思います。

○小川(省)委員　ですから法律の趣旨を生かすという前段の答弁だけで私は福利課長の人格を信頼をしているからいいですよ。そういう中でやってもらわぬと困ると思うので、ぜひ法の趣旨を生かして、それは確かに既存の組合員との均衡を失するようでは困るわけで、それは当然な話でありますから、ぜひそういう形で法の運用に当たっていただきたい、こういうことを強く要請をしておきます。

それから植弘部長にちょっとお伺いいたしたいのですが、年金制度を来年は抜本的に改める年だというふうなことが、通常国会の中でも論議をされていたわけですね。しかし、こういうふうな財政状況であると、年金制度を抜本的に改正するなんていったところで、なかなか小手先ぐらいの改正に終わってしまうのではないかということで非常に危惧をいたしておりますが、現段階で厚生省の年金制度の改正にかかわる点等について、ゆうべ非常に遅かったので、他省は呼んでないわけで、植弘さんに質問しても大変申しわけないわけだけれども、植弘さんの承知している範囲で厚生年金の改正についての具体的な点がわかったらひとつお示しをいただきたいと思います。

○植弘政府委員　先ほどもちょっと触れましたが、社会保険審議会でもいろいろな立場から検討されておりますが、特に今月の初めでございますが、厚生省は公的年金将来構想検討委員会というものを設けておられます。先生もこれは御承知と思いますが、ただし、これはいま設けるところでございまして、具体の検討項目まではまだ示しておりません。したがって、従来から社会保険審議会等で検討しております点が中心になるかと思うのでありますが、正直のところ私もそれを気にいたしまして情報をとっておるのですけれども、まだなかなか集まっておりません。適当な機会にまたございましたら御報告させていただきます。

○小川(省)委員　いいです。厚生省ではないのですからそれは当然なことだと思いますから、また別な機会を見てぜひひとつお願いをいたしたいと思います。

そこで、これは課長になるのだろうけれども、共済組合法の適用を受けている組合員の人数、概数でいいから、組合ごとにちょっと教えてください。

○大嶋説明員　四十八年度末におきまして地方職員共済組合、それが三十六万でございます。それから公立学校、この組合員数が九十四万であります。それから警察共済組合二十二万でございます。それから東京都の職員共済組合十六万……(小川(省)委員「個々にはいいです、一括でいいです」と呼ぶ)それから指定都市、一括をいたしまして十八万。それから市町村が、一括をいたしまして八十万。それから都市職員、これが一括をいたしますと十五万。大体以上のようなことでございまして、合計いたしますと二百八十三万ということになっております。

○小川(省)委員　どうもありがとうございました。

そこで、こういう中で、これらの組合員の中の実は別個な組合でありますけれども、百八万人を組織をしている自治労でありますとかあるいは日教組だとか、ある面ではこの共済組合と重なっている、これは労働組合の組合員でありますけれども、こういうところのいわゆる労働組合の意見というのを、従来でも特に地公労の関係でありますが、尊重してきておると思うのでありますが、今後の運営について、そういう自治労とかあるいは日教組、全水道、そういう市町村共済組合員をもって組織する地方公務員関係労働組合の意見を、従来もそうであったろうというふうに思いますが、当然なことでありますけれども、今後も十分な協議をしながら運営をしていただけると思いますけれども、その点について部長のお考えをお聞きいたします。

○植弘政府委員　制度的に申し上げますと、地方公務員の共済制度につきましては、法律に基づきまして審議会がございます。この審議会にはそういった、労働組合と言うべきじゃないんでしょうが、組合員の代表ということで、具体的には自治労働なり日教組なりの代表者が、代表といいますか、そのメンバーの人が委員になっております。

それから、それぞれの地方共済組合だとか市町村の連合会だとか都市共済だとか、そういうふうなところには運営審議会がございまして、これは組合員の代表として半数入っておりますし、それから、共済の執行機関といいますか、理事さんとか監事とかいったところにもそういった代表が入っておりますので、制度的にもそういう意見をくみ上げるシステムになっております。現実には、やはりそういった組合員の意見というものを尊重しないではこの制度は運用できません。実際上、従来から尊重しながらやってきておりますので、御趣旨の点は今後とも尊重していきたいと思います。

○小川(省)委員　いまの答弁のように、ぜひひとつ十二分に意見を尊重しながらやっていきませんと、この法の円滑なる運用もできませんので、ぜひそういういまの御答弁の趣旨を生かして当たっていただきたい、こういう点を強く要請をいたしておきたいと思います。

それから、実は本日の本会議で恩給法が上がったのですが、昨日の内閣委員会の恩給法の審議に関連をしながら、若干お伺いをいたしたいわけであります。これは、先ほどの附帯決議とも関連をするわけでありますが、いわば、賃金スライドの問題ですね。先ほど、部長は恩給法の上でもルール化されている、制度化することはできないけれども、そのルールに沿っていくということでありますから、明年度については、ことしの人勧の一〇・八五というふうな線で当然やっていかれるというふうに私は思っています。これは、きのうの内閣委員会の中でも、恩給局はそういう形ではっ

きり答弁をいたしておるわけであります。それと同時に、いわゆる現在恩給法の上でも言われているわけでありますが、共済組合法でも恩給法を受けているわけでありますから、そういうあれがあるわけでありますけれども、いわば上厚下薄、恩給の上における上厚下薄、共済年金における上厚下薄、こういうあれについては是正をしていくようにやりますという答弁を昨日の内閣委員会で恩給局はしておるわけであります。これは、地共済についても恩給法が母法でありますから、当然そういうことになると思うけれども、自治省としてもそういう形で賃金スライドなり上厚下薄の是正ということについては、通常国会の法改正の中で取り組んでもらえるという理解でよろしいですか。

○植弘政府委員　これは何度も申し上げておりますように、恩給と切っても切れない仲にございますし、国家公務員共済においても当然恩給との関係も深うございますから、私どもといたしましては、従来のように恩給でとられる措置に準じてやることについて間違いございません。

○小川(省)委員　昨日内閣委員会でそういう答弁しているんですよ、来年もそういうことをやります。ですから、それと同じことをやってもらえばいいわけで、次のときに一緒にして答えてもらいたいんだけれども、じゃ実施時期の問題ですね。いわば、現職の職員と二年おくれで、だんだん一年半に詰めてきて、いま一年四カ月ですか、詰めてきて、ことし八月実施になりましたね。これは、少なくとも私は、通常国会の中でも、一年おくれぐらいは許せるけれども、当面一年おくれぐらいに早期に詰めるべきだという主張をしてきたわけであります。

そこで、昨日の内閣委員会で、来年は七月実施をやりますということで、大蔵との関係もありますけれども、恩給局としては、やりますという答弁をしているわけですよ。自治省としても少なくとも、今年度は八月だけれども、それを前進させるという形で、次の通常国会の法改正には臨んでいただけるというふうに私も思っていますけれども、それでよろしいですか。

○植弘政府委員　先ほど申し上げましたように、恩給なり国家共済との均衡を保持していままでまいっておりますし、当然また実施時期につきましても、基本的には縮めるべきものであろうという前提は持っております。ただ、いろいろと財政事情その他もございますので一挙にいかない。徐々に、ここ一、二年前進してまいりました。したがって恩給においてそういう前進の措置がとられる場合に、地方共済においても当然とっていただかなければならないと思います。

○小川(省)委員　だから、これらの点はそういうことなんだけれども、少なくとも自治省が地共済の番人というか、地共済を運用する立場とすれば、恩給局をも督励するような形で、当然そうあるべきなんだから、私ども当然そうやります、そういう点では恩給局を突き上げてやるつもりですというふうな答弁を私どもはお聞きしないと、二百八十三万人の地方公務員を預っている共済組合法の番人としては、どうも職務怠慢ではないかというふうに私は思っているんですよ。

そこで実はあと一つは、遺族扶助料の関係なんですが、これも通常国会でやりました。二分の一というのはおかしいではないか、少なくとも七割程度は当然やるべきだということなんですが、先ほども、これは私の受けとめ方のニュアンスとしては、これは取り組むべき最大限の、最優先をすべき課題ですという答弁を部長はなさったわけでありますから、私は当然そういうつもりでおられると思うけれども、何十%ぐらい、いま五〇%ですが、どのくらいにするつもりですか。

○植弘政府委員　私の先ほど言いましたのは、抜本的ないろいろな問題を検討する中で優先的に取り上げるべき課題の一つであるということを申し上げたのでありまして、いま五〇%とか六〇%とか七〇%とかいう具体の案を申し上げる段階ではございませんが、少なくとも気持ちとしては遺族扶助料といいますか、遺族年金につきましては現行よりも前進すべきである、そういう気持ちで関係省庁とは協議するつもりでおります。

○小川(省)委員　きのう恩給局は七〇%にするつもりでやりますということを言っているんですよ。あなたもきょうこの法案をかけて通してくれというんだったら、当然恩給局とも連絡ぐらいしていなければおかしいと思うんですよ。そういう点で恩給法の上で七〇%にするような方向にありますから、地方公務員共済についても七〇%で努力をしていくつもりです、私どももがんばりますというぐらいな決意を込めた答弁がなければ、それは納得できませんよ。

○植弘政府委員　いま御説のあったように、恩給では予算要求の立場ではそういう態度で進んでおるようであります。私ども、恩給が七〇になったから地方共済を六〇でいいんだというような気持ちは決してないんです。ただしかし、これはどちらかといいますと関係省庁の協議の間ではハッパをかけますものの、現実には恩給なり国家共済、どう国の予算が決まっていくかということが先行するものですから、私が七〇ですとこう言いましても、これは意味がないということはありませんけれども、気持ちとしてはそういうことでハッパをかけていきますけれども、私がここでどうするというのは、ちょっといままでのひっかかりといいますか、流れの中におきましては言いにくいところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○小川(省)委員　筋はわかるのよ。だけれども、少なくとも厚生年金を除けば二百八十三万の共済組合員を抱えておるなんというのは最大のあれでしょう。そういう点はもう少し胸を張ってやらなければだめですよ。やはりそのくらいの気持ちで努力をしていく決意ぐらいのことは表明をしなければ、それは共済組合を預っている人たちとしてはどうも誠意不十分というふうな形に受けとめざるを得ないので、ぜひひとつそういう点胸を張って、それは努力が大蔵の厚い壁で破れない場合もあるでしょう、ときにあるかもしらぬ。それはやむを得ない面もあるし、また事実そういうことであるならば具体的に示してもらって、われわれを含めて、仮にそういう状態であるならば、それをまた破っていくような努力をある意味ではお互いにしなければならぬこれは法律でしょう。ですから、そういう点で決意を聞いているわけで、いま言ったように賃金スライドの問題であるとかあるいは実施時期の繰り上げの問題でありますとかあるいは遺族扶助料の引き上げの問題等については、精いっぱいの努力をしてほしいというふうに思っております。

最後に、私は、地方議会議員の年金の問題について若干お尋ねをいたしたいと思うのであります。

議員年金が共済組合法の中に取り入れられてかなりたったわけですね。そこで年金と通算の問題と将来の展望について若干お伺いをいたしたいわけでありますが、地方議員の年金と厚生年金の関係、市町村会議員年金と都道府県議員年金との相互間の通算の問題ですね。国会議員年金と地方議会議員年金との通算の問題、これらの点について、現状はどうなっておって、将来に向けて、同じ共済組合法の中にある議員年金ですから、どう進めようと思っておられるのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○植弘政府委員　まず一つは、現行法によりますところの地方議員さんの年金というものの性格でございますが、まだこれは、国会議員さんの互助年金なりあるいは私どもの一般職の共済年金制度ほど年金として成熟してございません。まあ、いわば関係者相互間における扶助組織的なものから発足してきたわけでありますが、それでも相当たってまいりますと、それだけでは運営しにくいということで、先生御承知のように、数年前から使用者負担的な意味で一部援助してまいりましたが、これがいまのところは十分の十のところまであと数年かかりますが、その段階でどうするかということが一つの大きなポイントであろうと思います。問題は、やはり国会議員さんなり地方議会

の議員さんというものの職務、実際の職責を果たしている状況といったようなものを見ますと、必ずしもこれは一本でありませんので、そこに国会議員と同じような意味における互助年金制度が採用されるのかどうか、これはもっと慎重に検討しなければならぬと思っております。

それにいたしましても、現にそういうものに一部準じた形で制度として発足し、成長してまいっておりますので、一体これをどうすればいいか、とりあえずの問題といたしましては、三つの段階があるわけであります。都道府県の段階と市の段階と町村の段階。問題は、いま先生の御指摘は、この三者間における通算をどうするかという問題でありますが、社会保障的に全部なってしまった場合でございますと、その通算が簡単にできると思うのでございますけれども、やはりいまの段階ですと、市町村の議員さんから県会議員になることはありましても、県会議員から市町村の議員になることはないといったようなこともございまして、なかなかいま通算という問題は簡単にいかぬだろうと思います。

それから、もう一つは、その通算がいかないにしても、県の段階、市、町村の段階と三つに分かれているのを一本にしたらどうかという考え方もあるのです。私どもは、できたら一本にしたらどうだろうかという気持ちがありまして関係者に相談をかけてみますけれども、なかなかこれもうまくいかないようであります。やはりそれは職責の果たし方、勤務と言うと言葉は悪うございますけれども、実際の活動の日数等も違いますし、権限もある程度違うようでありますし、それからまた、団体の規模によりまして報酬の額等も違ったりしておりますので、いまのところ、話しかけましてもなかなか三つの共済会が一緒になるという機運はないようであります。

しかし、もっともっとこれが成熟してまいりますと、冒頭に申し上げましたように、一体本当に共済制度的なものにしていくのかどうかということ、それを考えなければならぬ段階が来るだろうと思います。そのためには私どもも十分三共済との間で今後検討を進めていきたい、とりあえずは、まだ十分の十になるまでの段階がございますから、それまでの段階はいまのままで進めていくしかないのじゃないかと思っております。

○小川(省)委員　恐らく、先ほどちょっと言われたように、成熟の度が浅いといいますか、共済組合法の中に入って日子が浅いわけでありますから、いろいろな要素があろうかと思いますが、将来に向けて、少なくともこの法の中に取り入れておるわけでありますから、さらに、これは自治省が好きな文句だろうけれども、合理的にこの法の中の組合員としてやられるようにさらに慎重に検討をしてやっていってほしいということを要望しておきます。

それから、本当に一番最後になりますけれども、恐らくこの法律案についての附帯決議は、前国会と同じものがつけられるような形になるだろうと思うのです、同じ法律なんですからね。そこで、先ほど来からいろいろお答えをいただいたわけでありますが、ぜひひとつ次の通常国会には、これらの附帯決議の数が減るように、少なくとも次の通常国会での法改正の中に取り入れるべきものは取り入れて、出してきていただくことを強く要望をいたしておきます。

それから、先ほどの答弁の中で強くひっかかった問題なのですが、それは実は互助会の問題であります。私は、地公法の四十三条の趣旨からいっても、これを取り入れる、いわゆる共済組合員関係団体組合員にしていけば大体問題は片づくのではないかというふうなことも前国会で主張をいたしたわけであります。ぜひひとつそういう形で、共済組合法のいわば至らざる点を補っている組織でありますから、当然同じような業務を遂行しているわけでありますから、特に先ほどの、最も非常に困難な問題ですというふうな御答弁でありますけれども、その考え方をひとつ改めてもらって、この附帯決議の線が生かせるように、そういう形でさらに努力を続けていただくことを要請をして、私の質問を終わります。

○植弘政府委員　特に要望いただきましたので、お答えをすることはございません。御趣旨に従ってできるだけの善処をしたいと思いますが、先ほどの答えの中で十分の十と申し上げましたのは、失礼しました、百分の九の地方団体の負担でございまして、訂正させていただきます。

○大西委員長　三谷秀治君。

○三谷委員　地方公務員共済組合法の年金改定法、前国会で審議したものと全く同一の内容のものであります。前国会の最終日に、この法案は全会一致のものでありましたから、年金額改定法の成立を主張しましたが、公選法の強行採決のあおりによりまして廃案になってしまいました。多くの年金受給者等に不安と損害を与えたのを非常に残念に思っております。

そこで、この改正の内容については前国会で触れてきましたから、改めてお尋ねすることもないようでありますが、しかし、前回と状況がいろいろ変わってきておる点があります。たとえば、最近は求職難が非常に深刻になってきておる、新卒者でさえもなかなか就職先が見つからない、こういう中で、退職公務員にとりまして働く場所を得ることが非常に困難になってきている、そういう社会状況の変化に応じた対応が必要ではないかということを考えておるわけでありますが、これについてはどのようにお考えですか。

○植弘政府委員　先生の御趣旨を私、取り違えているかもしれませんが、退職後においてもある程度再就職が可能な場合においては、年金がそれほど全面的に老後保障にならなくてもまあ何とかなるけれども、こういう再就職も困難という事態になってくると、いまの年金の内容でいいのか、こういう御質問であろうかと推察いたしますが、その点につきましては、年金そのものが老後の保障として十分であるようにということは私どもの願いでございますし、先生もよく御承知いただいておりますように、毎年この共済組合制度を改正させていただきまして、単に古い年額の改定のみならず、内容の充実、たとえば年金の計算の基礎になる給料を、三年間であったのを一年平均にするとかいったふうに国会でお認めいただきまして、逐次前進させていただいております。先ほども小川先生から種々御指摘がございましたが、なお、たとえば遺族年金の問題とか——遺族年金はちょっと関係ないかもしれませんが、年金内容の水準アップといいましょうか、充実というものにつきまして種々御指摘がございましたが、私どもといたしましても、いまの社会情勢の変化についてということもなるほど大事に考えなければいけませんが、基本的にはやはり年金制度そのものが充実していくということについて努力しなければならない。

またもう一つは、共済のみならず、厚生年金等を含めた社会保険全体がどうあるべきなのかという点につきましては、さきの通常国会でも先生方からいろいろと御教示賜りましたが、いま抜本的な方向についても検討しているときでございますので、いまの情勢にすぐ適合し得るかどうかは自信がございませんけれども、そういった内容充実の方向で検討すべきものであると考えております。

○三谷委員　この年金制度なども、その時代時代の情勢の中で的確な対応ができるという内容でなければ生きたものになりませんが、あなたの答弁は、この前もそうでしたけれども、恩給だとかその他の諸制度などを含めた全体的な問題だといつでもおっしゃっている。だから、それについてこの前お尋ねしましたときには、公的年金の連絡協議会で問題にしていきたい、こういうお話がありました。この公的年金の連絡協議会というのは、どのような検討がいまなされておるわけですか。

○植弘政府委員　公的年金の連絡協議会につきましては、内閣の審議室が中心になって関係省庁が集まりまして検討いたしておりますが、最近では特にそれぞれの分野につきまして、たとえば一般社会保険につきましては、厚生省が社会保険審議会を通し、あるいはまた社会保険についての将来の展望の検討を審議会を設けたりいたしましてや

っておりますし、それから共済の分野で言いますと、国家公務員共済審議会あるいは地方公務員共済審議会が特別に懇談会等を設けて基本的な問題の検討を行っております。そういう検討を通じながら、持ち寄りまして、抜本的なものへという方向でいま動いているところでございます。

○三谷委員　地方公務員の共済組合法の問題を問題にしますと、国家公務員の共済法、恩給がどうだ、こうなってくるのです。お互いに相手の低水準というものを論拠にして、だから全般的にやらざるを得ないのだ、全般的にどのようにやっているかといいますと、なかなか遅々として進まない、こういう状態になっている。そこで、退職しまして収入のない退職公務員にとりまして、年金というものが生活上欠くべからざるものであるということはいまさら言うまでもないわけでありますが、その年金の最低保障額は、二十年勤めまして六十五歳以上の者に対して月三万五千円、こういう状態になっている。こんな状況でどうして退職後の生活が保障できるのか。扶養家族どころか自分だけでさえ食っていけない、こういう状況になっていますね。一体この生活保護受給者、生活保護費との対比などで見てもどのようになっているわけですか。

○大嶋説明員　生活保護基準を下回る年金の最低受給者がいるではないか、一体これは何事か、こういう御指摘かと思います。確かに、年金の最低で申しますと生活保護基準を下回る場合もございます。しかしながら、これも十分御承知のように、生活保護法とそれから年金法というのは分野が違うということでございますが、しかし、それはそれなりにしても、私どもとしてもやはり年金の水準のアップということには常に心がけ、努力をしてまいりたい、かように考えるところでございます。

○三谷委員　いや、その金額の対比はどうなっておりますかと聞いたんです。余りおざなりなことを言ってはいかぬ。木で鼻をくくったようなことを言ってはだめじゃないか。答えになっていないよ。

それで、生活保護と共済法は法律は違っている、これははっきりしている。しかし、いずれにしたって、これは生活保障という問題が基本になっている性質のものだ。要するに生活権に対する対応なんだ。それが、二十数年間掛金をしてきた者が生活保護受給者の受給額よりも安いという状態、ここの矛盾が果たしてこのままでいいのかという問題ですね。生活保護の方を下げろというのじゃないのですよ、それはもうそれが必要欠くべからざる生活費だとして算定しているわけだから。それで算定しますならば、退職公務員の生活を保障するという観点に立ちますならば、それ以下であってはならぬわけだ。そういう水準の保障額になっているということなんですね。こういうのをいつまでも放置しておいていいでしょうか。

○植弘政府委員　いま数字はちょっと探さしておりますが、基本的に言いますと、もう先生のおっしゃるとおりでございまして、一体この年金制度に最低保障という考え方を持ち込む必要があるのかどうかという基本問題が実は本来ならばあるかと思うのです。最低保障の制度を受けなければならないような率が多いということは、やはり年金制度そのものをもっと充実しなければならないということに逆説的になるかと思うのです。それが残念ながら現実には最低保障を受けている者が多いということは、やはり年金の内容をもっともっと充実する必要があるだろうということを私どもは痛感いたしております。したがいまして、その意味では、残念ながらいまのところは、毎度言いましたように、先ほども三谷さんから御指摘がございましたが、国家公務員共済なり厚年年金といったものの均衡がありますために、なかなか地方共済だけでは前進できませんが、それにいたしましても、最近この最低保障はだんだん引き上げてきております。いまのところ、御指摘のような点があることについて、まことに、私どもも今後積極的改善を図らなければならないと思いますが、その事実を認めざるを得ません。明年度以降の改善におきましても、そこらの点も十分に検討させていただきたいと思います。

○三谷委員　他の制度との均衡の問題がしばしば出てくるのです。それで、国家公務員の年金制度を審議しますと、地方公務員がこうだから国家公務員の方が均衡上こうなっておる、地方公務員の共済法をやりますと、国家公務員がこうである、こうなってくるのですよ。お互いに低いところを基準にして、そして責任の回避をするということがなされておりますが、これは政府部内で意思を統一してもらわぬと、お互いにその責任を他に転嫁するといいますか、もともとがそういう構造になっておるようでありますが、そういうことをおやりになっておるのですね。これは何とかそういう状況をなくして、政府として方針を固めてもらう。国がどうだ。地方がどうだと言って、質問する場所で答えが違うのでなしに、国も地方もない、こういう考え方であります、こうやりますという方針を固めてもらいませんと……。これだったら政府が分裂してしまっておる。

○植弘政府委員　三谷先生、お言葉をお返しするようで恐縮ですけれども、私ども、決して国がこうだから地方はこうしかならぬのだという言いわけに申し上げているわけでございませんので、実はやはり問題は、わが国における広い意味の社会保障、この中において、厚年等を含めた年金をどういうレベルにするかという基本問題があろうかと思うのであります。その中において、そういった厚年との関係で共済年金というものはどういうようなレベルにあるべきなのかという議論があるはずなんでございますが、そういう意味で私どもは申し上げているわけでございまして、決して国が低いから地方も低くていいのだとかいう意味で申し上げておるのじゃない点は御理解いただきたいと思います。

そういうことで、いつも法案を提案いたしますときには、政府部内では社会保障制度審議会がございまして、国会の先生方も入っておられる権威のある審議会でございますが、そこでも、そういった基本的な水準はどうなんだという御質問を受けたりしておるのでございますけれども、そういうことになってまいりますと、結局わが国における社会保障全体の水準をどうするかというところに逢着するものですから、どうもそうなりますと私どもだけでは、これは大臣のかわりにお答えしているのですから、そういうことを言うのはちょっと不見識かと思いますけれども、やはり地方共済の立場だけではお答えしにくい点がございますので、そういう言いわけになるようなことをお許しいただきたいと思います。

○三谷委員　地方共済は地方共済の方で、現実の生活の状況とそれからいま支給されている制度上の額、これを基準にして考えればいいんであって、国の方は国の方で、そういう実態に基づいて物を考えていって、そうして解決されていくという性質のものでしょう。それで、あなたもいまおっしゃっておりますように、大変これが低いということをおっしゃっておるわけであります。低ければ直さなければいけないわけです。直す場合におっしゃいますのが、恩給との関係もあるしあるいは国家公務員の共済法との関係もある、いつでもこうなってくるわけです。だから、単独でいけません、こうなってくるわけでしょう。結局、言葉のあやでいろいろおっしゃっておりますけれども、ずばりと言えばいま言ったようなことになってくるわけですから、だからこれは、早くそういう退職公務員の受けております年金額と実際の今日の生活の状況、この中から具体的な方針を割り出して改善をしてもらいたいということを言っておるわけです。

それで、ことしの人勧の資料によりますと、ことしの四月現在で十八歳の独身男性の標準生計費が全国平均にして四万七千百三十円だ、こうなっておりますね。年金の最低保障額は、この単身青年の生計費にも及ばないわけです。まして、退職公務員のほとんどに配偶者がいらっしゃる。そうしますと、人勧によりますと二人世帯の生計費が八万三千八百六十円になります。これも決して高

い額じゃありませんが、年金はその半分にもならない。あとの半分はどうするのかという問題です。

先般、江崎自治大臣はこうおっしゃったんです。自民党の政策によりまして雇用が拡大をしておる、働こうと思えば人を求めているんだ、だから、健康であれば仕事を見つけていただく、そうでなければこれだけでは食っていけない、こうおっしゃったんです。いまはこの雇用が幾らでも拡大しているという条件ではないでしょう。まあ雇用の拡大はこれは自民党の政策でなったらしいけれども、いまの状況は自民党の政策でなったのかどうかよくわかりませんが、まあそこら辺は一遍次官に答弁してもらえばいいけれども、とにかく大変な就職難になってきている。そうしますと、こういうときになってきますと、自殺者などが出ないように緊急な処置をとらなければならないということになってくるわけです。ですから、最低保障額の適用者はほとんどいないということですか。落ちこぼれをなくするためにも最低額の引き上げを行うべきだというふうに私は思っておりますが、こういう改定をすることは福祉の行き過ぎになるわけでしょうか。これはやはり自治省の持論である福祉の切り捨てを意味するわけですか、いまの出ております方針というのは。

○植弘政府委員　福祉の先取り論をここで先生に御質問を受けて私がお答えするのは適当かどうかわかりませんが、少なくとも年々最低保障を上げさせていただきました結果で、いま調べてみましたら大体一％ぐらいの方が最低保障を適用されているようであります。一％でも二十万ですが、それにいたしましても、先ほども言いましたように最低保障の適用を受けるということは適当かどうかという問題もありますし、そのまた最低保障額が低いということになりますと、真剣に考えなければならない問題と思います。そこで、先ほども言いましたように、年々の充実を図らしていただいているわけでございますから、この点もあわせて明年度については検討させていただきたい課題の一つであろうと思っております。

これはまあお答えしなくてもいいのか知れませんけれども、これは決して例の福祉の先取りとかなんとかいった問題とは関係ないことをお答えしておきます。

○三谷委員　お尋ねしたことの中で大変けちってお答えになっておられる。遠慮なしに全部について答えてください。

いろいろ、いま額などを挙げましてお尋ねしたのです。たとえば、ことしの人勧に伴います給与改定額などと比べまして半分の水準にとどまっておるというふうな数字なども挙げまして、これでいいでしょうかとお尋ねしたわけです。

○植弘政府委員　私はその点は含めてお答えしたつもりでございましたが、やはりことしまた、人勧の資料はことしの四月一日現在の調査でございますし、先生御指摘のように、先ほども御指摘ございましたが、実施時期もずれておるのでございますから、その点では実施時期に合わせて改定も考えていかなければならない問題と思っております。

○三谷委員　部長、いままで何度か国会で退職地方公務員の生活実態調査を要求してきました。これ、されましたか。されましたらその結果を出してもらいたい。

○大嶋説明員　前の通常国会におきましてもお話がございまして、目下調査中でございますので、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

○三谷委員　退職者の生活実態を自治省が把握せずに本当に適正な年金政策が出るわけがない。いまだにこれは把握されてない。そういうことでは、これは適正な方針が打ち出せないのは当然のことなんです。まあ概念的には、これはいろいろな給与との比較によりまして足りない、少ない、とうおっしゃっておるけれども、生活実態に基づく資料が出ていないのですね。これは早急にやってもらう必要がある。いま調査中とおっしゃいますが、いつごろできるわけですか。

○植弘政府委員　先般御指摘ございましたために、早速関係の向きに調査を命じてございます。それで明年度またこの内容改定についての審議を煩わすと思いますが、それにできるだけ間に合わせるようにしたいと思います。

○三谷委員　地方公務員の共済年金の積立額が二兆円を超しておりますが、これの財産管理はどういう状態において行われているか。全体の資料があれば説明してもらいたい。

○大嶋説明員　共済組合の資産の運用状況でございますが、まず地方債なりあるいは公庫債、そういったものの取得に充てておりますのは約五〇％でございます。半分をそれにやっております。地方債、公庫債、要するに地方団体の行います仕事の起債の引き受けでございます。

それから組合員への福祉還元の形で、投資不動産なりあるいは宿泊経理といったものに回しておりますのが約九・四％ということでございます。それから組合員への住宅資金の貸し付けでありますとか、あるいは普通貸し付けでございますとか、そういうふうに回しておりますのが約四〇％、こういうことで運用をしております。

○三谷委員　この地方共済法によりますと、現金、預金、貯金、地方公共団体の一時借り入れに対する貸し付け、これが百分の五十五が限度になっております。それで預金などはどういうふうになっておりますか。いまの説明にはなかったのですが。

○大嶋説明員　約一五％程度にいまなっております。

○三谷委員　預金が一五％であれば、これは一〇〇％を超過しますがな。

○大嶋説明員　先ほど申し上げました地方債、公庫債その他と申し上げましたが、要するに私の方では一号資産、二号資産、三号資産と分けておりまして、それをそういう預金等も含めて五〇％というふうに申し上げたわけでございます。

○三谷委員　そうしますと、各号資産の中の内容のパーセンテージを教えてください。

○大嶋説明員　地方債が約一二％、公庫債が一七％強、預託金が六・一％、その他がいま申し上げました一五％、いま申し上げましたのが一号資産と称しておるところでございます。

それから二号資産と称しておりまして、投資不動産なり宿泊経理、要するに組合員の福祉の関係、これが投資不動産が四・五％、それから宿泊経理が約五％ということでございます。それから同じ福祉の関係で、組合員への貸し付けといったものが先ほど申し上げましたように約四〇％、こういうことでございます。

○三谷委員　そこでお尋ねしたいのですが、二兆円という大変な額になっておりますが、この運営につきまして、共済法では「安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように」となっておりますが、現在の積立金というものが組合員の福祉や自治体の財政危機打開にどのような効率性を持ちつつあるか、さらに、この財政危機の中でそういう役割りというものをさらに重視していくべきではないかと思いますが、その点をどうお考えでしょうか。

○大嶋説明員　御指摘のとおりだと存じます。

先ほど申し上げましたように、地方債、公庫債といったものがまさに地方の財政に直接関係をするものでございまして、これを二つ合わせますと約三〇％ということでございまして、残り、先ほど申し上げました二号資産、三号資産が福祉関係でございますので、合わせまして八〇％程度がそれに回っておる、こういうことでよろしいかと存じます。

○三谷委員　さっき地方債一二％、公庫債一七％とおっしゃいましたが、これはいわゆる長期借り入れですか。ここで規定されていますのは地方団体の一時借り入れ貸し付けですか。（大嶋説明員「そうです」と呼ぶ）それから資金運用部に対する預託金、こういう表現になっていますが、起債金というのはどれぐらいあるわけですか。つまり起債といいますのは、二年以上の長期融資なんですね。これはどのようになっていますか。

○大嶋説明員　額で申し上げますと、地方債が約二千三百億、公庫債が三千八百億という状況でご

ざいまして、合わせましてパーセントで申し上げますと、約三〇%がそれに回っている、こういうふうになっております。

○三谷委員　一時借り入れはどのくらいありますか。

○大嶋説明員　私の方でいま申し上げました資料は年度末の資料でございまして、決算資料でございまして、一時借り入れはその年度末に償還をいたしますので、この統計数値にあらわれてまいりませんので、御了解いただきたいと思います。

○三谷委員　そうしますと、ここで五五%というものが制限されておりますが、これは今日の自治体の財政危機という状況から考えてみますと、さらにこれは効果的に使うことが望ましいと思っております。これにつきまして、先般埼玉県の市町村組合が埼玉銀行の預金を引き揚げるという問題が起きている。これは政治献金が一つは問題になっておりましたが、しかしその背景にありますものは、やはり公務員や自治体に役立つようにしたいというそういう考え方があるわけです。ところが積立金の運用が決められておりまして、組合員への貸し付けや自治体の起債引き受けが制限されてしまっているのです。これは当然組合員の掛金でありまして、将来にわたっての安全は考慮しなくちゃいけませんが、もっと共済の目的にかなった方法、その使途に回すことが自由にできるようなそういう処置をとるべきではないかと思いますが、その点はどうでしょうか。

○植弘政府委員　もう基本的には先生のおっしゃるとおりでございますが、法律にも書いてございますように、やはり積立金でございまして、将来にわたる保険数理によりまして組合員全体の年金の財源確保でございますから、やはりある程度安全性と効率性というものを考えなければいけません。と同時に、また地方団体にも寄与する、先生のおっしゃるとおりでございます。それからまた組合員の福祉に回すということ、その三つの目的を考えてみますと、いまのような比率で大体いいんじゃないだろうかという感じは持っておりますが、おっしゃいますように二号資産、三号資産の方ではできるだけ組合員の要望に沿うように努力をして、遂次その枠内における直接組合員への利用といいましょうか、活用といいましょうか、それには現在でも意を払ってきております。

それから一号資産の方でございます。これも地方債なり縁故債にどんどん充当することができればいいんですが、やはりある程度その方では利率が制限もされますから、やはり将来に向かっての積立金の安全性という面からある程度有利なものも確保しておかなければいけない。大体御趣旨はもう先生のおっしゃるとおりで、私どももその意思で、またそれぞれの共済組合におきましては審議会で十分そこらの議論をされながら運営いたしておりますので、今後ともいまの御趣旨は生かされるように努力したいと思います。

○三谷委員　答えがいつも精神的になってしまって、具体的なものはないのだ。そのように努力しますとか、検討しますとかということになってしまって、二年ぐらいたってどのように検討したのかと言いますと、目下検討中でありますと、こういうことになってくるのです。それで、いま地方自治体はかってない財政危機に見舞われております。減収補てん債などを認めるとしましても、引き受ける金融機関で大変頭を痛めております。ですから、公債消化とあわせましてこの地方債の消化が果たして可能かどうか、地方自治体の当局者に聞きますと、この問題で非常に苦慮しております。それで、政府のこの縁故債などの金利の利回りというのが九・二六%ですね。その程度を見込んでいらっしゃいますが、実際には農協だとかあるいは長期信託から金を借りますと、一〇%から一二%払っていくんですよね。非常に高額な利息を払っている。ですから、政府がはじいております利回りというのは、これは実情には合わないものであって、非常に高い金利で借りているのです。そういう点からしますと、共済年金の積立額、これを財政危機打開にどのように効果的に結びつけるかということが一つの問題だと私は思っている。それについて一体、研究するとかなんとかでなしにどのようにやるべきかということを、これを私はお尋ねしたいと思っている。これは部長で困難なら次官でもけっこうです。

○大嶋説明員　まさに先生御指摘のとおりでございまして、地方公務員の共済の積立金、これでできるだけ地方債を引き受けまして、それで地方団体のお役にも立つ、またあわせまして――余り地方債をたくさんこれで引き受けますと、直接組合員への福祉還元の資金というのがなくなってまいります。直接組合員への福祉還元の形での資金というものを確保しなければならない。そういうことで種々検討いたしておるところでございますが、私ども、どちらも重要でございますけれども、組合員への福祉還元というものはやはり重視してまいりたい、かように考えておるところでございます。

○三谷委員　福祉還元を重視しなさんなとは言ってないんですよね。預金とか現金保管とかいうふうな形になっているものなどをどのように有効に地方自治体の財政危機の問題と結びつけていくかという点について、もう少し指導的な方針などを出すべきだろうと私は思っております。

それから、福祉還元の問題ですが、これは私ども別に反対はしませんが、ただ、ここで制限額を決めておりますが、この制限額というものがどうして必要なのか。ですから、実際の共済組合が事業を進める過程におきまして、これがいま必要であるとか、社会情勢などによりまして変化も出てくる。いまごろ、土地が非常に値上がりしましたときに不動産の購入なんて言ったって、これはできるものではない。そうしますと状況の変化変化に応じて効率的な屈伸性のある運用ができるということが非常に大事な点ですけれども、ここではいついかなる場合でもこれだけだという枠をはめてしまっているんですね。そのときには、結局ここで定められた事業のために効果的な財政の運用ができないという状況があるわけですから、そういう点を考えて、こういう機械的な枠のはめ方については改善をしてもらうということが必要ではないかと私は考えておりますが、どうでしょう。

○植弘政府委員　先生のおっしゃることもわかっておりますので、私は先ほど抽象的だったですけれどもお答えしたのですが、結局三つの目的が一応あるわけでございますね。将来の基金のための積立金ですから有効に利子もふやしておくという安全性の問題、それから行政目的へも還元したい、それからもっと大事な組合員への福祉還元をしたいという三つの目的がありますから、それを一体どのように配分するかという基本問題だと思うのです、先生のおっしゃっておられるのは。

そこで、いま一号資産が五十五ですね。四十が行政目的に、縁故債なり地方債でいっています。残り十五が預金だ。預金の十五が多いかどうかという御議論だと思うのです。残りの、今度は四十五についてはは、直接間接、組合員への福祉還元というかっこうになっているわけでございます。したがって、そこの率をどう考えるかというのでございますが、そこのところは、五十五と四十五に分けているところが、率がどうかという検討もございましょう。だけれども、私がさっき申し上げたのは、四十五の中では、いま組合員の要望が強いのは貸し付けだから、貸し付けの方にできるだけ回すように努力してきましたと言ったのはそういう意味でございますし、それから五十五の中で四十と十五とをどう分けるかとなりますと、これは地方債の問題をどう考えるかということと響いてきますので、そこらのところは検討する価値があるだろうという意味で、私は抽象的に申し上げたわけであります。

○三谷委員　検討する価値があるので、検討していただけますか。

○大嶋説明員　資産の構成割合につきましては確かにこう定められておりますが、現実に御指摘のように社会、経済の実態が変わってまいりますと、組合員の要望というのも変わってまいります。たとえば、ここ二、三年来というのは非常に

住宅貸し付けということに希望が多いというような事情もございまして、各組合からそれぞれ実情を聞きまして、そのある程度の反映の中で、組合の特殊性を生かした資産の配分ということを私ども特例承認という形で現実に行っておるところでございますので、御了承をいただきたいと思います。

○三谷委員　いや、その現実に行っておるという問題と、いま部長が今後検討して改善をしたいという問題は矛盾するんだが、それはどういうことなんだ。

○植弘政府委員　いや矛盾しているのではございませんで、いま私が申し上げました福祉還元の部分ですね、それをどうしたかという具体的説明をしたわけであります。そこで、一号資産の中身をどうするかというのはよく実態を見きわめた上で検討さしていただきたいと、こう申し上げたわけでございます。決して矛盾してございません。

○三谷委員　余り運用について細かい枠をはめぬ方がいいんですよ。だからこの枠というものは、どのような社会情勢であろうといつでもこれは作用しているわけですね。ただ、情勢によりまして、たとえば地方自治体が財政危機によりましてパンクするというような状況の中におきまして、これを放置しておいたのでは将来において地方公務員の共済自体もこれは破産するわけですから、そういう点からしますと、そういう状況においてはそういう状況に応じた処置が必要だ。それから土地価格など低下しまして住宅建設が比較的有利になってきたというようなときには、またその方の重点というものが新しく出てくる。ですからこれを、いつ、いかなる状況におきましてもこうだというふうな、そういう機械的な扱い自体が問題なのであって、もう少し柔軟性のある運用の基準をつくって――基準が必要であればですよ、必要でなければもうなくてもいいわけですけれども、共済自体がそういう状況の中で適正な運用ができるというふうにすべきではないかというのが、私の意見であります。それを聞いておきます。

○植弘政府委員　私も、いま三谷先生のおっしゃる御趣旨はわかりましたので、検討してみたいと申し上げたのはそういう意味でございますが、やはり共済がこれだけ大きな組織になってきますと、直ちに社会、経済の実態に即応し得るのかどうか、そこらのところも慎重に検討する必要があろうかと思いますので、まあ御趣旨を体しながら少しもっと深めた検討をしてみたいと思います。

○三谷委員　それでは、これで終わります。

○大西委員長　小川新一郎君。

○小川(新)委員　私は、前回も左藤さんと議論をやったわけですが、なぜか私がやるときにはいつも大臣にぶつからないのです。これは不思議な委員会でございまして、この前は何か国家公安委員長としてのお忙しい御用件でございます。議事録にとどめておいてありますので、ちょっとお読みしておきます。「いつも私が質問するときに、昨日もいらっしゃらない、大事なときになるといなくなる、共産党さんの前になるといつもいなくなっちゃう。本当に全くもって、もっと長くやるにもやりようがない。こういう大事な問題でどうしてこう大臣がいつもいらっしゃらないのかと聞きますと、おれは非常に任務がたくさんあるのだ、国家公安委員長もやっていて警察もやらなければならない。ぜひお伝えいただきたいが、忙しい忙しいで、この年金問題を議論している中で浮き彫りになったみずからの果たすべき責任を果たし得ないというところを最後に私は声を大にして言いたい。」これが私の昭和五十年の五月二十三日の、前国会の議事録の締めくくりなんでございますが、このことは政務次官、きちっとお伝えいただいたのですか。いただいてないからこそ、いつもいつもこの年金の審議になると、私は大臣にぶつからないんだ。それは予算委員会があって、きょうも物理的にどうのこうのと言っているけれども、いずれにしたってこうやって議事録にとどめて、声を大にして、大臣がいないのはどういうわけだ。これは、ぼくは三度目ですよ。三度とも大臣はいやしない。お伝えいただいたのかどうか。まずこういうことはけしからないじゃないですか。

○左藤政府委員　御趣旨の点は大臣にはお伝えしてございますが、たまたまきょうもそういうことでそういうめぐり合わせになってしまいまして、非常に申しわけないと思っております。

○小川(新)委員　大体三木内閣は、私も政治をやってまだ九年。衆議院でまだまだチンピラ議員の域を脱しませんけれども、まあこの国会ぐらい五里霧中、視野ゼロ、もう雲海飛行、またはゼロ戦飛行と言われている国会はないわけですね。なぜこういうことになったかというと、きょうは少し憎たらしいことを言わしていただきますがね、三木内閣というのは、枝と葉があって幹がないと言われているんですよ。大体実もないというんだ。ないはずなんだ。担当大臣がいつも出たことなしというんだ、年金の審議をやっても何しても。これで、言いたいことを必ず国民の側に向かって言っておる、確かに。独占禁止法の問題だってそうです、廃案になったものは出さないと。それじゃ廃案になった酒、たばこ、郵便料金は出してくる。かっこうのいいポーズだけとって、本当に国民のためになる実のあるところを示さないところにバルカン政治家というゆえんがあるのかどうか。私は、バルカン政治家というのはそういう意味で言われているのじゃないと思う。そういう点を、私は、まずこういった大事な年金問題審議に当たっていつもいつもこういうふうに約束が果たせない、こういう点はまことにもって遺憾である。本来、もう審議なんかしたくないのですけれども、国会議員の一つの任務、義務として、こういう不愉快な条件下、環境悪化の中で――環境悪化ですよ、委員会は。最大の悪化の中で審議をする私の気持ちをも十二分に踏まえて、左藤政務次官、ひとつよろしくいい答弁を出してくださいよ。それでなければ、あなたも同罪ですよ。いてもいなくてもいい政務次官なんというのは必要ないということになっちゃいますから、どうかそういうことを私に言われないようにひとつ――これはしようがないですよ、私は言いたくないけれども、議事録にちゃんとこういうように言っておるんですよ。これはしようがないでしょう、文字に残っているんだ。あなたがちゃんとお約束しているのです。「御趣旨の点につきましては十分大臣にお伝えいたしまして、その実効の上がるように対処させていただきたいと思います。」「左藤政府委員」と書いてある。ちっとも対処していないじゃないか、どういうんですか。また同じことをきょう言っているじゃないか。どうです、重ねて言っておく。また再来年やりますよ。

○左藤政府委員　大臣にお伝えしたのは先ほど申しましたとおりでございます。

そこで、いまのいろいろのお話でございますが、三木内閣のいろいろな対処方針のことについてのお考えということも、いろいろお話ございました。今日まで審議が行われなかった。そしていまになりまして、国会の運営の問題からこういったことができ、たまたま参議院で予算委員会に出席しなければならない。そしていまお話しの共済組合の法律につきましても非常に重要な法律でございますが、そういった審議と同じ日にやらなければならないということになりました。そういう点では非常に遺憾であると思いますが、今後もこういうことのないようにわれわれ努力いたしたいと思いますが、国会の運営の中においてそういうことをせざるを得なかったということをひとつ御了解をいただきたいと思います。

○小川(新)委員　ひとつ午後から園遊会にも行かなければならないし、天皇陛下の御招待ですから、これをけるということはまことに礼儀を失するので、それだって全部あなた、政府が決めたんじゃないか。物理的にいってどっちを採択するか、とるかということは、それは議員の判断、良識に任せるわけですけれども、いずれにいたしましても、こういう問題を繰り返しておったんではまことにいかぬと思います。よろしく御注意のほどをお願いします。重ねて申し上げておきます。

昨年の七十二国会で本委員会における附帯決議

の中で、国家公務員共済組合、公共企業体職員共済組合、地方公務員等共済組合などについては公務員関係共済制度に共通する基本的問題を調整改善するための関係閣僚協議会の設置等について検討すること。」とありますが、この関係閣僚会議というのはいつ、どこで設置されたのですか、何回ぐらい、どのような問題について検討し、どのような問題にぶつかって行き詰まったのか、また、開いたのか、今後どうするのか、この五点についてお願いします。

○植弘政府委員　五月のときにもお断りを申し上げましたが、当時それぞれの共済年金なり厚生年金なりの分野におきまして審議会等を持っておりまして、そこでやっておりますので、そのところで検討した上でということで、まだ関係閣僚会議はできてございません。

○小川(新)委員　大体何聞いても、いま言ったようにできない、やりません。このことはここに言っているじゃないですか。これは小川省吾さんが五月のあれにも言っておりますよ、同じことを。またここで十月の七十六臨時国会で私が言わなければならない。これは政務次官、いつも遺憾だ、遺憾だと言っていないで、そういう前向きの姿勢、取り組むことが政治に対する、これが一番大きな国民に対する信頼を取り戻す公約じゃないでしょうか。だからこそ、徳島発言にしたって何の発言にしたって、三木さんに対する批判が自民党さんの中からだって起きておるのはそういうことなんです。私は何もこういうところでそんなたな卸ししたくないけれども、先ほど言った大臣出席の問題に絡めて、全くもって、いまだにこういう閣僚協議会さえ設置させ得ない自治大臣の熱意のなさ、また、その閣僚間における大臣の発言力というものはどれくらい重きをなすのか、私どもにはわかりませんけれども、この点については重ねて政務次官から御決意をいただいておきたいと思います。

○左藤政府委員　確かに前回のときにそういうことがございまして、この点については大臣にもよくお話を申し上げてあります。ただ、大臣におかれましてもほかの大臣ともいろいろ話をしておられるわけでありますが、各省庁のいろいろな事情もあって、なかなか自治省だけがそこまで持っていくというところまで及ばなかった、その辺のところの政治的ないろいろな配慮というものが十分まだ行き届いていないという点については、いろいろいまお話ございましたようなおしかりを受けるわけでありますけれども、われわれとしましても努力をいたしました結果がそこまで至っていないということについては非常に遺憾であるわけでありますけれども、今後ともそういうことについて、先ほど申しましたような線で努力は続けていかなければならない、このように考えております。

○小川(新)委員　委員会においての附帯決議は、これを実施するのは国会の重視につながることでありますね。こういうことをいろいろな都合によってできない、できない、それは大臣の立場に立って言えば言い分もあるでしょう。だけれども、この閣僚会議というのは月に大体どのくらい開かれるのですか。この席に一体出したのか。どうなんですか。あなたは閣僚でないけれども、閣僚会議どうなんですか。

○植弘政府委員　関係閣僚会議と申しますのは、先生御承知で御質問だと思いますが、それぞれの案件ごとに設置されますので、公的年金の問題についてはすでに何度もこの委員会でそういう御意見を賜っております。いま私は簡単に申し上げて恐縮でございましたけれども、各省がそれぞれ、たとえば厚生省は社会保険審議会、私の方なり大蔵省では共済組合審議会を持っておりまして、そこでいまやっておりますものですから、そこであらかたなものができましてからということで私は申し上げたわけでございまして、したがって、公的年金に関する関係閣僚会議というのはまだ設置されていませんということでございます。ほかのいろいろな関係閣僚会議はそれぞれの業務について活動していると存じますが、そういう点で御理解いただきたいと存じます。

○小川(新)委員　この問題をいつまでもいつまでもひっくり返しひっくり返し言っているわけにいきませんけれども、とにかく所管の大臣は、自分の与えられた問題については他を押しのけても、席順がどういう位置にあって閣僚協議会にそれを出すかという順序については私はわかりませんが、いずれにしても自己の責任を果たすために強烈にその立場を貫き通していただかなければ困ります、こういうことを言っていたのでは。

そこで、聞くところによりますと、政府は、五十年度は見送って五十一年度に年金の抜本改正を行うよう検討しているということですが、最近の経済の落ち込み、また不況問題、こういう中で、簡単に言えば国が年金のために払っているお金、このお金が財政の欠陥状態の中で一体これからの抜本的な改正を行い得るのかどうか、これはやはりお金が伴う問題ですね。そういったものが五年、十年先にどのように――財政圧迫につながるがゆえに給付率というものがこれ以上上げられないのだというような後向きの姿勢になるようなことはないのかどうか、これが一点。

次には、そういった抜本的問題は、政府部内のどこでどのような機関で検討しているのか、これが二点目。

三点目は、政府原案をまとめて社会保険審議会へ出さねばならないと思いますが、その政府原案はどこが主体になってまとめているのか。この三つ。

○植弘政府委員　先ほども申し上げましたように、公的年金に関しましては関係の省庁も大分ございます。思いがけなかったこれだけのスタグフレーションといいましょうか、減速経済でございますから、抜本的な改正についての検討に相当影響はあるだろうということは、先生も御指摘のとおりこれは無視できないと思います。

この年金の給付率内容そのものを引き下げるということは私どもは絶対にないと思いますが、ただ問題は、いまここで抜本改正と申しますのは、いろいろと年金制度がたくさんございます。厚生年金、これは主体でございます。そのほかに私どもの共済だとか農林年金の問題ですとか、私学共済とかいろいろございますが、こういったようなばらばらにあるもの、それからその相互間の通算をどうするかといったような問題になりますと、基本的に検討しなければならぬ問題がございまして、そこらが抜本改正の問題になってくるわけでありますが、そこらのところは今後それぞれの立場におきまして検討されるものと存じます。もしそういった全般的な統一ができるとすれば、最も中心になるべき主管省は厚生省だと存じますが、当然共済等を持っております私どもの方も関係してくることとなると思います。

どういう具体的な検討を行っているかということになりますと、それぞれの審議会でやっております、たとえば地方共済で申し上げますと、先ほどもちょっと申し上げました地方公務員共済組合審議会の中におきまして、それぞれの関係者から問題点の提起がございまして、それを中心にいま数回の検討を行っております。

○小川(新)委員　植弘さん、あなたにちょっとお尋ねしますが、自治省関係の政府の諮問制度ですね、審議会の答申案以外に、保険に関係することで出た審議会の記録はお読みになっていると思いますが、いかがですか、まず聞いておきます。

○植弘政府委員　私は直接読まないにいたしましても、密口が福利課でございますが、福利課では関係省庁から資料をいただきまして検討させていただいております。

○小川(新)委員　そういたしますと、昭和五十年七月二十一日の大蔵省関係の財政制度審議会、これは相当大きな諮問機関ですね。これは地方制度調査会と同格と私は見ておりますが、この財政制度ということは、日本の財政、大蔵省がいろいろとこれからやっていかねばならない財政問題の中から、福祉の問題とかいろいろな問題を議論するわけでございます。ここに資料がありますが、五十年七月二十一日、これはお読みになりました

か。

○植弘政府委員　全部読んでおりませんけれども、大体主なところは見ました。

○小川(新)委員　それでは二十ページに、「社会保障制度の合理化」というのがあります。「社会保障の現状」から述べてきまして、ずっといきまして、その中に「基本的態度」、この財政制度審議会の中間報告の「基本的態度」というのはどういう態度を言うのですか。

○植弘政府委員　全般的につぶさに読んでいませんので、そこまで私もわかりかねますけれども、少なくとも財政審が検討いたしております基本は、現在のように財政硬直化と言われる現象が発生している理由は何であるか、その原因を探求し、そして行政の効率化を図り、歳入等についてもその合理化を図っていく、こういったような趣旨のもとに審議会が検討しているものと思っております。当然、私どもの関係いたします地方行財政運営の問題も、この問題の一環として私どもは把握しておるところでございます。

○小川(新)委員　大蔵省にお尋ねいたしますが、いまあなたの方の基本的態度というのはどういう態度を言うのですか。

○岡田説明員　お答えいたします。

いま自治省の公務員部長の方からお話しになったと思いますが、おっしゃるとおり、財政制度審議会の中間報告におきまして、将来の人口構成ということに着目いたしましていろいろの御提言が出ております。われわれもかねてより問題意識を持っております。これをどういう形で負担と給付とのバランスをとっていくかということが大問題だということを承知しておりまして、現在われわれの国家公務員共済組合審議会、この審議会におきまして、財政という観点から大きな事項として御議論願っております。現在十二、三回開いておりますが、そういうことで、われわれとしても大きな問題として注目して御検討願っている、こういうことでございます。

○小川(新)委員　自治省、いま何だか言っておりましたよ。その中で、二十五ページに、年金の問題で財政の基本的態度ですね。「(イ)　年金については、諸外国との均衡、あるいは将来の国民負担ないし財政負担といった面からみても、その給付水準のこれ以上の引上げには問題がある。　すなわち、現行の給付水準による場合においても、将来、老令人口構成が定常化する段階においては、保険料率を現行料率の三倍近い程度の水準にまで引き上げる必要があると想定される。」けれども、給付水準はこれ以上上げられない、こういう結論ですね。これは全く高福祉高負担じゃなくて、低福祉高負担じゃないですか。三倍に引き上げても給付水準はこれ以上上げられない、こんな大事なことを財政制度審議会の中間報告で財政の面からこれは言ったと思うのですけれども、全くもって厚生省や自治省の推進する側からいけば、「年金については、諸外国との均衡、あるいは将来の国民負担」――その前にずっとあって、わが国の社会保障は諸外国よりも低いということを言っていますよ。ここにずっと述べてきている。そうしていて、ここには「諸外国との均衡、あるいは将来の国民負担ないし財政負担といった面からみても、その給付水準のこれ以上の引上げには問題がある。」それでその後には、その水準を三倍に引き上げても、なおかつこっちは上げてはいけないと抑えている。こういう答申をしておったのでは、自治省としては聞き捨てにできないし、見捨てるわけにいかない。これはどう理解するのか、政務次官に聞きたいのです。これはちょっと専門的な、高度な政治的含蓄のある言葉を聞きたいのです。

○左藤政府委員　確かに、財政的な問題につきましては、大蔵省の一つの御判断というものがあると思います。これはやはりあとは財政制度審議会あるいはまた共済組合制度の問題について地方制度調査会とか、そういうところでいろいろ議論される、そういったものと、さらにもう一段階高度の政治的な判断というものが、私は、最終的にはこういった問題についての方向を決めていくことになろうと思います。

したがって、もちろん財政制度審議会の現在の考え方としては、こういった答申といいますか、中間報告を出されるのはやむを得ないということだろうと思いますが、それを乗り越えることができるかどうかということが、私は、これから政治姿勢というものを決めていく上の大きな問題ではなかろうか、このように思います。

○小川(新)委員　これは大蔵省にお尋ねしたいのですが、ここにあるとおり、「これ以上給付水準の大幅な引上げを行った場合には、将来その負担に耐えられないものとなることが考えられる。」これは実態はどうなんですか。これがどんどん物価にスライドして、いまの年金が食える年金ならいいのですが、食える年金じゃない年金を――年金とは一体何かということになる。一体その補助制度、要するに老後の生活の安定の助成制度の年金であるのか、その年金をベースとして生活の維持を図っていくための年金なのか。これはもう負担に耐えられない、だからもう上げられないということは、日本の福祉国家というものはどうなるのか、私は非常に疑問を持ち始めたのです。この辺のところはお金の面ばかりがつがつ言っていないで、あなたの立場はどうなのかということをきょうは明快に自治省の政務次官――大臣がいないから私はさっきから頭にきている。こういう大事なことを大臣に聞かせたい。大臣はいつもいらっしゃらない。左藤大臣として私は言っておくから、あなた早く大臣になってもらわなければ困る。それぐらいに私は聞かしたいから、あなたは明快にこれをいまから数字でちょっと説明してやって、納得さしてやってください。

○岡田説明員　お答えいたします。

財政制度審議会の中間報告で、言うならば一つの提言といいますか問題意識の提起、これにつきまして、給付に対して何らかの形で拠出をしなければいかぬということでございます。

そういう観点からいきまして、実のない制度ということにならないようにということが根本でございます。そういう意味で、現在のままの水準であっても、一つの仮定計算でございますが、三倍の負担を伴うことあるべしということでございますので、しからばそれを今後、給付の内容を改善しながら、財源をどういう形で確保するかということが大問題だということでございます。まさにその問題の提起だというふうに受け取っております。

○小川(新)委員　それが基本的な状態ですからね。大蔵、財政の面からいく基本の理念というものは、いま言ったような福祉の面でこういう問題が提言できるから、ここで「その負担に耐えられないものとなることが考えられる。」から、これ以上の引き上げには問題があるなどということで解決できるような問題じゃないのです。ここは基本的態度ですよ。いかに国民の老後の生活の安定を図るかということが基本的態度でなければならないのに、人間の福祉の問題の財政の面が基本的態度になるということは、明らかに、財政制度の分野からそういう基本的態度が貫き通されるところに問題があるということを私はあえて言っているのであって、この点については、何もいま目くじら立ててここでがたがた追及しているわけではないけれども、こういう問題は非常に大事な問題であるから、委員会にきょうはポイントを出したわけでございます。その点、いつまでも長く議論いたしませんから、これはあなたから自治省の基本的態度をここで述べていただいて、大蔵省の諮問機関である財政制度審議会の基本態度に対しては、われわれとしてはこれは余りにも冷酷な数字的な面の基本的態度である、自治省や厚生省の立場からいけばあくまでもこういう基本的態度でなければならないという態度を御披瀝いただいて、私は引き下がります。

○植弘政府委員　共済担当の立場からしか物を見ないで申し上げるのは非常に恐縮でございますが、やはり先ほど申し上げましたように、財政制度審議会というのは、単に社会保障なり年金という問題だけではなしに、わが国における全般的な

財政硬直化は一体何に原因があるのだという、歳入歳出といいますか、需要とそれに伴うところの負担といいますか、これとの関係を基本的に考えているところでございますから、適切なる負担なしに適切なる水準は保てないという基本的考え方だと思うのであります。しかし、私どもといたしましては、年金の水準、共済制度の内容を充実していかなければならないということは、先ほどもお答えいたしましたように念願といたしております。それがためにはどのような負担をすればいいのかといったような問題が相当大きな問題であるというのが、財政制度審議会の指摘であると思います。

これだけ財政事情、経済事情がいろいろと変化してまいりますと、先ほど先生御指摘のように、年金問題を考えるにいたしましても影響してくるところが少なくないと思いますし、私どもそれを無視して考えることはできないと思いますが、それにいたしましても、その中でも、仮に歩みは遅くても、一体どのようにして年金の充実を図らなければいけないかという点については、関係省庁ともども研究し、また必要なところでお願いすべきものはお願いしていくという態度でありたいと思います。

○小川(新)委員　そこで、現行の年金制度を抜本改正するという基礎年金構想、この基礎年金構想の基本的態度というのはどういうものですか。これは一体どこが出したのですか、厚生省ですか。また、その内容について私よく知らないのでございますが、その内容について一々細かくここで御説明いただきませんから、いまの財政制度審議会の基本的態度に対抗する意味で、その基礎年金構想に対する基本的態度だけお聞きいたしておきます。

○植弘政府委員　厚生省からお見えですと、厚生省の御担当だと思いますが、私の承知しているところで申し上げますと、先ほど申し上げましたが、現在、公的年金の制度がそれぞれの地域、職務によりまして余りにもばらばらなのでございます。したがってそれを調整するということがまず社会保障全体の立場から必要だということが出発点でございまして、その場合、それでは一体、底といいましょうか、最低といいましょうか、水準をどうすべきなのかということに立った上で調整しようというのがねらいのように承知いたしております。

○小川(新)委員　きょうは厚生省を呼んでおかなかったのであれなんですがね。いずれにしても、そういうばらばらだとか、たらたらだとかいうことでなくて、一貫して流れている――あなたはいま、共済年金の当該の審議の面からしか物を論じられない立場で、非常に言葉を選んで発言していることはよくわかりますけれども、大体、年金制度というものの基本的構想については、原点、発想からすべてのものが開かれていくのですから、そういった基礎年金構想の問題というものはただばらばらであるというだけの問題ではない。ただそれはあなたの所管ではないと言うから、私もあえてここでそんな詳しいことをあれしませんけれども、そういった面を踏まえた上で私どもはこれからも年金制度というものを審議していかなければならぬ。確かに財政問題というのは大きな問題でしょう。これなくして物は語れないし、またこれなくしては成果が出ないことは十二分に承知しておりますが、その面だけが基本的姿勢ということになると非常に何だか寒々しい基本構想になってしまうのですね。それが違う一つのテクニックとしての言い分ならわかるのですけれども、基本的考え方となってくると私は抵抗を感じるということをきょうは指摘したわけでございます。大蔵委員会でございませんから、財政問題についての柱についてこれから議論する時間はございませんからいたしませんが、その点をひとつお願いいたしたいと思います。

今回の地方公務員の退職年金制度の改正案では、恩給法の改正に準じて、昭和五十年八月から四十九年度の公務員給与の改定率二九・三%分を増額改定することとし、さらに昭和五十一年一月からは昨年の改正方式の第二年次分として、恩給水準と給与水準とに生じている格差を解消するため、六・八%分を上乗せして増額改定することになっております。しかし、このような改善方式をとる限り、インフレ、不況下にあって、これに相当する退職した年金生活者の生活水準の引き上げの時期が五十年八月から引き上げられることになっており、これでは一年数カ月おくれになっており、インフレ、不況のしわ寄せが社会的に最も弱い立場にある年金生活者にされていることになります。しかも、恩給水準、すなわち地方公務員の年金水準と給与水準の間の格差は昭和四十五年以前においても当然解消されてしかるべきものであるにもかかわらず、さらに大幅におくらせて、五十一年一月分からの改定とは余りにも実施時期が遅過ぎるのではないか、この問題については前国会でもいろいろ議論されております。年金水準の実施時期を公務員の給与改定時期に合わせるべきであると思いますが、重ねて今回私は議事録にとどめておきたいので、この問題を御質問させていただきますので、お答えをいただきたいと思います。

○植弘政府委員　御指摘のように、ここ一、二年御審議をいただきまして前進させていただきましたが、なおまだ公務員の給与改定とは一年四カ月ですかの差がありますことはおっしゃるとおりでございます。恩給におきましても遅くとも水年実施時期を早める努力をいたしておりますが、私どもも大いに賛成でございまして、恩給にやっていただきます場合には当然私どももやらせていただくということで、関係省庁と相談しながら十分にその点は進めてまいりたいと思っております。

○小川(新)委員　昨年の改正では、四十八年四月一日の給与改定時期に対して、年金水準の改定並びに格差是正の改定時期は政府の当初案ではいずれも翌年の十月からとなっていたものを修正して、一カ月早めて翌年の九月ということになっておりますが、今回の法案では四十九年四月一日の給与改定時期に比べて、いろいろ議論が出た年金水準の改定時期を五十年八月として、昨年の改定時期より一カ月早めたとはいうものの、当然過去において解消されるべき恩給水準と給与水準との格差是正は五十一年一月からと大幅におくらせたことは、昨年の改正よりも後退したのではないかと考えますが、これもひとつお答えしておいていただきたいと思います。

○植弘政府委員　これは去る五月、当委員会で御審議の際にも恩給局の担当者からるる御説明があったように記憶いたしておりますが、正直なところ余り理屈はないのでございまして、全体的な恩給の水準のアップといいましょうか、内容の充実といいましょうか、その中で、その分は一月ということで全体的な立場から調整されたものだというように理解しております。私どもも決してそこを一月でいいというふうに考えるわけではございませんが、恩給の方で諸般の情勢がそうなったということでございますので、ここはやはりはずを合わさせていただくということなので、御理解を賜りたいと存じます。

○小川(新)委員　その点はよく私の方も理解しておりますが、そういった面を私たちとしても一点これは言わざるを得ない。いまの年金の大幅後退ということに、先ほどのそういった基本的姿勢というものが省庁間においていろいろと違ってくるところに、そういった姿勢があらわれるのではないかということを御指摘したい。

そこで、産休、お産のためにお休みになっている先生方の補助教員ですね、これは昭和四十四年四月から産休補助職員も地方公務員共済組合に加入が認められておりますが、実際に健康保険と年金の資格を得ている人はどのくらいでございますか。

○植弘政府委員　例の女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の適用を受けております産休補助職員ですか、これは実際は産前産後の六週間の期間の臨時の任用でございますから、多分共済の適用を受けている者はないのじゃないでしょうかと思います。

○小川(新)委員　これは任用期間が十六週間という臨時採用形態のために、一年継続することは当然むずかしいことですね、お産でございますから。

そこで、産休補助教員の採用制度というものは、昭和三十二年、この制度ができて以来各学期ごとに打ち切られてきたのです。しかも発令は一日、十五日に限られる。この身分不安定をなくすための運動のせいで、昭和三十八年度から継続採用になっておりますが、対象があっての産休補助のため、一年継続できる人たちというのは数えるほどしかない。そのため、退職時に年金支給資格を得る人はごく少数だという陳情が参っております。

そこで、この人たちを救済するためには、地方公務員等共済組合法の施行令第二条三を改正して、就職と同時に加入できる道を講じるとともに、あわせてこれを産休補助教員制度の始まった時点にまでさかのぼって適用はできないのだろうかというのが私どもの考え方でございますが、これも財政的な面とかいろいろな制度的な問題、いろいろとほかの制度との組み合わせの中でネックが出てまいりますが、お考えをお聞きしておきたいと思います。

○植弘政府委員　先生のおっしゃることはよく理解できますが、やはり先生もつとに御承知いただいていると思いますように、保険制度というのは継続的に従事しているというのが基本でございます、単に私どもの共済だけでなしに。そういう点からいきますと、そのほかにもいろいろと臨時職員がおられます。したがいまして、この産休補助職員にそういった特例を認めるということになりますと、一般的に多くの団体で臨時職員がいっぱいおるわけでございますから、それではそれとの均衡をどうするか。単に財政問題でなしに、これはやはり保険制度といいましょうか年金制度といいましょうか、これの基本的な性格論になってまいりますので、ちょっと無理じゃないだろうかと思います。

○小川(新)委員　この辺もひとつ、こういった点においていろいろと対象の方々から国会にこういった陳情、請願が出ているということを踏まえた上でひとつ検討していただきたいと思います。

○植弘政府委員　特別にそういった職員の確保についての法律まであることでございますから、抜本的な検討の過程におきましては一つの研究課題として関係省庁との間では検討させていただいたと思いますが、非常に困難な問題だということを申しておきます。

○小川(新)委員　そういうふうに突っぱねられてしまうと、私がしゃべっていても立つ瀬がないのですよ。議事録にそう出てしまうのです。そういうふうに突っぱねられたとおり議事録に載ってしまうのです。もうちょっと味のある返答はできないのですかね。コマーシャルにだってあるじゃないですか、味なことをやるぜマグドナルドという言葉があるじゃないですか。物の表現というものは、もうちょっと何とかできるところに次の議論の突っかけというものが出てくるのであって、ぴたっと出てシャットアウトされたんじゃこっちがシャットアウトですよ。

○植弘政府委員　私は決して冷たく申し上げたわけではございませんで、先生の御趣旨はよくわかっておりますが、やはり先行すべきものは、この法律に基づきますところの補助教育職員確保制度ですか、これを持っておりますのは文部省といいましょうか、そちらの方と十分検討してみる価値はあろうかと思います。そういう段階でひとつお許しいただきたいと思います。

○小川(新)委員　そういうふうに言えば幾らでも検討するように話が出てくるじゃないですか。ひとつ頼みますよ、本当に。

そこで、最低保障額の引き上げについて二、三問お尋ねして、お約束の時間ですから終わりますが、長期在職者、短期在職者等の退職年金の最低保障額が引き上げられ、長期在職者で六十五歳以上の人の場合は年額三十二万一千六百円、月額二万六千八百円から年額四十二万円、月額三万五千円に引き上げられておりますが、これでは生活できる年金とはとうてい言えませんので、退職年金算定額が低くて最低保障の適用を受けていらっしゃる方は現在どれくらいいらっしゃいますでしょうか。これが一点目でございます。二点目は、六十五歳以上の長期在職者で、地方公務員という公務の特殊性にもかかわらず、厚生年金の給付水準を下回っている人はどれくらいいらっしゃるでしょうか。

○大嶋説明員　退職年金で申し上げますと、最低保障の適用を受けておる人は約四千人、パーセンテージにして一・三%でございます。御案内のとおり、昨年の改正におきまして通年ルールを採用させていただきましたが、その結果、それ以前でありますと最低保障の適用者が約二二%ございました。それがいま申し上げましたような数字になっておりますので、その通年ルールによりまして、給付水準はその意味では非常によくなっておる、こういうふうに考えられます。

それから厚生年金との比較でございますが、この通年ルールそのものが厚生年金の算定方法と同じ算定方法でございますので、これを下回るということはあり得ない、こういうふうに考えられます。

○小川(新)委員　最低保障額を当面月額七万円にするようわれわれとしては要求いたしておりますが、これも財政制度の問題でいろいろございますでしょうが、これはまたひとつあなたからうまく答弁してください。

○植弘政府委員　その点につきましては、基本的に、年金制度において最低保障制度というものが適用される事態があるということは余りよくないんじゃないかと私は感じております。したがって、最低保障制度を必要としないようなものに充実していくのが将来の方向としてあるべき姿じゃないだろうかと思っておりますので、そういう線で検討させていただきます。

○小川(新)委員　ちょうど時間も参りましたから私はこれでやめさせていただきますけれども、まだあとお聞きしたいことがございますのですが、前国会においても私はこの問題について質問させていただいております。残念なことは、いまも大臣がお見えになったけれども、またまた消えてしまいました。これはあくまでも大臣が本格的に、誠意を込めてこの年金問題に取り組まない一つの証拠です。仏法ではこういうのを一念三千の法門と申しまして、一念のない者というのはかっこうが全部そういうふうに表現できるというのです。私は何もここで仏法講義をするわけじゃないけれども、そういうふうに証左というものはもろもろの実相にあらわれる。だから、さっきも言ったとおり、三木内閣が国民の側にいろいろとポーズをつくるようなことばかり言っておっても、本当に誠意のないことを言っているからいま国会がこういうふうにごたごたするんであるというようなことが新聞に書かれておりますよ。これは私が言っているんじゃないのですよ。

でありますから、どうかひとつ政務次官、先ほど私が述べましたようなことを踏まえて、当然政府がやらねばならないことはここでまじめにひとつ取り組んでいただきませんと、いつまでたっても附帯決議の問題一つ、また閣僚協議会の問題一つ、抜本的改正の問題も一つ、先ほどの大蔵省の政府の諮問機関の基本的問題も、冷酷無残な財政問題に終始した基本的態度にあるようなこと、こういった問題をひとつ多くの最高の指導者の立場の中で大きく議論していただいて、抜本的に一歩も二歩もこの不況、インフレの中で再雇用の問題さえ道を閉ざされた老齢の方々、こういった方々の生活保障のためにも年金の占める位置というものは非常に大きな問題であるということを重ねて御警告いたしますので、どうぞひとつ福祉国家にふさわしい――重大な時局の中で困難な政治局面ではありますけれども、私は最後にこのことをあえて御警告申し上げつつ、残念ではございますが、所定の時間でございますからやめさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大西委員長　折小野良一君。

○折小野委員　本法案につきましては、すでに前国会におきまして十分な審議がなされております。したがいまして、私は一点だけ補充的にお尋ねをいたしたいと思っております。

それは、これまで何回も審議されました、自治省側の御答弁もございました、それからこの委員会におきまして何回も附帯決議がなされました、いわゆる互助会あるいは共済会と申しますか、そういうようなものの職員でございます。これにつきましては先ほど部長からも、厚生年金の関係があるので、厚生省がなかなかうんと言わぬので、というようなお話がございました。いままでの御答弁もほぼそういうような御答弁に終始しておるわけでございます。しかし、私どもいろいろ考えてみますと、その業務は、地方公務員法の四十二条におきまして地方団体に義務づけられた仕事であります。その仕事をやっていく職員、これはやはり地方公務員あるいはそれに準ずるという立場において、その他のいろいろな関係職員についての配慮がなされたと同じように配慮されていいんじゃなかろうか、こういうふうに考えます。もちろんいままで厚生省ともいろいろ折衝をなされておるとは思いますが、しかしどうも余り熱心ではないんじゃなかろうか。あるいは多少何かじくじたるものを感じてやっておられるような面があるんじゃなかろうか、そういうような点を私ども感ずるわけであります。そこでひとつざっくばらんに、いままでこれだけ要望があっておるにかかわらずやらなかった、やれなかった、あるいはやりたくないその本当の理由を具体的におっしゃっていただきたいと思います。

○植弘政府委員　これは毎回同じようなお答えで、まことに恐縮に存じております。団体共済そのものができましたのも、実を言いますと、もう先生よく御承知いただいていると思いますが、すべて当委員会で修正で入れていただいたわけでございます。と申しますことは、もう根本的に、現在厚生年金に入っているものを出すということについては、政府部内におきましても、特に社会保障制度審議会あたりが非常に強い反対の意向をお持ちでございまして、もう政府原案では入らないのでございます。ただ、しかしながら、そう言いましても従来特殊な法的根拠を持つものにつきましては団体共済に入れた経緯がございましたために、昨年におきましてもお力をいただきまして、例の土地開発公社を入れさしていただいたのでございますが、そのときに、その前から問題になっておりました互助団体につきましてもどうかということは、当然に私どもも考えました。そのほかにもまだ、情報センターとかいろいろございます。しかしながら、私どもが政府部内で担当の厚生省と協議いたしましても、初めからもう問題になりません。そして、率直に言いますと、私どもは議院内閣制の立場から、与党の地行部会なり社会部会といったものにも御相談をするわけでありますけれども、やはりそこでも、基本的な社会保険統一という大義名分といいますか、あるべき将来方向、基本的な方向といたしまして、そういうものを出すべきでないという線が強うございまして、なかなか話がまとまらないのでございます。

互助団体は、御指摘のように地方公務員法の四十二条でございますが、職員の福利厚生ということに関係は持っております、根拠は持っておりますものの、現在の互助団体そのものは各地方団体が条例で定めたりあるいは任意に設置しているものでございますために、道路公社なり住宅公社なりあるいは土地開発公社といった、特別法によって定められた、設置された機関とはおのずから性格を異にするわけでございます。そういう点からいいますと、従来の経緯から、私どもも努力はいたしましたが、どうもなかなか思うに任せません。そこまで申し上げていいのかどうかわかりませんが、いろいろと与党の間でも御相談はいただいたようでありますけれども、どうもそういう基本的な立場から進みませんので、実現を見ていないわけであります。決して私どもが初めから消極的にというつもりもございませんが、やはりどこかに線を引かないと、似たような団体は、この前調べてみましたところが全国的に七十か八十ほどございました。たとえば私の方に、ある国会議員さんを介して直接要望されました団体に、ある県のそういった団体もございましたので、それでは互助団体を認めるということになりますと、いろいろと各地方団体、公社というものを持っております、それをすべて入れるということになりますと、これはやはり相当な問題であろう、そこで私どもは、やはり厚生省にお願いするといたしましても、その筋に御連絡を申し上げるにいたしましても、結局何らかの歯どめ、そういうことになりますと、単独立法というものが一つの歯どめになってきたということがいままでの経緯でございます。

○折小野委員　いまの御答弁の中に、法的根拠というお話がございましたが、こういうような福利厚生団体といいますか、あるいは福利厚生組織といいますか、そういうものは、少なくも地方公務員法の四十二条に基づきまして、自治体にこれを行うことを義務づけておる、こういうことでございますので、私はこれ以上の法的な根拠、別に必要ないんじゃなかろうかと思っております。むしろ、経過的に言いますならば、こういうような福利厚生施設の一つとして共済制度というものが出てきた。むしろ共済制度の方が子供である、こういうようなことではないかというふうに考えます。ところが、そういうふうにおっしゃることの裏には、実は自治省といたしましても共済制度については大変一生懸命に努力をしておいでになるのですが、四十二条関係の福利厚生制度につきましてはほとんど野放しの状態で、これに対する指導、そういうようなものもほとんどなされていない。場合によっては監督もなされていない。こういうようなところにもいろいろな問題があって、正しい、法律が期待をするような福利厚生の事業というものが果たして現実に行われておるのかどうか、こういう面についてもいろいろの問題があるように思うわけでございます。

そういう点から、私、ちょっと気がついた点を二、三お尋ねいたしたいと思いますが、そういうような団体がいろいろな事業を行っておるのでございますが、その一つといたしまして、退職金のプラスアルファをこういう団体を経由して出す、こういうようなことをやっているところがありますが、それはよろしいのでしょうか。公務員法の四十二条が規定をするこういう趣旨に沿った仕事といいますか事業、こういうふうに認められるのでしょうか。

○植弘政府委員　単に、互助会が私的な扶助組織といいましょうか、自分みずからの掛金だけで運営している場合でございますと、これはとやかく言う必要はないと思いますけれども、少なくとも、それに対して公費の負担があるといった場合になりますと、退職手当そのものに問題が出てくるだろうと思います。やはり退職手当も、一般職でございますと法治二百四条にいうところの給与の一種でございますから、地公法二十四条の規定によりますところの国家公務員との関係といったものを考えなければいけませんので、そういったようなものはプラスアルファみたいなものでございまして、適当な支出とは考えられないと思います。

○折小野委員　ところが、現実にそういうような支出、そういうような事業をやっておる互助会等、そういうようなものがあるわけです、ところが、それに対しまして自治省は何らの指導、監督もなされていない、こういうことでございます。それからまた、いわゆる生活補給金というような形におきまして、たとえば労働金庫から職員に対する一定の金額を借り入れる、そしてその利子分は当局から、すなわち一般会計から補給をしてやる、そういうようなことによって生活費の一部を貸し付ける。こういう事業をやることはよろしいのでしょうか。

○植弘政府委員　非常に微妙な点もございまして、いわゆる付加的なそういう福祉業務をどの程度やれるかという問題であろうかと思います。そしてその場合の公費の使い方はどうかという問題ま

でまいりますが、それが明らかに自治法二百四条ないしは地公法二十四条によるところの給与ということになってまいりますと、若干の問題はあると思いますけれども、共済組合が行っておりますような福祉事業の付加給付といいましょうか、そういう程度のものであるとするならば、それほど不適当ということもないのじゃないかと思いますが、ケース・バイ・ケースで内容は当たってみる必要があろうかと思います。

御指摘のように、そこらの具体の内容についてまで互助団体について監督権を持っておりませんので――監督権を持っていないといいますよりも、余りタッチしていませんので、その点がよくわかりませんが、その点は御指摘のとおりで、今後はそういう実態も十分調べてみる必要があろうかと思います。

○折小野委員　私が申し上げた一、二の問題につきましては、私自身も疑問を感じております。いまの御答弁のように自治省も実態をお調べになったら、果たしてそういうような事業が地方公務員法の四十二条に規定するような福利厚生事業の一つであるのかどうか、いろいろと疑問をお感じになるだろうと思う。ところがそれに対しまして、いまの御答弁のようにタッチしておいでにならない、いわば野放しなんです。ですから、せっかく法律がそういうものを期待をするならば、やはりその線に沿った、正しい運営というものがなされるように、いろいろと指導していっていただくということ、少なくも実態を調査して、そしてそれが正しく運営されるように十分気をつけていただく、こういうことが非常に必要なことじゃなかろうかというふうに考えるわけでございます。そういうような面も含めまして、この際、この法律が規定するような福利厚生制度というものはどういうものでなければならないのか、そしてそういうものはどういう事業を行うべきか、そういう点をはっきりしまして、そしてそういう面に沿ったちゃんとした運営ができておるようなそういう施設であるならば、法が期待するようなそういうものであるならば、そこに働く職員はこの共済年金の問題にしましても十分に配慮すべきである、こういうふうに考えます。ところが、その内容につきましてはいまの御答弁のとおりでもございますし、また、果たして法に従ってやられておる組織であるのか、単なる互助的な組織であるのか、その辺も明確でない、こういうような状態もありまして、やはり共済年金の問題についてもいろいろと問題があるのじゃなかろうかと、私どもそういうふうに感じたわけでございます。したがいまして、こういう面につきましては、この問題もせっかくいままで論議もされており、いろいろ要望もあり、また附帯決議にも再三にわたって出てきておる問題ございますので、ちゃんとした制度の運営というものを保障をして、その中においてこの問題の解決を図っていく、こういうことが特に大切なことじゃなかろうかというふうに考えます。この点一点だけをお願いをいたしておきます。

最後にちょっとお伺いをいたしますが、今度この法律が予定どおりに通るということになってまいりますと、八月からということになるわけでございます。今日インフレで、特に年金生活者、そういうような方々は非常に生活にも困っておられる時期であります。しかも正月も控えておるというような時期なんですが、予定どおりに通ったといたしまして、それによって個々の受給者について年金額の改定が行われて、いわば差額ですか、それが支給される時期、これは大体どの時期というふうに見通しておられますか。

○植弘政府委員　先ほど提案理由でも大臣からお願い申し上げましたように、できるだけ早く御審議、御可決を賜りたいと考えておりますが、いま先生御指摘のように予定どおり仮に進ませていただいたといたしましても、十二月末にぎりぎり間に合うかどうかということで、私どもとしてもできるだけ早くしたいという気持ちは変わりございません。

○折小野委員　この国会におきまして、この法案に対する考え方というのは、一刻も早くこれを通して、そうして関係の人たちの期待にこたえたいということだと思います。したがいまして、関係者それぞれの立場において努力されるだろうと思いますが、せめてやはり年末に間に合うように、事務的ないろいろな御配慮もあろうかと思いますが、その点はひとつよろしくお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○大西委員長　午後一時三十分から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

午後一時三十九分開議

○大西委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出に係る昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。三谷秀治君。

○三谷委員　二点ほど大臣にお尋ねをしておきたいと思いますが、午前中に事務当局の御意見は聞きましたが、大臣の見解もただしておきたいと思ってお尋ねするわけです。

御承知のように、今日の経済状況の中で非常に求人状況が悪化しまして、退職公務員が働く場所を得ることがむずかしくなっております。こういう状況が一つある。そこで共済年金の役割がいよいよ重大になってきております。ところが年金の最低保障額が、二十年勤めて退職した六十五歳以上の者に対して月三万五千円でしかないのであります。こういう低額でどうして退職後の生活を保障できるのか。扶養家族が先般の国会の質疑によりますと一・四くらいの平均ケースになっておりますが、そういう状況の中で、こういうことで公務員の退職後における生活というものが保障できるだろうかという問題について、大臣の所見をお尋ねしておきたいのであります。

○福田(一)国務大臣　年金の問題でございますが、この問題につきましては、御案内のように、最低保障を引き上げる問題等々を含めていろいろ努力をいたさなければならない面がございます。毎年消費者物価指数の変動等に伴って、自動的にこれを引き上げておりまして、今年度にも八月から改定されておりますが、昭和四十九年度の制度改正によりまして、低額年金の引き上げを行うためにいわゆる通年方式による低額年金保障制度を設けまして、実質的な最低保障額の引き上げを行っているのは御承知のとおりであります。われわれといたしましては、やはりこの問題については、ただいま御指摘のあったように、何とかして退職後の生活についても生活ができ得るようなふうに引き上げについて努力をいたしてまいりたい、このように考えております。

○三谷委員　これは申し上げるまでもないのでありますが、本年度の人勧の資料によりますと、五十年四月現在で、十八歳の独身男性の標準生計費が全国平均で四万七千百三十円になっております。年金の最低保障額がこの単身の青年の生計費にも及ばない、こういう実情にあるのであります。退職公務員のほとんどが扶養配偶者がおる。人勧によりますと二人世帯の生計費が八万三千八百六十円でありますから、この額が決して高いものではありませんが、年金がその半分にもならないという状態では、余りにも実情に合わないと思うのであります。今日まで、たとえば江崎自治大臣などは、足りないのはよくわかっておる、それではとても食べていけない、しかし求人が非常に多い時代だから、健康であれば仕事を見つけて、それで補完をしてほしいということをおっしゃっておりました。ところが最近のように中卒者でも就職ができないという状況になってきますと、江崎自治大臣の当時の感覚をもってしましては、これは退職公務員の生活問題が全く実情に合わない判断になってくるわけでありますから、そういう時点の中で、この生活保障が実際にできるように処置をお願いしたいと思うのであります。これは生活保護の受給者の金額にも及ばない、こういう実情にあるわけでありますから、これは余りにも

今日の現状を無視した数字になっているというふうに考えるのでございます。これについて大臣は善処を約束されましたが、通常国会がつい近いうちに開会されますが、その時点などにおきまして改定の処置がとられますかどうか、お尋ねしておきたい。

○福田(一)国務大臣　これは三谷さんも御案内のように、関係各省との連絡協議もいたさなければなりませんので、私がこの段階において時期をはっきり申し上げることは困難かと存じます。努力はいたします。

○三谷委員　そうしますと、各省とのいろいろな協議等もありますから、にわかに自治省だけでは時期の言明はできないが、最大限の努力はするというお考えでありますか。

○福田(一)国務大臣　御説のとおりであります。

○三谷委員　そこでもう一つの問題としましては、地方公務員共済に対する公費負担の問題なんです。これが従来からしばしば問題になっておりますが、厚生の二〇%、農林、私学の一八%、これに対して地方共済の一五%。その一五%も交付税の中に算入をする、こういう処置がとられておりまして、この不合理性については、まあ率が非常に低いという点は別としまして、交付税にこれを算定するという問題につきましては、交付税は一般財源であって、人を特定する性質のものではないという点からしても正しくないし、それから交付税でいきますと、不交付団体は全く無視されておるという点からしましても、好ましくないという点で議論になってまいりまして、検討すると言っておった。その検討結果がどうなっておるのか、お尋ねしたいのです。

○植弘政府委員　技術的な点もございますので、私からお答えさせていただきます。

いわゆる公費負担、国庫から直接持つか、あるいは地方団体の共通の財源でございます交付税から持つかという点につきましては、しばしば先生からもこの委員会で御指摘になっておられます。問題は、そういった一五%の点については問題はあるといたしましても、少なくとも公的負担として、地方交付税を通して国が持っているのだという考え方に立っておるわけであります。

そこで問題は、地方交付税によらないで、国の一般会計から直接出るような負担をさせるべきではないかというのが先生の御指摘と思いますけれども、国から直接出していただくか共通財源の地方交付税で持つかというのは、国と地方を通ずる財源の総合的な調整といいますか、配分の問題でございますので、その意味では、せんだって申し上げましたように、この制度が三十七年に発足いたしましたころ、どちらにするかという点につきまして交付税率の引き上げの一つの要素ともしたという経緯から考えまして、いまのままでいいのではないだろうか。

それから交付団体、不交付団体の点につきましては、若干交付税そのものの技術的な問題がございますので、財政課長からちょっと説明していただきます。

○石原説明員　共済の負担金の点につきましては、地方財政計画の積算において、すべての団体について所要額の積算をいたしております。この関係の総額は約二千四百億円弱になります。交付税におきましては、これを単位費用の中で理論計算して積み上げておるわけであります。不交付団体の場合には、この積み上げられた財政需要に対して財政収入の方が上回るという形で、独立税でその所要の財源が確保されているというたてまえになっているわけであります。

○福田(一)国務大臣　ただいま政府委員から答弁いたしましたとおりでございますけれども、制度の問題については大体現行の方向で行ってはいかがかと考えておりますが、負担をどの程度にするかという点については、今後もひとつできるだけ引き上げるような方向で努力いたしたいと思います。

○三谷委員　これは交付税のうち〇・四%が年金分として見込まれているとおっしゃっているのです。これは実際は一つの数理にすぎないのですよ。だからいま三二%になったのですが、そのうち〇・四%というものが年金の公費負担分だったからもしもこれを一般補助金の方に回すとすれば交付税は三一・六%になるわけですか、そういう計算になる。その前は二九・六%でしたか、その前は二八・九%でしたか、そういうふうにして交付税の交付率が上がってきましたけれども、そのたびごとに〇・四%はちゃんと入っている入っているとおっしゃいますが、実際はそんな計算するのでなしに入っているものでなしに、入っているのだというたてまえで物事を取り扱っているだけであって、その中に〇・四%というものを年金の公費負担分として精密に計算して出したということにはなっていないのですよ、実際のところは。しかも、一方におきましては不交付団体がありますが、この不交付団体というのもいま容易でありませんよ。大阪府あたりも政府の基準財政需要額よりも財政収入が減少するという事態がいまきているのですよ。しかし、それでもまだ不交付団体なんです。ここは交付税の交付がないわけでありますから、この年金の面におきましても全く公的な援助を受けていない、こうなっているのです。ですから、ここのところはいつも何かそういう観念的なからくりで、〇・四%入って三二%、こうおっしゃるのだ。ここのところのごまかしといいますか、元来こんなものは一般財源ですから使途を特定する性質のものでない。使途を特定したものが〇・四%含まれて、それが交付税として交付されているということをおっしゃっているわけですが、交付税法のたてまえからいいましてもその論理は正しくないわけですから、国が負担する分は年金に対する補助金として別個に出していくというようにすっきりしなさいということを言ってきているのですよ。そして、これは植弘部長もいろいろおっしゃっているのだ。これは検討させてもらいたい。確かにいろいろ言っているけれども、もともとを言いますと、自治省は、出発の時点においてはそういう主張でありましたけれどもそうならなかったというようなことをいろいろおっしゃっておるのですよ。それで、検討する検討すると言ってこられましたが、これはもう少し検討してもらいませんと、今日のようにこれほど交付税が欠陥を来しまして非常な不足が出てきている。そういう中でありますし、それから今後これが伸びる見通しはないわけなんですよ。これは伸びませんけれども、人事院勧告というものは年々一定の改善処置がとられるわけでありますから、そこでもこういうやり方では矛盾が出てくるという点もありますので、ぼくはこれはもう少しすっきりしたものにしてほしいと思っております。この点についてはどうでございましょう。

○植弘政府委員　先ほど三谷先生御指摘の点は私もお答えした記憶がございまして、当初公的負担をどうするかというような点につきましては、当時の自治省の主張と大蔵省の主張との間にいろいろいきさつのあったことは承ってはおります。農林年金なり私学年金のように直接一般会計から国庫支出金として支出すべきではないかというような主張もあったように承っておりますが、いろいろな折衝の経過からいきまして、国と地方を通ずる、国も地方団体も同じように公的負担の主体でございますから、その意味では総合的な意味における地方交付税というものによって措置すれば足りるのじゃないだろうかということで両省が意見の一致を見まして今日に至っているということであります。個別的に、年度別に見た場合といろいろなことになりますと、先生御指摘のような問題もあるので、そこらの点については検討させていただきますということを申し上げておりますけれども、やはり事が交付税制度そのものにも関する問題でございますので、なお従来のままで推移させていただいているわけでございます。

ところで、いつも申し上げますが、今回の法案で一部芽を出させていただいているようなも、そういったある程度地方交付税を負担するという自主性のあるところが私どもにおいても主張できる根拠にもなりますので、それらの点はひとつ御理解を賜りたいものだ、このように考えてお

ります。

○三谷委員　それは理解できぬ。あなたはこの前の国会で、七十五国会の地方行政委員会ですけれども、「もう昔からも問題でございますがもっともっと十分検討させていただきたいと思います。」こうおっしゃっているんだよ。昔から問題があるんだ。ですから、この問題があるわけですから、それは検討させていただきますと言って、いつまでに検討されるか知りませんけれども、さっきも言いましたように、二年たっても三年たっても検討いたしておりますというような不誠実なことではいけませんから、やはり制度上の問題としましては、交付税に入れるということは、交付税法のたてまえからしましても使途を特定する財源をここに算入すべきものではありませんし、それから共済の年金などに対する公費負担は、これはいかなる団体でありましょうとも公平に行っていくというたてまえからしましても、交付税で扱っていくのは非常に不公正を助長するという要素がありますから、これはぜひ改善していただきたいということを申し上げておるのでございます。これについては大臣の所見をお尋ねしておきたいと思います。

○福田(一)国務大臣　交付税というものの性格、国と自治体との関係、こういうものをいろいろこれからも研究をいたしていかなければならない。特に、御案内のように、地方財政においても非常に困難な状況にある。一方、一般会計においても非常な赤字が出ておるというような段階において、今後の中央、地方を通ずる財政計画をどう処置していくかということにつきましては、率直に言って来年度にすぐに制度を改めるということはいまの段階ではなかなか困難だと思いますけれども、しかし少なくとも五十一年度を目途にしてこれはひとつある程度考えてみる必要があるのじゃないかという考えを私はいま持って、そういう意味においてもひとつ検討するようにということを言うておるようなわけでありまして、私はいまあなたのおっしゃったような点も含めて今後検討をしてまいりたい、かように考えております。

○三谷委員　ぼくがこの点をやかましく申し上げますのは、たとえば四十四年に同和起債の八〇%を交付税会計において見る、あるいは四十六年度には公害防止事業債の五〇%を交付税で受ける、それから過疎債の七〇%も交付税に算定する、コンビナート防災緑地法はこれから審議するわけですが、これも五〇%は交付税で起債の償還に充てる、こうおっしゃっているんです。みんなみんな交付税交付税と言って、交付税にお突っ込みになっていますが、交付税の率が一つも変わっていない。そうしますと、自治体の共有の財源をいろんな制度によって次から次からと使い道だけ拡大をする、原資の方は少しもふえない。結局、薄巻きの状態が一般化するという状態にあるわけでありまして、私は、この年金の公費負担の交付税算定の問題も、これは出発当初からおっしゃっておりますが、これだけの年数を経てみますと、結局は交付税の食い荒らしになってしまうという点からいまの点を指摘したのでありますが、大臣が五十年度において検討課題であるとおっしゃっておりますから、そのことに対して改善方を希望しまして、質問を終わらしていただきます。(拍手)

○大西委員長　これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○大西委員長　これより討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大西委員長　起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○大西委員長　ただいま議決いたしました法律案に対して、高鳥修君、山本弥之助君、三谷秀治君、小濱新次君及び折小野良一君から、五党共同をもって附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、本動議の提出者から趣旨の説明を聴取いたします。高鳥修君。

○高鳥委員　私は、この際、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党を代表いたしまして、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付したいと思います。

案文の朗読により、趣旨説明にかえさせていただきます。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、地方公務員共済制度の現状にかんがみ、次の諸点について善処すべきである。

一　公務員関係共済制度における基本問題を調整改善するための関係閣僚協議会の設置について早急に検討すること。

二　昭和五十一年度に他の公的年金制度の抜本的改正が行われる際には、長期給付の財政方式について賦課方式の採用、長期給付に要する費用の公的負担割合の引上げ、中高年齢就職者に係る特例年金措置等を含めて、地方公務員共済制度についても基本的な見直しを行うこと。

三　公務員給与の改定率による年金スライド制を法制化するとともに、年金額の改定を公務員の給与改定時期にあわせて実施するよう検討すること。

四　退職年金等の最低保障額を引き上げるとともに、最低保障額からの既支給一時金の控除を廃止するよう検討すること。

五　遺族年金の支給率の引上げ等について検討すること。

六　通算退職年金制度について、他の公的年金制度を含めて抜本的に検討すること。

七　家族療養費の給付については、他の医療保険制度との均衡を考慮しつつ、その改善に努めること。

八　退職後の地方公務員の医療保障について、早急に抜本的改善をはかるよう検討すること。

九　職員団体等の非在籍専従役員について、共済組合員としての資格を継続することができるよう検討すること。

十　共済組合の運営については、その自主性を尊重するとともに、運営審議会において組合員の意見がさらに反映するよう努めること。

十一　地方公務員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため、地方公共団体の条例の規定により設立された互助組織その他地方行政に極めて密接な関係のある団体等の職員についても地方団体関係団体職員共済組合制度を適用するよう検討すること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ皆様の御賛同をお願い申し上げます。

○大西委員長　以上で、趣旨の説明は終わりました。

これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大西委員長　起立総員。よって、高鳥修君外四名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。福田自治大臣。

○福田(一)国務大臣　ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重して善処してまいりたいと存じます。

○大西委員長　この際、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一

任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西委員長　御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大西委員長　この際、暫時休憩いたします。

午後二時七分休憩

午後三時二十一分開議

○大西委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出に係る石油コンビナート等災害防止法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。福田自治大臣。

石油コンビナート等災害防止法案

〔本号末尾に掲載〕

○福田（一）国務大臣　ただいま議題となりました石油コンビナート等災害防止法案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

石油コンビナート等における災害がその周辺の地域に重大な影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、石油コンビナート等の区域内において石油または高圧ガスを貯蔵し、取り扱い、または処理する事業所に対して防災上の見地からの規制を強化するとともに、その区域における一体的な防災体制を確立する等石油コンビナート等における災害の発生及び拡大を防止するための総合的な施策の推進を図る必要があります。

これが、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、石油コンビナート等特別防災区域を指定し、その区域内における一定の事業所の新設または変更について災害の拡大の防止の見地から規制の強化を図ろうとするものであります。

すなわち、大量の石油もしくは高圧ガスを貯蔵し、取り扱い、もしくは処理する区域または貯蔵し、取り扱い、もしくは処理することとなると認められる区域を石油コンビナート等特別防災区域として政令で指定するとともに、この区域内において多量の石油と高圧ガスをともに貯蔵し、または取り扱い、及び処理する事業所の新設または変更をしようとする事業者は、主務大臣にその計画を届け出なければならないものとし、主務大臣は、事業所内の各施設地区の面積及び配置が災害の拡大の防止の見地から適切でないと認められるときは、必要な指示を行うことができることとしております。

第二は、事業所における防災施設及び防災組織等の強化であります。

このため各種の防災施設及び自衛防災組織の設置、防災管理者の選任、防災規程の作成等を事業者に義務づけることにより、事業所の防災体制の強化を図り、また人員、資機材を備えた共同防災組織、及び石油コンビナート等特別防災区域協議会を設置することにより、事業者による地域の共同防災体制の整備を促進することといたしております。

第三は、石油コンビナート等特別防災区域における防災体制の一元化であります。

このため、都道府県に都道府県知事を本部長とし、関係市町村長、関係機関の長、事業者等を本部員とする防災本部を常置し、総合的かつ一体的な防災対策の実施を確保していくこととしております。

第四は、石油コンビナートにおける災害が、その周辺の地域に及ぶことを防止するための緩衝地帯の設置の推進であります。

すなわち、地方公共団体が緩衝地帯としての緑地等を設置する場合に、その費用について一部を事業者に負担させることができることとするとともに、国においても特別の財政措置を講ずることとしております。

その他罰則規定を設けるとともに、消防法、地方交付税法、消防施設強化促進法の一部改正等を行うものであります。

以上が石油コンビナート等災害防止法案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○大西委員長　以上で提案理由の説明は終わりました。

次回は、明三十一日金曜日午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十五分散会

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

（昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正）

第一条　昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第四条まで、第七条の二、第八条及び第八条の四」を「第五条まで、第十一条から第十二条まで及び第十二条の四」に改める。

第二条の三第八項中「規定する者」の下に「（以下「沖縄の組合員であった者」という。）」を加える。

第二条の五第一項中「新法の規定」を「地方公務員共済組合の組合員であった者に係る新法の規定」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（昭和五十年度における昭和四十五年三月以前の地方公務員共済組合の年金の額の改定）

第二条の六　地方公務員共済組合の組合員であった者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となった第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額（仮定新法の給料年額とみなされた額にあっては、その額が、昭和四十九年改正後の新法第四十四条第二項又は施行法第二条第一項第三十三号の規定がその者の退職の日に施行されていたとしたならばその者の年金額の算定の基準となるべき給料年額を求め、その給料年額を基礎として第一条から第二条の四までの規定を適用するものとした場合の同条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となった第一条第一項第一号に掲げる仮定新法の給料年額とみなされた額を算定し、その額に別表第五の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる率を乗じて得た額より少ないときは、その乗じて得た額）に一・二九三を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該給料年額については、三百七十二万円）を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2　地方公務員共済組合の組合員であった者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十年十二月三十一日において現に支給されてい

る年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和五十一年一月分以後、その額を、前項中「一・二九三」とあるのを「別表第六の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる率」と読み替えて、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

3　次の各号に掲げる年金については、前二項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十年八月分以後、その額を、それぞれ当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第三項後段の規定を準用する。

一　退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金　次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ　六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金四十二万円

ロ　六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金　三十一万五千円

ハ　六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年未満のものに係る年金　二十一万円

二　廃疾年金　次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ　六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金　四十二万円

ロ　六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金　三十一万五千円

ハ　イ及びロに掲げる年金以外の年金　二十一万円

三　遺族年金　次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ　六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となった組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの　二十一万円

ロ　六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となった組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）並びに六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となった組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの　十五万七千五百円

ハ　イ及びロに掲げる年金以外の年金　十万五千円

4　前三項の規定の適用を受ける年金を受ける者（六十五歳未満の者に限る。）が六十五歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、前項の規定に準じて改定する。

5　第一条第五項の規定の適用を受ける年金を受ける者（六十五歳未満の者に限る。）が六十五歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、前項の規定に準じて改定する。

6　第一項及び前三項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについて、第二項から前項までの規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十年十二月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについて、それぞれ準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

7　沖縄の退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては昭和五十年八月分以後、同年十二月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては昭和五十一年一月分以後、その額を、前各項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第三条の二第一項中「新法の規定」を「地方公務員共済組合の組合員であった者に係る新法の規定」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（昭和五十年度における昭和四十五年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定）

第三条の三　地方公務員共済組合の組合員であった者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となった第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に一・二九三を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該給料年額については、三百七十二万円）を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2　第二条の六第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3　前二項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについて準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

4　沖縄の退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、前三項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第四条第一項中「新法の規定」を「地方公務員共済組合の組合員であった者に係る新法の規定」に改め、同条第三項中「新法の規定」を「地方公務員共済組合の組合員であった者に係る新法の規定」に改め、「退職に係る年金」の下に「（第五項の規定の適用を受ける年金を除く。）」を加え、同条第五項中「及び施行法第百三十二条の二第一項第三号に規定する沖縄の組合員であった者」を「並びに沖縄の組合員であった者」に、「退職に係るものについては」を「退職に係るもの及び同年四月一日以後の退職に係るものについては」に改める。

第十三条中「第九条」を「第十三条」に改め、同条を第十七条とする。

第十二条中「第十条」を「第十四条」に、「第十条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第十一条を第十五条とし、第十条を第十四条とする。

第九条第二項中「第八条第三項」を「第二条第三項」に改め、同条を第十三条とする。

第八条の四第一項中「第八条第一項各号」を「第十二条第一項各号」に改め、同条第二項中「第八条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同条を第十二条の四とする。

第八条の三第一項及び第二項中「第八条第一項」を「第十二条第一項」に、「第八条の二第一項」を「第十二条の二第一項」に改め、同条第三項中「第八条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同条を第十二条の三とする。

第八条の二を第十二条の二とし、第八条を第十二条とする。

第七条の二第一項中「遺族年金」の下に「（以下

「新法の規定による地方議会議員の退職年金等」という。)」を加え、「以下この項において同じ」を「以下同じ」に改め、「一万円とする。)」の下に「(以下「昭和三十七年十二月一日における報酬額に係る標準報酬月額」という。)」を加え、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十年度における地方議会議員共済会の年金の額の改定)

第十一条の二　地方議会議員であった者に係る新法の規定による地方議会議員の退職年金等のうち昭和四十五年四月三十日以前の退職に係る年金及び地方議会議員であった者に係る施行法第百四十二条の二に規定する互助年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、その者が引き続き昭和四十五年五月一日まで当該退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたとしたならば同年五月分として受けることとなる報酬額に係る標準報酬月額(同日において適用されていた地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が当該地方議会議員の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額に係る標準報酬月額に一・六を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。)に十二を乗じて得た額を新法第百六十一条第二項又は第百六十二条第二項に規定する標準報酬年額とみなし、新法第十一章又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2　第一条第五項は、前項の規定適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3　施行法第百四十二条の三第四項の規定により支給される年金たる共済給付金で昭和四十五年四月三十日以前の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第七条を第十条とする。

第六条第一項中「新法の規定」を「地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第六条の二第二項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「前項の場合」とあるのは「第七条第一項の場合」と、「前項第二号」とあるのは「第七条第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「第七条第一項に」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第七条第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第七条第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前二項」と読み替えるものとする。

第六条第三項中「係るもの」の下に「及び沖縄の組合員であった者に係る新法の規定による通算退職年金で政令で定めるもののうち、同月十五日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るもの」を加え、同条を第七条とし、同条の次に次の三条を加える。

(昭和五十年度における昭和四十七年四月以後の通算退職年金の額の改定)

第七条の二　地方公務員共済組合の組合員であった者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一　二十四万円

二　通算退職年金の仮定給料(前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に一・二九三を乗じて得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2　第六条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の場合」とあるのは「第七条の二第一項の場合」と、「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十年八月分」と、「前項第二号」とあるのは「第七条の二第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「第七条第一項に」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第七条の二第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前二項」と読み替えるものとする。

3　前条第三項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分(その給付事由が同年八月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、その額を、前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

(昭和五十年度における昭和四十八年四月以後の通算退職年金の額の改定)

第八条　地方公務員共済組合の組合員であった者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一　二十四万円

二　通算退職年金の仮定給料(当該通算退職年金の額の算定基準となった給料に一・二九三を乗じて得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2　第六条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の場合」とあるのは「第八条第一項の場合」と、「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十年八月分」と、「前項第二号」とあるのは「第八条第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「第八条第一項に」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第八条第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前二項」と読み替えるものとする。

3　沖縄の組合員であった者に係る新法の規定により通算退職年金で政令で定めるもののうち、昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、当該年金のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものにあっては同年八月分後、同年八月一日以後に給付事由が生じたものにあってはその事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

(端数計算)

第九条　第二条の六、第三条の三、第四条の二、第五条、第六条の三及び前二条の規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算出して得た年金額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもって、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた金額をもってこれらの規定による改定年金額とする。

第五条の二第一項中「新法の規定」を「地方公務員共済組合であった者に係る新法の規定」に改め、同条を第六条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十年度における昭和四十七年三月以前の通算退職年金の額の改定)

第六条の三　地方公務員共済組合の組合員であった者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の同算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に

改定する。

一　二十四万円

二　通算退職年金の仮定給料（前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料一・二九三を乗じて得た額（地方公務員共済組合の組合員であった者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものにあっては、その乗じて得た額が、昭和四十九年改正後の新法第四十四条第二項又は施行法第二条第一項第三十三号の規定がその者の退職の日に施行されていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき給料の額を求め、その給料の額に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなして第一条から第二条の四までの規定を適用するものとした場合の同条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となった第一条第一項第一号に掲げる仮定新法の給料年額とみなされた額を算定し、その額に別表第五の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が三百七十二万円を超える場合には、三百七十二万円）を十二で除して得た額より少ないときは、その除して得た額）をいう。）の千分の十に相当ずる金額に二百四十を乗じて得た金額

2　前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和五十年八月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）を同項の規定の例により算定した額に乗じて得た額に改定する。

一　前項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ新法別表第二に定める日数を乗じて得た金額

二　前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ新法別表第三に定める率を乗じて得た金額

3　地方公務員共済組合の組合員であった者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十年十二月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和五十一年一月分以後、その額を、第一項第二号中「一・二九三」とあるのを「別表第六の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる率」と読み替えて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

4　新法第八十二条第六項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前三項の規定の例により算定した額の合算額をもってこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

5　第一条第五項の規定は、前各項の規定の適用を受ける通算退職年金の額の改定について準用する。

6　前条第五項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分（その給付事由が同年八月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、その額を第一項、第二項及び前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

7　前項の規定の適用を受ける年金（昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものに限る。）については、昭和五十一年一月分（その給付事由が同年一月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、その額を、第三項から第五項までの規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第五条第一項中「（以下「新法の規定による通算退職年金」という。）」を削り、同条を第六条とする。

第四条の次に次の二条を加える。

（昭和五十年度における昭和四十七年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定）

第四条の二　地方公務員共済組合の組合員であった者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るもの（第四項の規定の適用を受けるものを除く。）については、昭和五十年八月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となった第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に一・二九三を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該給料年額については、三百七十二万円）を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2　第二条の六第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3　前二項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るものについて準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

4　前条第五項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、前三項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

（昭和五十年度における昭和四十八年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定）

第五条　地方公務員共済組合の組合員があった者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るもの（第五項の規定の適用を受けるものを除く。）については、昭和五十年八月分以後、その額を、当該年金の額（その額につき年金額の最低保障額に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるものの適用があった場合には、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となった新法第四十四条第二項若しくは施行法第二条第一項第三十三号又は同項第二十九号若しくは第五十七条第三項若しくは第二条第一項第三十二号に規定する給料年額若しくは新法の給料年額又は退職年金条例の給料年額若しくは恩給法の給料年額若しくは共済法の給料年額に一・二九三を乗じて得た額（その額のうち新法第四十四条第二項又は施行法第二条第一項第三十三号に規定する給料年額又は新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、これらの給料年額については、三百七十二万円）を、それぞれ第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2　第二条の六第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3　第二条の六第三項及び第四項の規定は、地方公務員共済組合の組合員であった者に係る新法の規定による退職年金等で昭和五十年七月三十一日において現に支給されているもののうち昭和四十九年四月一日以後の退職に係る年金（第五項の規定の適用を受ける年金を除く。）の額の改定について準用する。

4　第一項及び第二項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るものについて、前項の規

定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十九年四月一日以後の退職に係るものについて、それぞれ準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

5　沖縄の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等で政令で定めるもののうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で、昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るもの及び同年四月一日以後の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、前各項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

附則第十条中「第九条」を「第十一条」に改める。

別表第一中「別表第一」を別表第一（第一条関係）に改める。

別表第一の二中「別表第一の二」を「別表第一の二（第一条、第一条の二関係）」に改める。

別表第一の三中「別表第一の三」を「別表第一の三（第一条の二関係）」に改める。

別表第一の四中「別表第一の四」を「別表第一の四（第二条関係）」に改める。

別表第一の五中「別表第一の五」を「別表第一の五（第二条の二関係）」に改める。

別表第一の六中「別表第一の六」を「別表第一の六（第二条の二関係）」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二（第一条、第十二条第関係）」に改める。

別表第二の二中「別表第二の二」を「別表第二の二（第一条、第一条の二、第十二条関係）」に改める。

別表第二の三中「別表第二の三」を「別表第二の三（第一条の二、第十二条関係）」に改める。

別表第二の四中「別表第二の四」を「別表第二の四（第二条、第十二条の二関係）」に改める。

別表第二の五中「別表第二の五」を「別表第二の五（第二条の二、第十二条の三関係）」に改める。

別表第二の六中「別表第二の六（第二条の二、第十二条の三関係）」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三（第一条関係）」に改める。

別表第三の二中「別表第三の二」を「別表第三の二（第一条関係）」に改める。

別表第四中「別表第四」を「別表第四（第二条の三、第十二条の四関係）」に改める。

別表第五中「別表第五」を「別表第五（第二条の五、第二条の六、第六条の三関係）」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第六（第二条の六、第六条の三関係）

退職の時期	率
昭和三十七年十二月一日から昭和三十八年三月三十一日まで	一・三四一
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	一・三三八
昭和三十九年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	一・三二九
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	一・三三〇
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	一・三二五
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	一・三一八
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	一・三一二
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで	一・三〇三

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第五項中「減額退職年金の額とする。」の下に「のうち第七十八条の二第一項第二号に係る額」を、「乗じて得た額」の下に「と当該改定前の減額退職年金の額のうち同項第一号に係る額との合算額」を加える。

第八十八条第三項中「ときは」を「場合において、その該当しなくなった日から同欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過したときは」に改める。

第九十条の次に次の一条を加える。

第九十条の二　廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなったときは、当該廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。

第百十四条第三項及び第二百四条第四項中「二十四万五千円」を「三十一万円」に改める。

（地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第三条　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第七項中「昭和四十一年六月三十日」を「昭和四十五年六月三十日」に改め、「在職した者」の下に「（沖縄の教育区に在職した者のうち、これに相当する者として政令で定める者を含む。）」を加え、同条第八項を次のように改める。

8　前二項の規定は、公立学校職員共済組合法（千九百六十八年立法第百四十七号）若しくは公務員等共済組合法（千九百六十九年立法第百五十四号）の規定の適用を受ける者であった期間を有する者若しくはその遺族又は公務員退職年金法（千九百六十五年立法第百号）の規定による年金たる給付を受ける権利を有する者については、適用しない。

第三条第九項中「昭和二十年九月三日前」を「昭和十九年四月一日前に給付事由が生じた樺太にあった市町村の退職年金条例の規定による恩給組合条例の退隠料等に相当する給付で政令で定めるもの及び昭和二十年九月三日前」に、「「樺太の退隠料等」という」を「樺太の退隠料等」と総称する」に改める。

第三条の三第一項第二号中「昭和四十八年法律第六十号」を「昭和五十年法律第　号」に改め、同項第五号中「昭和四十九年法律第九十三号」を「昭和五十年法律第　号」に改める。

第七条第一項第四号中「第十条第四号」を「第十条第一項第四号」に改め、同項第五号中「第十条第六号」を「第十条第一項第六号」に改める。

第十条に次の三項を加える。

2　新法第七十八条第一項、前二条又は前項の規定に該当しない更新組合員のうち、学校給食に関する単純な労務その他の地方公共団体の事務に相当するものとして政令で定める特定の事務に従事していた者（地方公共団体の財政上の理由その他政令で定める理由により職員となることなく当該特定の事務に従事し、かつ、その者の当該特定の事務に勤務の形態が政令で定める要件に該当していた者に限る。以下この項及び次項において「特定事務従事者」という。）であったもので引き続いて職員となったもの又は更新組合員以外の者（新法第七十八条第一項の規定に該当しない者に限る。）のうち、施行日の前日において特定事務従事者であったもので同日後引き続き職員となったもの（これらの者のうち、職員となった際のその者の職務が当該特定の事務と同様の内容であった者に限るものとし、昭和四十二年度以後における地方公務員等

共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第　号）の施行の日において組合員である者に限る。）が当該施行の日から昭和五十八年十一月三十日までの間に退職した場合において、その者の四十歳以上の組合員期間が十五年以上であり、かつ、組合員期間にその者の当該職員であった期間に引き続く当該特定事務従事者であった期間から十二月を控除した期間を算入するとしたならば、その期間が二十年以上となるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

3　更新組合員以外の者のうち、施行日の前日において特定事務従事者であったもので同日後引き続き職員となったもの（前項の規定の適用を受ける者に限る。）に係る新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、政令で特別の定めをするものを除き、その者を更新組合員とみなす。

4　前項に定めるもののほか、第二項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第十一条第七項中「こえる」を「超える」に、「次条」を「第十二条」に改め、同条第十一項中「前項各号」を「第十項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　八十歳以上の更新組合員が退職した場合において、第七条第一項第一号又は第二号の期間のうち前項各号に掲げる期間があるときにおけるその者に対する同項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一」とあるのは「三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）」と、同項第二号中「三百分の一」とあるのは「三百分の二（その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）」とする。第十一条に次の一項を加える。

13　新法第七十八条第一項又は前三条の規定による退職年金を受ける者が八十歳に達した場合において、その者が第十項各号に掲げる期間を有するときは、その者を第十一項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の額を改定する。

第十二条第一項第一号中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項第二号及び第三号中「、第十項及び第十一項」を「及び第十項から第十三項まで」に改める。

第十三条第一項中「第十一条第一項第一号から第四号までに掲げる期間に係る前三条の規定により算定した金額」を「第十一条第一項第一号から第四号までに掲げる金額」に改める。

第二十七条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第十一条第十一項」を「第十一条第十二項及び第十三項」に、「同項中「前項各号」」を「第十一条第十二項中「第十項各号」」に、「と読み替える」を「と、同条第十三項中「第十項各号」とあるのは「第二十七条第八項の規定により読み替えて適用される同条第一項各号」と、「第十一項」とあるのは「同条第八項」と読み替える」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　八十歳以上の更新組合員が退職し、新法第八十六条の規定による廃疾年金を受ける場合におけるその者に対する第一項から第六項までの規定の適用については、第一項第一号中「退職年金条例の給料年額に退隠料の加算率を乗じて得た額」とあるのは「退職年金条例の給料年額に退隠料の加算率を乗じて得た額にその給料年額に三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）を乗じて得た額を加えた額」と、同項第二号中「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額」とあるのは「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額にその給料年額に三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）を乗じて得た額を加えた額にその給料年額に三百分の二（その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）」とする。第十一条に次の一項を加える。

4　前項の場合において、遺族年金を受ける者が八十歳以上であるときにおけるその者に対する同項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一」とあるのは「三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）」とする。

第三十九条第一項中「及び第十一条の二から第十四条までの規定により」を「、第十一条の二から第十四条まで及び前条第三項から第七項までの規定に準じて政令で定めるところにより」に改め、「相当する金額」の下に「（遺族年金を受ける者が新法第九十三条の三第一項各号に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した金額）」を加え、同条第二項を削る。

第四十条第一項中「当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額」を「前条の遺族年金の額の算定の例に準じて政令で定めるところにより算定した金額」に改め、同条第二項を削る。

第四十一条中「三十六万六千六百四十七円」を「五十万六千円」に、「一万二千円」を「一万八千円」に改める。

第五十七条第三項中「第十一条第十項」を「第十一条第十項又は第十一項」に、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、同条第五項中「第二項において」を「第二項の規定により」に、「七十歳」を「六十五歳」に改め、同条第六項中「七十歳」を「六十五歳」に改め、「適用する場合には」の下に「、政令で定める場合を除き」を加え、「第三十八条第五項」を「第三十八条第七項」に改め、同条第七項中「七十歳」を「六十五歳」に、「第三十八条第五項」を「第三十八条第七項」に改める。

第五十九条第二項中「、第十項及び第十一項」を「及び第十項から第十三項まで」に改める。

第六十八条第二項中「次項及び第四項」を「次項から第六項まで」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　八十歳以上の知事等であった更新組合員が退職した場合において、その者が第一項第一号の期間で十二年を超える期間を有するときにおけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「三百分の一」とあるのは、「三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）」とする。

第六十八条に次の一項を加える。

6　地方公共団体の長の退職年金を受ける者が八十歳に達した場合において、その者が第一項第一号の期間で十二年を超える期間を有するときは、その者を第四項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の額を改定する。

第七十六条第二項中「次項及び第四項」を「次項から第五項まで」に、「第九項」を「第十項」に改め、同条第四項中「第六十八条第四項」を「第六十八条第五項及び第六項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「前項」を「第三項」に、「と読み替える」を「と、同条第六項中「第一項第一号」とあるのは「第七十六条第四項の規定により読み替えて適用される同条第一項第一号」と、「第四項」とあるのは「同条第四項」と読み替える」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　地方公共団体の長であった期間が十二年を超える八十歳以上の更新組合員に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額に知事等としての退隠料の加算率を乗じて得た額」とあるのは、「地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額に知事等としての退隠料の加算料を乗じて得た額にその給料年額に三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）を乗じて得た額を加えた額」とする。

第八十二条第一項中「相当する金額」の下に「（遺族年金を受ける者が新法第百七条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条の三第一項各号に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した金額）」を加え、同条第二項中「新法第九十三条の三及び」を削る。

第八十三条第二項中「第五項までの規定」を「第七項までの規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。）」に、「同条第四項中「前項各号」」を「「退職年金条例の給料年額」とあるのは「地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第八十三条第二項において準用する前項」と、同条第五項中「第三項各号」」に、「「前項第一号」と」を「「第三項第一号」」と、同条第六項中「第三項各号」とあるのは「第八十三条第二項において準用する第三項第一号」と、「第四項」とあるのは「同条第二項において準用する第四項」と」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体の長の公務によらない遺族年金に関する経過措置）

第八十三条の二　更新組合員である地方公共団体の長に係る新法第百七条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条第二号又は第三号の規定による遺族年金の額は、第六十八条第一項及び第二項、第六十九条から第七十一条まで並びに前条第二項の規定により読み替えられた第三十八条第三項から第七項までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額の百分の五十に相当する金額（遺族年金を受ける者が新法第百七条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条の三第一項各号に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した金額）とする。

2　第四十二条の規定による遺族年金の額について準用する。

3　第八十二条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定により算定した遺族年金の額が、これらの規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ない場合について準用する。

第九十条第六項中「第一項の規定の適用を受ける」、「又は戦務加算等の期間」及び「又は第四項において準用する第五十七条第五項」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項の規定の適用を受ける」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　八十歳以上の恩給公務員である職員であった更新組合員が退職した場合において、その者が第一項第一号の期間で十二年を超える期間を有するときにおけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「三百分の一」とあるのは、「三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）」とする。

第九十条に次の二項を加える。

8　警察職員の退職年金を受ける者が八十歳に達した場合において、その者が第一項第一号の期間で十二年を超える期間を有するときは、その者を第三項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の額を改定する。

9　警察職員の退職年金を受ける者が六十五歳に達した場合において、その者が第五項において準用する第五十七条第五項に規定する戦務加算等の期間を有するときは、その者を第五項において準用する同条第五項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の額を改定する。

第九十七条中第五項を削り、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　警察職員であった期間が十五年を超える八十歳以上の更新組合員に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「警察職員の恩給法の給料年額の百五十分の一に相当する金額」とあるのは、「警察職員の恩給法の給料年額に百五十分の一と三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）とを加えた率を乗じて得た額に相当する金額」とする。

第九十七条に次の一項を加える。

6　第九十条第七項から第九項までの規定は、第一項の規定の適用を受ける廃疾年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第七項中「第一項第一号の期間で十二年」とあるのは「第九十七条第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項第一号の期間で十五年」と、「第二項」とあるのは「同条第三項」と、同条第八項中「第一項第一号の期間で十二年」とあるのは「第九十七条第四項の規定により読み替えて適用される同条第一項第一号の期間で十五年」と、「第三項」とあるのは「同条第四項」と、同条第九項中「第五項において準用する第五十七条第五項」とあり、及び「第五項において準用する同条第五項」とあるのは「第九十七条第五項において準用する第五十七号第五項」と読み替えるものとする。

第百三条第一項中「当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額」を「第百四条の二第一項の遺族年金の額の算定の例に準じて政令で定めるところにより算定した金額」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第四十二条の規定は、前項の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。

第百四条第二項中「第五項まで」を「第七項までの規定（同条第三項に係る部分を除く。）」に、「十二年」と、同条第四項中「前項各号」」を「十五年」と、「退職年金条例の給料年額」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第百四条第二項において準用する前項」と、同条第五項中「第三項各号」」に、「「前項第一号」と」を「「第三項第一号」」と、同条第六項中「第三項各号」とあるのは「第百四条第二項において準用する第三項第一号」と、「第四項」とあるのは「同条第二項において準用する第四項」と」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（警察職員の公務によらない遺族年金に関する経過措置）

第百四条の二　更新組合員である警察職員に係る新法附則第二十五条第一項の規定により適用す

ることとされた新法第九十三条第二号又は第三号の規定による遺族年金の額は、第五十七条第六項及び第七項、第九十条第一項、第四項及び第六項、第九十条の二から第九十三条まで並びに前条第二項の規定により読み替えられた第三十八条第三項から第七項までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額の百分の五十に相当する金額（遺族年金を受ける者が新法附則第二十五条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条の三第一項各号に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した金額）とする。

2　第四十二条の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。

3　第百三条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定により算定した遺族年金の額が、これらの規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ない場合について準用する。

第百十一条第二項中「第十一項」を「第十三項」に改める。

第百十七条第一項中「第百十一条第一項」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百十一条第一項」に改める。

第百十九条第一項中「当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額」を「次条第一項の遺族年金の額の算定の例に準じて政令で定めるところにより算定した金額」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第四十二条の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。

第百十九条の二を第百十九条の三とし、第百十九条の次に次の一条を加える。

第百十九条の二　更新組合員である消防職員に係る新法第九十三条第二号又は第三号の規定による遺族年金の額は、第三十八条第三項から第七項まで、第五十七条第六項及び第七項並びに第百十一条から第百十四条までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額の百分の五十に相当する金額（遺族年金を受ける者が新法第九十三条の三第一項各号に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した金額）とする。

2　第四十二条の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。

3　前条第三項及び第四項の規定は、前二項により算定した遺族年金の額が、これらの規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ない場合について準用する。

第百三十一条第二項中「第十条各号」を「第十条第一項各号」に改め、同項第四号中「附則第十一条第三項」を「附則第十一条第二項」に改める。

第百四十三条の三第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　八十歳以上の団体共済更新組合員が退職した場合において、その者が第百四十三条の二第一項第一号の期間、同項第二号イの期間及び同項第三号の期間を合算して二十年を超える期間を有するときにおけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「三百分の一」とあるのは、「三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）」とする。

第百四十三条の三に次の一項を加える。

6　新法第二百二条において準用する新法第七十八条第一項の規定による退職年金を受ける者が八十歳に達した場合において、その者が第百四十三条の二第一項第一号の期間、同項第二号イの期間及び同項第三号の期間を合算して二十年を超える期間を有するときは、その者を第四項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の額を改定する。

第百四十三条の十第三項中「同法」を「新法」に改め、同条第四項中「第百四十三条の三第四項」を「第百四十三条の三第五項及び第六項」に、「同項中「前項」を「第四十三条の三第五項中「第三項」に、「と読み替える」を「と、同条第六項中「第四項」とあるのは「第百四十三条の十第四項」と読み替える」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　八十歳以上の団体共済更新組合員が退職し、新法第二百二条において準用する新法第八十六条の規定による廃疾年金を受ける場合におけるその者に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「退職時の給料年額の二百二十五分の二」とあるのは「退職時の給料年額に二百二十五分の二と三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）とを加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号中「退職時の給料年額の九十分の一とあるのは退職時の給料年額に九十分の一と三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）とを加えた率を乗じて得た額」と、同項第三号中「退職時の給料年額の百八十分の一・一」とあるのは「退職時の給料年額に百八十分の一・一と三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）とを加えた率を乗じて得た額」とする。

第百四十三条の十三第三項中「第五項までの規定」を「第七項までの規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。）」に、「同条第四項中「前項各号」を「同条第四項中「前項」とあるのは「第百四十三条の十三第三項において準用する前項」と、同条第五項中「第三項各号」に、「前項第二号」とを「第三項第二号」と、同条第六項中「第三項各号」とあるのは「第百四十三条の十三第三項において準用する第三項第二号」と、「第四項」とあるのは「同条第三において準用する第四項」と」に改める。

第百四十三条の十四第一項中「又は第百四十三条の三の二の規定により算定した金額の百分の五十に相当する金額」を「から第百四十三条の四まで及び前条の規定により読み替えられた第三十八条第三項から第七項までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額の百分の五十に相当する金額（遺族年金を受ける者が新法第二百二条において準用する新法第九十三条の三第一項各号に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した金額）とする。

2　第四十二条の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。

3　前条第三項及び第四項の規定は、前二項により算定した遺族年金の額が、これらの規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ない場合について準用する。

第百三十一条第二項中「第十条各号」を「第十条第一項各号」に改め、同項第四号中「附則第十一条第三項」を「附則第十一条第二項」に改める。

第百四十三条の三第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　八十歳以上の団体共済更新組合員が退職し、新法第二百二条において準用する新法第八十六条の規定による廃疾年金を受ける場合におけるその者に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「退職時の給料年額の二百二十五分の二」とあるのは「退職時の給料年額に二百二十五分の二と三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）とを加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号中「退職時の給料年額の九十分の一とあるのは退職時の給料年額に九十分の一と三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）とを加えた率を乗じて得た額」と、同項第三号中「退職時の給料年額の百八十分の一・一」とあるのは「退職時の給料年額に百八十分の一・一と三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）とを加えた率を乗じて得た額」とする。

第百四十三条の十三第三項中「第五項までの規定」を「第七項までの規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。）」に、「同条第四項中「前項各号」を「同条第四項中「前項」とあるのは「第百四十三条の十三第三項において準用する前項」と、同条第五項中「第三項各号」に、「前項第二号」とを「第三項第二号」と、同条第六項中「第三項各号」とあるのは「第百四十三条の十三第三項において準用する第三項第二号」と、「第四項」とあるのは「同条第三において準用する第四項」と」に改める。

第百四十三条の十四第一項中「又は第百四十三条の三の二の規定により算定した金額の百分の五十に相当する金額」を「から第百四十三条の四まで及び前条の規定により読み替えられた第三十八条第三項から第七項までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額の百分の五十に相当する金額（遺族年金を受ける者が新法第二百二条において準用する新法第九十三条の三第一項各号に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した金額）とする。

2　第四十二条の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。

3　前条第三項及び第四項の規定は、前二項により算定した遺族年金の額が、これらの規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ない場合について準用する。

第百三十一条第二項中「第十条各号」を「第十条第一項各号」に改め、同項第四号中「附則第十一条第三項」を「附則第十一条第二項」に改める。

第百四十三条の三第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　八十歳以上の団体共済更新組合員が退職し、新法第二百二条において準用する新法第八十六条の規定による廃疾年金を受ける場合におけるその者に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「退職時の給料年額の二百二十五分の二」とあるのは「退職時の給料年額に二百二十五分の二と三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）とを加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号中「退職時の給料年額の九十分の一とあるのは退職時の給料年額に九十分の一と三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）とを加えた率を乗じて得た額」と、同項第三号中「退職時の給料年額の百八十分の一・一」とあるのは「退職時の給料年額に百八十分の一・一と三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）とを加えた率を乗じて得た額」とする。

第百四十三条の十三第三項中「第五項までの規定」を「第七項までの規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。）」に、「同条第四項中「前項各号」を「同条第四項中「前項」とあるのは「第百四十三条の十三第三項において準用する前項」と、同条第五項中「第三項各号」に、「前項第二号」とを「第三項第二号」と、同条第六項中「第三項各号」とあるのは「第百四十三条の十三第三項において準用する第三項第二号」と、「第四項」とあるのは「同条第三において準用する第四項」と」に改める。

第百四十三条の十四第一項中「又は第百四十三条の三の二の規定により算定した金額の百分の五十に相当する金額」を「から第百四十三条の四まで及び前条の規定により読み替えられた第三十八条第三項から第七項までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額の百分の五十に相当する金額（遺族年金を受ける者が新法第二百二条において準用する新法第九十三条の三第一項各号に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した金額）とする。

2　第四十二条の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。

3　前条第三項及び第四項の規定は、前二項により算定した遺族年金の額が、これらの規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ない場合について準用する。

第百三十一条第二項中「第十条各号」を「第十条第一項各号」に改め、同項第四号中「附則第十一条第三項」を「附則第十一条第二項」に改める。

第百四十三条の三第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　八十歳以上の団体共済更新組合員が退職し、新法第二百二条において準用する新法第八十六条の規定による廃疾年金を受ける場合におけるその者に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「退職時の給料年額の二百二十五分の二」とあるのは「退職時の給料年額に二百二十五分の二と三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）とを加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号中「退職時の給料年額の九十分の一とあるのは退職時の給料年額に九十分の一と三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）とを加えた率を乗じて得た額」と、同項第三号中「退職時の給料年額の百八十分の一・一」とあるのは「退職時の給料年額に百八十分の一・一と三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）とを加えた率を乗じて得た額」とする。

第百四十三条の十三第三項中「第五項までの規定」を「第七項までの規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。）」に、「同条第四項中「前項各号」を「同条第四項中「前項」とあるのは「第百四十三条の十三第三項において準用する前項」と、同条第五項中「第三項各号」に、「前項第二号」とを「第三項第二号」と、同条第六項中「第三項各号」とあるのは「第百四十三条の十三第三項において準用する第三項第二号」と、「第四項」とあるのは「同条第三において準用する第四項」と」に改める。

第百四十三条の十四第一項中「又は第百四十三条の三の二の規定により算定した金額の百分の五十に相当する金額」を「から第百四十三条の四まで及び前条の規定により読み替えられた第三十八条第三項から第七項までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額の百分の五十に相当する金額（遺族年金を受ける者が新法第二百二条において準用する新法第九十三条の三第一項各号に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した金額）に改め、同条第二項を削る。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第二十三条、第七十五条関係）」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二（第二十九条、第七十八条、第九十九条関係）」に、「一、四四二、〇〇〇円」を「一、九八四、〇〇〇円」に、「九三四、〇〇〇円」を「一、二八三、〇〇〇円」に、「六一七、〇〇〇円」を「八四四、〇〇〇円」に改め、同表の備考二中「七万二千円」を「十二万円」に改め、同表の備考三中「四万二千円」を「六万円」に、「一万二千円」を「一万八千円（同号イに掲げる者がない場合にあつては、そのうち一人に限り四万二千円）」に改める。

別表第三中「別表第三」を別表第三（第百四十三条の六関係）」に改める。

別表第四中「別表第四」を「別表第四（第百四十三条の六関係）」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

2　附則第八条の規定は、昭和五十年八月一日から適用する。

（廃疾の程度が変わった場合の年金額の改定等に関する経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）第八十八条第三項及び第九十条の二（これらの規定を改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に廃疾年金を受ける権利を有する者が改正後の法別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなった場合について適用する。

（掛金の標準となる給料に関する経過措置）

第三条　改正後の法第百十四条第三項及び第二百

四条第四項の規定は、昭和五十年八月分以後の掛金の標準となる給料について適用し、同年七月分以前の掛金の標準となる給料については、なお従前の例による。

（沖縄の退隠料等及び樺太の退隠料等に関する経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第三条第七項又は第九項の規定の適用により新たにこれらの規定に規定する沖縄の退隠料等又は樺太の退隠料等のうち年金たる給付を受ける権利を有することとなる者には、施行日の属する月分以後、これらの給付を支給する。

（普通恩給等の受給権を有する更新組合員等のうち準公務員期間等を有する者に関する経過措置）

第五条　昭和五十年八月一日において現に普通恩給、退隠料、扶助料又は退職年金条例の遺族年金（以下この条において「普通恩給等」という。）を受ける権利を有し、かつ、第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下この条において「改正前の施行法」という。）第十条第一号の期間で恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第　号）第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下この条において「改正後の法律第百五十五号」という。）附則第四十四条の二の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定の適用によりその全部が当該期間に該当しないこととなるものを有する改正後の施行法第二条第一項第十号に規定する更新組合員（改正後の施行法第五十五条第一項第一号に掲げる者を含む。以下この条及び附則第九条において「更新組合員等」という。）若しくは更新組合員等であった者又はこれらの者の遺族のうち、昭和五十年七月三十一日において改正前の施行法第十条第一号（改正前の施行法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による退職年金又はこれに係る減額退職年金若しくは遺族年金を受ける権利を有する者で政令で定めるものその他政令で定める者に係る普通恩給等及び長期給付については、これらの者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第百五十五号附則第四十四条の二の規定、これに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定にかかわらず、改正前のこれらの規定の例によるものとする。

（戦務加算等の期間を有する者等に関する経過措置）

第六条　改正後の施行法第十一条第十一項及び第十三項、第十二条第一項、第二十七条第八項及び第九項、第三十八条第四項、第六項及び第七項、第三十九条、第四十条、第五十七条第三項及び第五項から第七項まで、第五十九条第二項、第六十八条第二項、第四項及び第六項、第七十六条第二項、第四項及び第五項、第八十二条第一項及び第二項、第八十三条第二項、第八十三条の二、第九十条第三項、第八項及び第九項、第九十七条第四項及び第六項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第二項、第百四条の二、第百十一条第二項、第百十九条第一項及び第二項、第百十九条の二、第百四十三条の十第四項及び第六項、第百四十三条の十三第四項及び第五項、第百四十三条の十四の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十年八月分以後適用する。

（公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置）

第七条　改正後の施行法第四十一条及び別表第二の規定は、施行日前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、昭和五十年八月分以後適用する。

2　昭和五十年十二月三十一日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廃疾年金について改正後の施行法第四十条又は別表第二の規定を適用する場合には、同年八月分から同年十二月分までの年金については、同条中「五十万六千円」とあるのは「四十七万四千円」と、同表中「一、九八四、〇〇〇円」とあるのは「一、八七一、〇〇〇円」と、「一、二八三、〇〇〇円」とあるのは「一、二一四、〇〇〇円」と、「八四四、〇〇〇円」とあるのは「八〇三、〇〇〇円」とする。

（長期在職者等の退職年金等の額の最低保障）

第八条　組合員又は団体共済組合員が昭和五十年八月一日以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者又はこれらの者の遺族に係る改正後の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金（改正後の施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下この条において同じ。）で次の各号に掲げるものについては、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

一　改正後の法の規定による退職年金のうちイからハまでに掲げる年金　次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ　六十五歳以上の者で改正後の法の規定による退職年金の額の計算の基礎となった組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が当該退職年金の最短年金年限（以下「退職年金の最短年金年額」という。）に達しているものに係る年金　四十二万円

ロ　六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最低年金年限に達しているものに係る年金　三十一万五千円

ハ　六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金　二十一万円

二　改正後の法の規定による廃疾年金　次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じてそれぞれイからハまでに掲げる額

イ　六十五歳以上の者で改正後の法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となった組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金　四十二万円

ロ　六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金　三十一万五千円

ハ　イ及びロに掲げる年金以外の年金　二十一万円

三　改正後の法の規定による遺族年金　次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ　六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で改正後の法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となった組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短年金年限に達しているもの　二十一万円

ロ　六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）並びに六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの　十五万七千五百円

ハ　イ及びロに掲げる年金以外の年金　十万五千円

2　前項の場合において、同項第三号に掲げる年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

3　第一項各号に掲げる年金で昭和五十年八月一日以後に給付事由が生じたものを受ける者（六十五歳未満の者に限る。）が六十五歳に達した

場合（同項第三号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達した場合を除く。）において、これらの年金の額が同項各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、前項の規定を準用する。

（政令への委任）

第九条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、更新組合員等若しくは更新組合員等であった者又はこれらの者の遺族が附則第五条の申出をした場合におけるこれらの者に係る長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第十条　義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第七条」を「第十条」に改める。

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）

第十一条　公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第七条」を「第十条」に改める。

理　由

地方公務員共済組合の年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、退職年金等の最低保障額の引上げ、掛金及び給付の算定の基礎となる給料の最高限度額の引上げ等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石油コンビナート等災害防止法案

石油コンビナート等災害防止法

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　新設等の届出、指示等（第五条―第十四条）
第三章　特定事業者に係る災害予防（第十五条―第二十二条）
第四章　災害に関する応急措置（第二十三条―第二十六条）
第五章　防災に関する組織及び計画（第二十七条―第三十二条）
第六章　緑地等の設置（第三十三条―第三十七条）
第七章　雑則（第三十八条―第四十八条）
第八章　罰則（第四十九条―第五十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の特殊性にかんがみ、その災害の防止に関する基本的事項を定めることにより、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）、高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）その他災害の防止に関する法律と相まつて、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、もつて石油コンビナート等特別防災区域に係る災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　石油等　石油（消防法別表に掲げる第一石油類、第二石油類、第三石油類及び第四石油類をいう。以下同じ。）及び高圧ガス（高圧ガス取締法第二条に規定する高圧ガス（同法第三条第一項各号に掲げる高圧ガス、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項に規定するガス事業及び同条第七項に規定するガス工作物に係る高圧ガス並びに政令で定める不活性ガスを除く。）をいう。以下同じ。）をいう。

二　石油コンビナート等特別防災区域　次のいずれかに該当する区域であつて、政令で指定するものをいう。

イ　当該区域に、石油貯蔵・取扱量（消防法第十一条第一項の規定による許可に係る貯蔵所、製造所又は取扱所（同法第十六条の二第一項に規定する移動タンク貯蔵所を除く。以下「石油貯蔵所等」という。）において貯蔵し、又は取り扱う石油の貯蔵量及び取扱量を政令で定めるところにより合計して得た数量をいう。以下同じ。）を政令で定める基準貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガスの処理量（高圧ガス取締法第五条第一項の規定による許可に係る事業所において定置式設備により同項第一号に規定する圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積をいう。以下同じ。）を政令で定める基準処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる事業所を含む二以上の事業所で所在し、かつ、当該区域に所在する事業所のうち、石貯油蔵所等を設置しているすべての者の事業所における石油の貯蔵・取扱量を合計した数量を政令で定める基準総貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは同項の規定による許可を受けているすべての者の事業所における高圧ガスの処理量を合計した数量を政令で定める基準総処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる区域であつて、当該区域に所在する特定の事業所についてそれぞれ災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせるとともに当該区域について一体として防災体制を確立することが緊要であると認められるもの

ロ　石油の貯蔵・取扱量をイに規定する政令で定める基準総貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガスの処理量をイに規定する政令で定める基準総処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる事業所であつて、当該事業所について災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせることが緊要であると認められるものの区域

ハ　イ又はロに該当することとなると認められる区域

三　災害　火事、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

四　第一種事業所　石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に所在する事業所であつて、石油の貯蔵・取扱量を第二号イに規定する政令で定める基準貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガスの処理量を同号イに規定する政令で定める基準処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となるものをいう。

五　第二種事業所　特別防災区域に所在する事業所のうち第一種事業所以外の事業所であつて、政令で定める基準に従い、相当量の石油等その他政令で定める物質を取り扱い、貯蔵し、又は処理することにより当該事業所における災害及び第一種事業所における災害が相互に重要な影響を及ぼすと認められるものとして都道府県知事が指定するものをいう。

六　特定事業所　第一種事業所及び第二種事業所をいう。

七　第一種事業者　第一種事業所を設置している者をいう。

八　第二種事業者　第二種事業所を設置している者をいう。

九　特定事業者　第一種事業者及び第二種事業者をいう。

十　特定防災施設等　流出油等防止堤、消火又は延焼の防止のための施設又は設備その他の災害の拡大の防止のために土地又は工作物に定着して設けられる施設又は設備（消防法、高圧ガス取締法その他の災害の防止に関する法令の規定により設置すべきものを除く。）であつて、主務省令で定めるものをいう。

（特定事業者の責務）

第三条　特定事業者は、その特定事業所における災害の発生及び拡大の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、当該特定事業所の所在する特別防災区域において生じたその他の災害の拡大の防止に関し、他の事業者と協力し、相互に一体となつて必要な措置を講ずる責務を有する。

（国及び地方公共団体の施策）

第四条　国及び地方公共団体は、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言又は指導をするとともに、この法律又は関係法律の規定に基づき、総合的な災害応急対策の実施その他防災体制の樹立を図る等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止並びに災害の復旧のために必要な施策を講ずるものとする。

第二章　新設等の届出、指示等

（新設の届出等）

第五条　第一種事業所（石油貯蔵所等を設置する事業所であり、かつ、高圧ガス取締法第五条第一項の規定による許可に係る事業所であるものに限る。以下この章において同じ。）の新設（石油の貯蔵・取扱量又は高圧ガスの処理量を増加するための工事その他の政令で定める工事をすることにより第一種事業所となる場合における当該工事を含む。以下同じ。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、書面で、その者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所、設置の場所、新設のための工事の開始の予定日並びに当該事業所に係る次の事項を含む第一種事業所の新設に関する計画を主務大臣に届け出なければならない。

一　主務省令で定める基準により、事業所の敷地をその用途に応じ、製造施設地区、貯蔵施設地区、用役施設地区、事務管理施設地区その他の施設地区に区分した場合におけるこれらの施設地区（以下「各施設地区」という。）の面積及び配置

二　特別防災区域内の事業所間の連絡導管及び連絡道路であつて、当該事業所の敷地内にあるものの配置

三　敷地面積

四　その他主務省令で定める事項

2　前項の規定による届出をする場合には、当該事業所の位置、周囲の状況及び各施設地区の配置を示す図面、石油又は高圧ガスの各施設地区別及び種類別のそれぞれの貯蔵・取扱量又は処理量を示す書面その他の主務省令で定める書類を提出しなければならない。

3　主務大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その届出書の写しを政令で定める行政機関の長（以下「関係行政機関の長」という。）、関係都道府県知事及び関係市町村長に送付するものとする。

4　主務大臣は、第一項の規定による届出に係る第一種事業所の新設に関する計画について、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

（経過措置）

第六条　一の地域が特別防災区域となつた際現にその地域に所在する第一種事業所に係る第一種事業者（当該地域において第一種事業所の新設のための工事をしている者を含む。）は、当該地域が特別防災区域となつた日から二月以内に、主務省令で定めるところにより、書面で、その者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所、設置の場所並びに前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。

2　前条第二項の規定は前項の規定による届出をする場合について、同条第三項の規定は前項の規定による届出があつた場合について準用する。

（変更の届出等）

第七条　第一種事業所に係る第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の一部の変更をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、書面で、その者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所、当該変更のための工事の開始の予定日並びに当該第一種事業所の変更に関する計画を主務大臣に届け出なければならない。ただし、災害復旧工事をする場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

2　第五条第二項の規定は前項の規定による届出をする場合について、同条第三項及び第四項の規定は前項の規定による届出があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該事業所の位置」とあるのは「当該変更に係る第一種事業所の」と、同条第四項中「新設に関する計画」とあるのは「変更に関する計画」と読み替えるものとする。

（新設等の計画に係る指示）

第八条　主務大臣は、第五条第一項又は前条第一項の規定による届出（以下「新設等の届出」という。）があつた場合において、当該新設等の届出に係る第一種事業所の新設又は変更に関する計画（以下「新設等の計画」という。）の内容が次のいずれかに該当するときは、当該新設等の届出をした者に対し、当該新設等の計画の内容のうち、第五条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に係る部分（当該変更に関する計画が、同項第三号の敷地面積の減少を伴うものである場合には、当該第一種事業所に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項で当該敷地面積の減少に密接に関連するものを含む。）について、災害が発生した場合における当該災害の拡大の防止（以下「災害の発生の場合の拡大防止」という。）をするために必要と認められる範囲内において、当該新設等の計画の変更を指示することができる。

一　第五条第一項第一号に掲げる各施設地区の面積又は配置が、当該各施設地区相互の関係、当該第一種事業所の敷地の面積及び地形、当該第一種事業所の周囲の状況その他の状況を勘案し、主務省令で定める基準に照らして、災害の発生の拡大防止に支障を生ずるおそれがあると認められること。

二　第五条第一項第二号に掲げる連絡導管又は連絡道路の配置が、当該第一種事業所の各施設地区との関係、当該第一種事業所の敷地の地形及び周囲の状況その他の状況を勘案し、主務省令で定める基準に照らして、災害の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれがあると認められること。

2　主務大臣は、新設等の届出（前条第一項の規定による届出であつて、当該届出に係る変更に関する計画が第五条第一項第三号の敷地面積の減少のみを内容とするものであるものを除く。）があつた場合において、前項の規定による指示によつては災害の発生の場合の拡大防止についての支障を除去することが困難であると認めるときは、当該届出に係る新設等の計画の廃止を指示することができる。

3　関係行政機関の長は、第五条第三項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により届出書の写しの送付を受けた場合において、前二項の規定による指示を要すると認めるときは、主務大臣に対し、当該指示をすることを要請することができる。

4　主務大臣は、第一項又は第二項の規定による指示をするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5　第一項又は第二項の規定による指示は、新設等の届出が受理された日から三月以内にしなければならない。

6　前項の規定にかかわらず、主務大臣は、実地の調査を行うため必要があるとき、その他同項

の規定による期間内に第一項又は第二項の規定による指示をすることができない合理的な理由があるときは、一月の範囲内において、前項の規定による期間を延長することができる。この場合においては、新設等の届出をした者、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、同項の規定による期間内に、その延長する期間及びその期間を延長する理由を通知するものとする。

7　主務大臣は、第五項の規定による期間が経過する前であつても、新設等の計画について災害の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれがないことが明らかであると認めたときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議して、当該新設等の計画について第一項又は第二項の規定による指示をしないことを決定し、その旨を当該新設等の届出をした者に通知するものとする。

8　主務大臣は、第一項若しくは第二項の規定による指示をしたとき、又は前項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その旨及び指示をした場合には当該指示の内容を関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するものとする。

（消防法等の許可との関係）

第九条　消防法第十一条第一項の規定による許可又は高圧ガス取締法第五条第一項若しくは第十四条第一項の規定による許可（以下「消防法等の許可」という。）をする権限を有する自治大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この条において「許可権者」という。）は、新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法等の許可の申請があつた場合には、前条第五項の規定による期間（同条第六項の規定により同条第五項の規定による期間が延長されたときは、その延長後の期間）が満了する日（同条第一項の規定による指示又は同条第七項の規定による通知があつたときは、当該指示又は通知があつた日。次条において「指示期間の満了等に係る日」という。）までは、当該消防法等の許可をしてはならない。

2　前項の規定に該当する場合のほか、許可権者は、新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法等の許可の申請があつた場合において、次に掲げる場合に該当するときは、当該消防法等の許可をしてはならない。

一　当該届出に係る新設等の計画について前条第一項の規定による指示があつた場合において、当該消防法等の許可の申請の内容が、当該指示に従つて変更された場合の当該計画に適合していないと認めるとき。

二　当該届出に係る新設等の計画について前条第二項の規定による指示があった場合

3　新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法等の許可が行われた場合における当該第一種事業所の施設に関する消防法第十一条第五項本文及び高圧ガス取締法第二十条の規定の適用については、これらの規定中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準及び石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第　号）第五条第一項又は第七条第一項の規定による届出に係る計画（当該計画について同法第八条第一項の規定による指示があつたときは、当該指示に従つて変更された場合の当該計画）」とする。

（実施の制限）

第十条　新設等の届出をした者は、指示期間の満了等に係る日までは、当該届出に係る第一種事業所の新設又は変更（消防法第十一条第一項の規定による許可に係る施設及び高圧ガス取締法第五条第一項又は第十四条第一項の規定による許可に係る同法第八条第一号に規定する製造のための施設（第十二条において「許可施設」という。）に係るものを除く。次条第一項において同じ。）をしてはならない。

（新設等の確認）

第十一条　新設等の届出をした者は、当該届出に係る第一種事業所の新設又は変更をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出て、当該新設又は変更が当該新設等の届出に係る新設等の計画（当該計画について第八条第一項の規定による指示があつたときは、当該指示に従つて変更された場合の当該計画。次条第一号において同じ。）に適合しているかどうかについて、主務大臣の確認を受けなければならない。

2　主務大臣は、前項の規定による確認をしたときは、その結果を関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するものとする。

（使用停止命令）

第十二条　主務大臣は、次の各号に掲げる第一種事業所を設置している第一種事業者に対し、当該各号に定める期間、災害の発生の場合の拡大防止をするために必要な範囲内において、当該第一事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。

一　新設等の届出に係る新設等の計画に適合していない第一種事業所（当該計画に適合していない施設が許可施設のみである場合を除く。）当該第一種事業所を当該新設等の計画に適合したものとするために必要な措置が講じられるまでの間

二　新設等の届出に係る新設等の計画について行われた第八条第二項の規定による指示に違反して新設又は変更をされた第一種事業所（当該計画に係る施設が許可施設のみである場合を除く。）当該第一種事業所を原状に回復するまでの間

三　第五条第一項の規定に違反して第一種事業所の新設に関する計画の届出をしないで新設をされ、かつ、同項第一号又は第二号に掲げる事項が第八条第一項第一号又は第二号の主務省令で定める基準（以下この号及び次号において「設置基準」という。）に適合していない第一種事業所　当該第一種事業所に係る第五条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を設置基準に適合したものとするために必要な措置が講じられるまでの間

四　第七条第一項の規定に違反して第一種事業所の変更に関する計画の届出をしないで第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の一部の変更をされ、かつ、当該変更に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項（当該変更が同項第三号の敷地面積の減少を伴うものである場合には、当該第一種事業所に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項で当該敷地面積の減少に密接に関連するものを含む。以下この号において同じ。）が設置基準に適合していない第一種事業所　当該変更に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項を設置基準に適合したものとするために必要な措置が講じられるまでの間

（氏名等の変更の届出）

第十三条　第一種事業者（第一種事業所に係るものに限るものとし、第五条第一項の規定による届出をした者を含む。次条において同じ。）は、その氏名（法人にあつては、その名称又は代表者の氏名）又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2　第五条第三項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。

（地位の承継）

第十四条　第一種事業者から第一種事業所を譲り受け、又は借り受けた者は、当該第一種事業所に係る第一種事業者の地位を承継する。

2　第一種事業者について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該第一種事業者の地位を承継する。

3　前二項の規定により第一種事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4　第五条第三項の規定は、前項の規定による届

出があった場合について準用する。

第三章　特定事業者に係る災害予防

（特定防災施設等）

第十五条　特定事業者は、その特定事業所に、主務省令で定める基準に従って、特定防災施設等を設置し、及び維持しなければならない。

2　特定事業者は、特定防災施設等を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村長（特別区並びに消防本部及び消防署を置かない市町村にあっては、都道府県知事。以下「市町村長等」という。）に届け出て、検査を受けなければならない。

3　特定事業者は、特定防災施設について、主務省令で定めるところにより、定期に点検を行い、点検記録を作成し、これを保存しなければならない。

（自衛防災組織）

第十六条　特定事業者は、その特定事業所ごとに、自衛防災組織を設置しなければならない。

2　自衛防災組織は、特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。この場合において、自衛防災組織は、消防法、高圧ガス取締法その他の法令の規定により災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務又は職務を行うこととされている者で政令で定めるものが行うべき業務又は職務の遂行に協力しなければならない。

3　特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、防災要員を置かなければならない。

4　特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、当該自衛防災組織がその業務を行うために必要な化学消防自動車、消火用薬剤、油回収船その他の機械器具、資材又は設備（以下「防災資機材等」という。）を備え付けなければならない。

5　特定事業者は、主務省令で定めるところにより、その自衛防災組織の防災要員及び防災資機材等の現況について、市町村長等に届け出なければならない。

6　市町村長等は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該届出の内容を政令で定める管区海上保安本部の事務所の長に通知するものとする。

（防災管理者等）

第十七条　特定事業者は、その特定事業所ごとに、防災管理者を選任し、自衛防災組織を統括させなければならない。

2　防災管理者は、当該特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない。

3　第一種事業者は、当該第一種事業所における災害の発生又は拡大の防止に関する業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者のうちから副防災管理者を選任し、自衛防災組織の統括について、防災管理者を補佐させなければならない。

4　第一種事業者は、防災管理者が当該第一種事業所内にいないときは、副防災管理者に自衛防災組織を統括させなければならない。

5　第一項又は第三項の規定により防災管理者又は副防災管理者を選任したときは、特定事業者（同項の場合にあっては、第一種事業者。第二十一条第一項第四号において同じ。）は、主務省令で定めるところにより遅滞なく、その旨を市町村長等に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

6　前条第六項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。

（防災規程）

第十八条　特定事業者は、主務省令で定めるところにより、自衛防災組織が行うべき第十六条第二項の規定による業務に関する事項について防災規程を定め、市町村長等に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　第十六条第六項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。

（共同防災組織）

第十九条　一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者の全部又は一部は、共同して、これらの特定事業所の自衛防災組織の業務の一部を行わせるための共同防災組織を設置することができる。

2　前項の特定事業者は、主務省令で定めるところにより、その協議により、共同防災組織が行うべき業務に関する事項並びに防災要員及び防災資機材等に関する事項について共同防災規程を定めなければならない。

3　第一項の特定事業者を代表する者は、共同防災組織を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その防災要員の数、備え付けた防災資機材等の種類別の数量、共同防災規程その他の事項を市町村長等に届け出なければならない。届け出られた事項に変更があったときも、同様とする。

4　政令で定める基準に従って、防災要員を配置し、及び防災資機材等を備え付けた共同防災組織を設置している特定事業者は、第十六条第三項及び第四項の規定によりその自衛防災組織に置くべき防災要員の数及び備え付けるべき防災資機材等の数量を政令で定めるところにより減ずることができる。

5　第十六条第二項の規定は共同防災組織について、同条第六項の規定は第三項の規定による届出があった場合について準用する。

（経過措置）

第二十条　一の地域が特別防災区域となった際現にその地域に所在する第一種事業所に係る第一種事業者（当該地域において第一種事業所の新設のための工事をしている者を含む。）については、次の各号に掲げる規定は、当該地域が特別防災区域となった日から当該各号に定める期間が経過する日までは、適用しない。

一　第十五条第一項の規定　一年間（同項の規定中政令で定める特定防災施設等の設置に係る部分については、二年を超えない範囲内で政令で定める期間）

二　第十六条の規定　一年間（同条の規定中政令で定める防災資機材等の備付けに係る部分については、三年を超えない範囲内で政令で定める期間）

三　第十七条及び第十八条の規定　一年間

2　前項の規定は、第二種事業所の指定の際現に当該第二種事業所を設置している第二種事業者について準用する。この場合において、同項中「当該地域が特別防災区域となった日」とあるのは、「当該指定の日」と読み替えるものとする。

（措置命令及び使用停止命令）

第二十一条　市町村長等は、次の各号に掲げる特定事業者に対し、期間を定めて、当該各号に定める措置を行うことを命ずることができる。

一　第十五条第一項の規定に違反して、特定防災施設等を同項に規定する主務省令で定める基準に従って設置し、又は維持していない特定事業者　特定防災施設等を同項に規定する主務省令で定める基準に従って設置し、又は維持すること。

二　第十五条第三項の規定に違反して、同項の規定による点検を行わず、又は点検記録を作成せず、若しくはこれを保存していない特定事業者　同項の規定による点検を行って、点検記録を作成し、これを保存すること。

三　第十六条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、自衛防災組織を設置せず、又は自衛防災組織に防災要員を置かず、若しくは防災資機材等を備え付けていない特定事業者　自衛防災組織を設置し、又は同条第三項若しくは第四項若しくは第十九条第四項に定めるところにより、自衛防災組織に防災要員を置き、若しくは防災資機材等を備え付けること。

四　第十七条第一項又は第三項の規定に違反して、防災管理者又は副防災管理者を選任していない特定事業者　防災管理者又は副防災管理者を選任すること。

五　第十八条第一項の規定に違反して、防災規程を作成していない特定事業者　防災規程を作成すること。

2　市町村長等は、前項の規定による命令に違反した特定事業者に対し、期間を定めて、当該命令に係る特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。

（石油コンビナート等特別防災区域協議会）

第二十二条　一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者は、共同して、次の事項を行う石油コンビナート等特別防災区域協議会を置くように努めなければならない。

一　当該特別防災区域の災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成

二　災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究

三　当該特定事業所の職員に対する災害の発生又は拡大の防止に関する教育の共同実施

四　共同防災訓練の実施

第四章　災害に関する応急措置

（異常現象の通報義務）

第二十三条　特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者は、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩その他の異常な現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を消防署又は市町村長の指定する場所に通報しなければならない。

2　消防署長又は市町村長は、前項の通報を受けた場合には、直ちに、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を石油コンビナート等防災本部、警察署、海上警備救難機関その他の関係機関に通報しなければならない。

（自衛防災組織等の災害応急措置）

第二十四条　特定事業者は、その特定事業所において前条第一項に規定する異常な現象が発生したときは、直ちに、防災規程、共同防災規程及び石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、当該特定事業所の自衛防災組織及び共同防災組織の災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行わせなければならない。

2　前項の特定事業所が所在する特別防災区域の他の特定事業者は、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その特定事業所の自衛防災組織を派遣する等同項の特定事業所における災害の拡大の防止に協力しなければならない。

（自衛防災組織等に対する指示）

第二十五条　市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。次項において同じ。）又は第十六条第六項に規定する政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施について必要があると認めるときは、自衛防災組織又は共同防災組織に指示をすることができる。

2　警察官は、市町村長若しくはその委任を受けて前項に規定する市町村長の職権を行う市町村（特別区の存する区域においては、都）の吏員及び同項に規定する管区海上保安本部の事務所の長若しくはその委任を受けて同項に規定する管区海上保安本部の事務所の長の職権を行う海上保安官が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、人命の救助、危険な区域への立入りの制限若しくは禁止又は当該区域からの退去に関する指示について、同項に規定する市町村長又は管区海上保安本部の事務所の長の職権を行うことができる。

（災害応急措置の概要等の報告）

第二十六条　特定地方行政機関（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第九条に規定する国の行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。以下同じ。）の長、都道府県知事、市町村長、特定事業者その他法令の規定により特別防災区域に係る災害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を実施する責任を有する者は、発生した災害の状況及びその実施した措置の概要について、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、石油コンビナート等防災本部に逐次報告しなければならない。

第五章　防災に関する組織及び計画

（石油コンビナート等防災本部）

第二十七条　特別防災区域が所在する都道府県に、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を置く。

2　特別防災区域であつて、第二条第二号ハに該当するもののみが所在する都道府県においては、前項の規定にかかわらず、防災本部を置かないことができる。

3　防災本部は、当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域に係る防災（災害の発生及び拡大を防止し、並びに災害の復旧を図ることをいう。以下この章において同じ。）に関し、次の事務をつかさどる。

一　石油コンビナート等防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二　防災に関する調査研究を推進すること。

三　防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。

四　災害が発生した場合において、当該都道府県、関係特定地方行政機関、関係市町村、関係公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関及び同条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。以下同じ。）、当該都道府県の区域内の公共的団体及び当該都道府県の区域内の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者その他当該特別防災区域内の防災上重要な施設の管理者（第三十一条において「関係機関等」という。）が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。

五　石油コンビナート等現地防災本部に対して、災害応急対策の実施に関し必要な指示を行うこと。

六　災害が発生した場合において、国の行政機関（関係特定地方行政機関を除く。）及び他の都道府県との連絡を行うこと。

七　その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。

（防災本部の組織）

第二十八条　防災本部は、本部長及び本部員をもつて組織する。

2　本部長は、当該防災本部を設置する都道府県の知事をもつて充てる。

3　本部長は、防災本部の事務を総括する。

4　本部長に事故があるときは、あらかじめその指名する本部員がその職務を代理する。

5　本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一　当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域の全部又は一部を管轄する特定地方行政機関の長又はその指名する職員

二　当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長

三　警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長

四　当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者

五　当該都道府県の区域内の市町村のうち、その区域内に特別防災区域が所在する市町村の市町村長

六　当該都道府県の区域内の市町村（前号に規定する市町村を除く。）のうち、当該都道府県の知事が特別防災区域に係る防災に関し必要と認めて指定する市町村の市町村長

七　前二号に規定する市町村の消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）

八　当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域ごとに、当該特別防災区域内の特定事業者を代表する者

九　その他当該都道府都の知事が必要と認めて任命する者

6　防災本部に、専門の事項を調査させるため、

専門員を置くことができる。

7　専門員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の関係市町村の職員、関係公共機関の職員、関係特定事業所の職員及び学識経験のある者のうちから、当該都道府県の知事が任命する。

8　前各項に定めるもののほか、防災本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従つて当該都道府県の条例で定める。

（石油コンビナート等現地防災本部）

第二十九条　防災本部の本部長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該特別防災区域において緊急に統一的な防災活動を実施するため特別の必要があると認めるときは、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

2　現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもつて組織する。

3　現地本部長及び現地本部員は、本部員のうちから本部長が指名する者をもつて充てる。

4　現地本部は、防災本部の指示を受けて、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、当該特別防災区域に係る災害に関する防災活動の実施について、防災本部の事務の一切を行う。

（防災本部の協議会）

第三十条　一の特別防災区域が二以上の都府県にわたつて所在する場合には、当該特別防災区域に係る石油コンビナート等防災計画を作成し、その実施を推進するため、これらの都府県は、協議により規約を定め、当該特別防災区域に関し、防災本部の協議会を設置しなければならない。ただし、当該特別防災区域が第二条第二号ハに該当するものである場合は、防災本部の協議会を設置しないことができる。

2　前項の防災本部の協議会の組織、運営その他防災本部の協議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（石油コンビナート等防災計画）

第三十一条　防災本部及びその協議会は、当該都道府県の区域内にその全部の区域が含まれる特別防災区域（防災本部の協議会にあつては、当該協議会を設置した二以上の都府県にわたつて所在する特別防災区域）に係る石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）を作成し、及び毎年これに検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該防災計画は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画、同条第九号に規定する防災業務計画、同条第十号イに規定する都道府県地域防災計画及び同号ハに規定する指定地域都道府県防災計画に抵触するものであつてはならない。

2　防災計画は、前項の特別防災区域に係る防災に関し、次の事項について定めるものとする。

一　関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

二　関係機関等の防災に関する組織の整備及び防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置等に関すること。

三　防災に関する調査研究に関すること。

四　特定事業所の職員及びその他の関係機関等の職員の防災教育及び防災訓練に関すること。

五　特定事業者間の相互応援に関すること。

六　防災のための施設、設備、機械器具及び資材の設置、維持、備蓄、調達、輸送等に関すること。

七　災害の想定に関すること。

八　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の収集及び伝達並びに広報に関すること。

九　自衛防災組織及び共同防災組織の活動の基準に関すること。

十　現地本部の設置及びその業務の実施に関すること。

十一　火事、爆発、石油等の漏洩又は流出その他の事故による災害に対する応急措置の実施に関すること。

十二　地震、津波その他の異常な自然現象による災害に対する応急措置の実施に関すること。

十三　災害時における避難、交通の規制、警戒区域の設定等に関すること。

十四　災害時における関係機関等以外の地方公共団体等に対する応援要請に関すること

十五　特別防災区域内の公共施設の災害復旧に関すること。

十六　その他災害の予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること。

3　防災本部及びその協議会は、第一項の規定により防災計画を作成し、又は修正したときは、当該防災計画又は当該修正した防災計画を主務大臣に提出するとともに、その要旨を公表しなければならない。

（災害対策基本法との関係）

第三十二条　災害対策基本法第二条第十号イからニまで、第十四条第二項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十三条第一項、第四項及び第五項　第四十条第一項及び第二項、第四十二条第一項及び第二項、第四十三条第一項並びに第四十四条第一項の規定の適用については、これらの規定に規定する地域又は区域は　特別防災区域（第二十七条第二項の規定により防災本部を置かないこととする都道府県の区域内に所在するものを除く。次項において同じ。）を含まないものとする。

2　特別防災区域に係る災害対策基本法の規定の適用については、同法第二条第十号中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの（石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第　号）第三十二条第一項に規定する特別防災区域については、同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画（以下「石油コンビナート等防災計画」という。）」と、同法第三条第四項中「この法律の規定による都道府県」とあるのは「都道府県」と、同法第六条第一項中「この法律の規定による国」とあるのは「国」と、同法第十三条第二項中「都道府県防災会議又は」とあるのは「都道府県防災会議、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部（以下「石油コンビナート等防災本部」という。）又は」と、「都道府県防災会議の協議会」とあるのは「都道府県防災会議の協議会、石油コンビナート等防災本部の協議会」と、同法第二十一条中「都道府県防災会議」とあるのは「都道府県防災会議、石油コンビナート等防災本部」と、同法第四十一条中「又は都道府県地域防災計画」とあるのは「、都道府県地域防災計画又は石油コンビナート等防災計画」と、同法第四十五条中「会長」とあるのは「会長若しくは本部長」と、「都道府県防災会議又はその」とあるのは「都道府県防災会議若しくは石油コンビナート等防災本部又はこれらの」と、同法第五十八条中「市町村地域防災計画」とあるのは「石油コンビナート等防災計画」とする。

第六章　緑地等の設置

（設置計画の作成等）

第三十三条　地方公共団体の長は、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第二条第三項第二号の事業を行うことができる地域以外の地域において、特別防災区域における災害がその周辺の地域に及ぶことを防止するための緩衝地帯として緑地その他これに類する政令で定める施設（以下「緑地等」という。）を設置しようとするときは、政令で定めるところにより、関係地方公共団体の長（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局の委員長を含む。）の意見を聴いて、緑地等の設置に関する計画を作成し、主務大臣の承認を受けるものとする。

（第一種事業者に係る費用の負担等）

第三十四条　地方公共団体は、前条の計画に基づいて緑地等の設置をするときは、政令で定めるところにより、当該緑地等の設置に要する費用で政令の定めるものの額の三分の一に相当する額（以下この条において「負担総額」という。）を、当該計画に係る特別防災区域に所在する第一種事業所に係る第一種事業者（当該第一種事業者となることが確実と認められる者を含む。以下同じ。）に負担させることができる。

2　前項の緑地等の設置につき各第一種事業者に負担させる負担金（以下「事業者負担金」という。）の額は、各第一種事業者について、当該第一種事業者に係る同項の特別防災区域に所在する第一種事業所の石油の貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量を基準とし、当該第一種事業所における災害の周辺地域への影響の程度その他の政令で定める条件を勘案して、負担総額を配分した額とする。

3　地方公共団体の長は、前項の規定により各第一種事業者の負担すべき事業者負担金の額を定めたときは、各第一種事業者に対し、その者が納付すべき事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

4　地方公共団体の長は、前項の規定により事業者負担金の額を定めた後、第一項の第一種事業者又は負担総額に変更があつたとき、その他事業者負担金の額を変更する必要が生じたときは、事業者負担金の額を変更して、各第一種事業者に対し、その者が納付すべき変更後の事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

（強制徴収）

第三十五条　事業者負担金を納付しない第一種事業者があるときは、地方公共団体の長は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2　前項の場合においては、地方公共団体の長は、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内の延滞金を徴収することができる。

3　第一項の規定による督促を受けた第一種事業者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、地方公共団体の長は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する事業者負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における事業者負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4　延滞金は、事業者負担金に先立つものとする。

（財政上の特別措置）

第三十六条　地方公共団体が第三十三条の計画に基づいて実施する緑地等の設置に係る当該地方公共団体の経費については、他の法令の規定にかかわらず、国は、予算の範囲内で、その二分の一を補助することができる。ただし、当該緑地等の設置につき適用される他の法令の規定による国の補助の割合が二分の一を超えるときは、当該経費についての国の補助の割合については、当該他の法令の定めるところによる。

2　前項の緑地等の設置につき地方公共団体が必要とする経費に係る地方債で主務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

（政令への委任）

第三十七条　この章に規定するもののほか、事業者負担金の額の決定及び変更、事業者負担金の納付の方法並びに前条第一項の規定により国が補助することとなる額の算定及び交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章　雑則

（特別防災区域の指定）

第三十八条　主務大臣は、第二条第二号の区域を指定する政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

（報告の徴収）

第三十九条　主務大臣、都道府県知事又は市町村長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、その業務に関し、報告をさせることができる。

（立入検査）

第四十条　主務大臣、都道府県知事又は市町村長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、特定事業所に立ち入り、当該特定事業所に係る特定事業者の施設、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（都道府県知事への報告等）

第四十一条　市町村長（特別区の区長並びに消防本部及び消防署を置かない市町村の市町村長を除く。）は、この法律又は消防法の規定により、第一種事業所に係る届出の受理、許可、命令その他の政令で定める行為をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を関係都道府県知事に報告しなければならない。

2　都道府県知事は、高圧ガス取締法の規定により、第一種事業所に係る届出の受理、許可、命令その他の政令で定める行為をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を前項の市町村長に通知しなければならない。

3　第一項の規定による報告を受けた都道府県知事又は前項の規定による通知を受けた市町村長は、特別防災区域に係る災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、それぞれ、第一項の市町村長又は前項の都道府県知事に対し、必要な措置を講ずることを要請することができる。

（国の援助）

第四十二条　国は、特定事業者がこの法律に基づいて行うべき防災のための施設又は設備の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、災害の発生及び拡大の防止に関する技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

（消防法との関係）

第四十三条　消防法第十四条の四の規定は、政令で定める特定事業所については、適用しない。

（適用除外）

第四十四条　第二十五条の規定は、国の機関が設置する自衛防災組織については、適用しない。

（手数料）

第四十五条　第十一条第一項の規定による確認又は第十五条第二項の規定による検査を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

（主務大臣等）

第四十六条　この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一　第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第三項、第十一条第一項、第十三条第一項若しくは第十四条第三項の規定による届出の受理（要請を受けることを含む。）、第五条第三項（第六条第二項、第七条第二項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による送付、第五条第四項（第七条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十八条の規定による意見の聴取、第八条第一項若しくは第二項の規定による指示、同条第四項の規定による協議、同条第六項の規定による期間の延長、同条第七項の規定による決定及び通知、同条第八項若しくは第十一条第二項の規定による通知、同条第一項の規定による確認、第十二条の規定による命令、第三十一条第三項の規定により提出される防災計画の受

理、第三十九条の規定による報告の徴収又は第四十条第一項の規定による立入検査若しくは質問に関する事項については、通商産業大臣及び自治大臣

二　第三十三条の規定による承認に関する事項については、建設大臣

三　第三十六条第二項の規定による指定については、自治大臣

2　この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一　第二条第十号の施設若しくは設備、第十五条第一項の基準、同条第二項の規定による届出及び検査、同条第三項の規定による点検及び記録、第十六条第五項、第十七条第五項若しくは第十九条第三項の規定による届出、第十八条第一項若しくは第十九条第二項の防災規程若しくは共同防災規程又は第四十一条第一項の規定による報告に関する事項については、自治省令

二　第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項若しくは第十一条第一項の規定による届出、第五条第一項若しくは第八条第一項の基準又は第五条第二項（第六条第二項及び第七条第二項において準用する場合を含む。）の書類に関する事項については、通商産業省令・自治省令

三　第四十一条第二項の規定による通知に関する事項については、通商産業省令

（経過措置の命令への委任）

第四十七条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（権限の委任）

第四十八条　この法律の規定により主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長に委任することができる。

第八章　罰則

第四十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして第一種事業所（石油貯蔵所等を設置する事業所であり、かつ、高圧ガス取締法第五条第一項の規定による許可に係る事業所であるものに限る。次号において同じ。）の新設をした者

二　第七条第一項の規定による届出をしないで第一種事業所に係る第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の変更をした者

三　第十二条の規定による命令に違反した者

四　第二十一条第二項の規定による命令に違反した者

第五十条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十条の規定に違反した者

三　第二十一条第一項の規定による命令に違反した者

第五十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第十一条第一項若しくは第十五条第二項の規定による届出をせず、又はこれらの規定による確認若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　第十三条第一項、第十四条第三項、第十六条第五項又は第十七条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかった者

四　第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五　第四十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第五十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行日期日等）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　第三十六条第一項の規定は、昭和五十一年度分の予算に係る国の補助金から適用し、昭和五十年度分の予算に係る国の補助金で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。

（消防法の一部改正）

3　消防法の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「適合する」を「適合し、かつ、当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがない」に改める。

第十二条の二第四号中「第十二条第二項」を「前条第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二　第十二条の七第一項の規定に違反したとき。

第十二条の二に次の一号を加える。

七　第十四条の三の二の規定に違反したとき。

第十二条の六の次に次の一条を加える。

第十二条の七　同一事業所において政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所を所有し、管理し、又は占有する者で、政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものは、政令で定めるところにより、当該事業所における危険物の保安に関する業務を統括管理する者を定めなければならない。

製造所、貯蔵所又は取扱所を所有し、管理し、又は占有する者は、前項の規定により危険物の保安に関する業務を統括管理する者を定めたときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

第十四条の三の次に次の一条を加える。

第十四条の三の二　政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、自治省令で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。

第十六条の三第一項中「その他の事故が発生し、危険な状態となったときは」を「その他の事故が発生したときは」に改め、「直ちに、」の下に「引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他」を加え、同条に次の一項を加える。

市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が第一項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第三十九条の次に次の二条を加える。

第三十九条の二　製造所、貯蔵所又は取扱所から危険物を漏出させ、流出させ、放出させ、又は飛散させて火災の危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、公共の危険の生じなかったときは、これを罰しない。

前項の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第三十九条の三　業務上必要な注意を怠り、製造所、貯蔵所又は取扱所から危険物を漏出させ、流出させ、放出させ、又は飛散させて火

災の危険を生じさせた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、公共の危険が生じなかつたときは、これを罰しない。

前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

第四十条第一項中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第四十二条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　第十六条の三第三項の規定による命令に違反した者

第四十四条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三　第十四条の三の二の規定による点検記録を作成せず、虚偽の点検記録を作成し、又は点検記録を保存しなかつた者

第四十四条第六号中「第十一条の二第一項」の下に「、第十二条の七第二項」を加える。

第四十五条中「業務に関し」の下に「、第三十九条の二第一項若しくは第二項、第三十九条の三第一項若しくは第二項」を加える。

（地方交付税法の一部改正）

4　地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則第二十二項を附則第二十四項とし、附則第二十一項を附則第二十三項とし、附則第二十項の次に次の二項を加える。

21　当分の間、地方団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額は、第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための地方債償還費	石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等のための事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	円　銭 千円につき五〇〇〇〇

22　前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

測定単位の算定の基礎	表示単位
石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債で石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第　号）第三十六条第二項の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金	千円

5　前項の規定による改正後の地方交付税法附則第二十一項及び第二十二項の規定は、昭和五十一年度分の地方交付税から適用する。

（消防施設強化促進法の一部改正）

6　消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「政令で定めるもの」を「政令で定めるもの（次項の規定の適用があるものを除く。）」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3　当分の間、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第　号）第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）の所在する市町村のうち政令で定める市町村が、当該特別防災区域の指定のあつた日の属する年度からその日から三年を経過する日の属する年度までの各年度に当該特別防災区域に係る災害の防止のために配置する消防施設で政令で定めるものに係る第四条第一項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは「二分の一」とする。

前項の規定による改正後の消防施設強化促進法附則第二項及び第三項の規定は、昭和五十一年度分の予算に係る国の補助金から適用する。

（消防組織法の一部改正）

8　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二　石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第　号）の施行に関する事項

（自治省設置法の一部改正）

9　自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十五号を第三十六号とし、第三十四号の四の次に次の一号を加える。

三十五　石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第　号）の施行に関する事務を行うこと。

（通商産業省設置法の一部改正）

10　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十号の二の次に次の一号を加える。

三十の三　石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第　号）の規定に基づき、事業所に対して、災害の防止に関し、指示し、又は命令をすること。

第九条の二第八号の次に次の一号を加える。

八の二　石油コンビナート等災害防止法の施行に関する事務で通商産業省の所掌に属するものを処理すること。

理由

石油コンビナート等における災害がその周辺の地域に重大な影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、石油コンビナート等の区域内において石油又は高圧ガスを貯蔵し、取り扱い、又は処理する事業所に対して防災上の見地からの規制を強化するとともに、その区域における一体的な防災体制を確立する等石油コンビナート等における災害の発生及び拡大を防止するための総合的な施策の推進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十年十月七日印刷
昭和五十年十月八日発行
衆議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局
G